TOKYO UNIVERSITY OF SOCIAL WELFARE

学部通信教育課程
学生募集要項

２０２７年度４月／９月入学生用

＜募集学部・学科＞
◎教育学部 教育学科　　◎心理学部 心理学科
◎社会福祉学部 社会福祉学科
　（社会福祉専攻／経営福祉専攻）
◎保育児童学部 保育児童学科

＜入学種別＞
・正科生（１年次入学／２・３・４年次編入学）
・科目等履修生
・特修生

東京福祉大学

※2027 年 4 月 開智大学に名称変更予定（構想中）

目次 CONTENTS

入学種別・修業年数…… 1
入学志願から学修開始までの流れ…… 2
募集概要…… 4
〇入学志願書受付期間…… 4
〇入学選考・小論文課題…… 4
〇入学に関する注意事項…… 5
入学時納付金の取り扱いについて…… 6
〇入学時納付金のお振込について…… 6
〇奨学金・教育ローンについて…… 7
正科生募集要項…… 9
〇正科生について…… 9
〇正科生（1 年次入学、2・3・4 年次編入学）
出願・入学手続について…… 9
特修生募集要項…… 15
〇特修生　出願・入学手続きについて…… 15
科目等履修生募集要項…… 16
〇科目等履修生　出願・入学手続について… 16
学修方法について…… 19
〇学修方法の概要…… 19
・履修方法・カリキュラムについて…… 19
・印刷授業　・スクーリング…… 19
・実習（P 履修）…… 20
・スクーリング開講例（2026 年度実績）… 21
〇履修に関する Q&A …… 22
カリキュラム…… 24
〇教育学部教育学科…… 24
・教育学部教育学科教職課程カリキュラム対応表… 27
〇心理学部心理学科…… 32
・公認心理師の取得方法について…… 34
〇社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻… 35
〇社会福祉学部社会福祉学科経営福祉専攻… 38
・社会福祉学部社会福祉学科
教職課程カリキュラム対応表…… 41
〇保育児童学部保育児童学科…… 44
・保育児童学部保育児童学科
教職課程カリキュラム対応表…… 47
〇認定心理士申請科目一覧…… 49
〇幼稚園教諭免許所持者
保育士試験免除対応科目一覧…… 49
〇福祉系国家資格所持者
保育士試験免除対応科目一覧…… 50
〇認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭及び
保育士資格取得の特例措置に関する科目の
開講について…… 50
〇実務経験によるソーシャルワーク実習の
免除制度について…… 52
〇実務経験による精神保健福祉実習の
免除制度について…… 52
東京福祉大学 個人情報保護基本方針…… 53

＜別表＞
①かかる費用の目安
・１年次入学、保育児童学部保育児童学科２年次編入学……54
・３年次編入学……56
②実務経験によるソーシャルワーク実習の免除制度について……58
③実務経験による精神保健福祉実習の免除制度について……65
④入学志願書・学籍原簿記入用コード一覧表……69

入学方法・修業年数

正科生

大学の卒業をめざして学修するのが正科生で、卒業すると学士の学位が得られます。最終学歴によっては 2～4 年次に編入学が可能です。社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格、公認心理師受験資格、教員免許状、各種任用資格などの取得をめざす方は正科生として入学します。

特修生

特修生は、高校卒業資格を持たない方に適用される入学方法です。最初に所定の単位（16 単位）を修得することにより、正科生の入学資格を得られます。特修生の修得単位は正科生の卒業単位に認定され、特修生の在籍期間は正科生卒業に必要な年数にも含まれます。

科目等履修生

16 歳以上であれば誰でも入学でき、学びたい科目を 1 科目から選択して学べます。また、所定の学歴や実務経験がある方は、認定心理士や保育士、各種教員免許状の取得も可能です。

＜最終学歴と入学方法＞

最終学歴	入学方法・年次	修業年限	最長在学期間
・中学校卒業 ・高等学校中退（18 歳以上）	特修生入学	6 ヶ月	
・高等学校卒業（見込） ・高等学校卒業程度認定試験（旧大検）合格（見込）	正科生 1 年次入学	4 年	8 年
・大学中退（1 年以上在学し、32 単位以上を修得して 1 学年を修了）	正科生 2 年次編入学	3 年	7 年
・大学・短期大学卒業 ・大学中退（2 年以上在学し、62 単位以上を修得して 2 学年を修了） ・専門学校（専修学校専門課程卒業）	正科生 3 年次編入学	2 年	6 年
＜教育学部／心理学部＞ ・大学卒業または大学 3 学年を修了し出身校の履修科目を本学で 96 単位まで認定可能 ＜社会福祉学部社会福祉学科＞ ・社会福祉士指定科目が履修できる大学・3 年制短期大学・3 年制専門学校（専修学校専門課程）で、社会福祉士指定科目を履修し卒業（見込） ・出身校の履修科目を本学で 96 単位まで認定可能（大学卒業または大学 3 学年修了者） ＜保育児童学部保育児童学科＞ ・指定保育士養成施設として厚生労働大臣から指定された大学・3 年制短期大学を卒業（見込） ・指定保育士養成施設として厚生労働大臣から指定されているか、併修制度等により保育士資格が卒業時に取得できる 3 年制専門学校（専修学校専門課程）で、保育士資格取得（見込） ・出身校の履修科目を本学で 96 単位まで認定可能	正科生 4 年次編入学	1 年	5 年
16 歳以上	科目等履修生	在籍期間：1 年 ※継続許可の場合更新可	

入学志願から学修開始までの流れ

1　入学志願書の作成、必要書類の準備、入学時納付金（選考料含む）の払込

●入学志願書等の記入、最終学校卒業証明書・成績証明書等の取り寄せなど、出願に必要な書類をそろえてください。

●入学志願書等、本学所定の用紙を使って提出する書類は、すべて本学のホームページ（https://www.tokyo-fukushi.ac.jp）からダウンロードしてください。
※入学希望課程種別、編入学希望年次、最終学歴等によって提出書類が異なります。

●入学志願書・学籍原簿①・入学時納付金振込依頼書・同窓会費振込依頼書をそのまま銀行に持参し、費用を振り込んでください。その際、振込証明証・振込領収書・振込依頼書の所定の欄に銀行収納印を押印してもらってください（WEB出願を除く）。
※本学提携の教育ローンの利用を希望する場合は、出願前にローン会社に各自でお問い合わせください。
※入学後、スクーリング履修費、資格課程を登録する場合、資格科目履修費、実習費が別途必要となります。

★WEB 出願
本学ホームページに、WEB から申込可能な WEB 出願ページがあります。必要事項を入力し、WEB 出願完了後に表示される画面および本学からの返信メール記載の書類をご確認ください。
※出願締切日までに書類提出や入学時納付金のご入金が確認できない場合は、正式な出願とはなりませんのでご注意ください。

2　出願書類の提出

●出願書類一式を、角 2 型封筒に入れ、表面に本学ホームページより表書きをダウンロードし貼り付けて所定の期間内（必着）に送付してください（WEB 出願含む）。
※郵送のみ、持参不可。願書センターは本学通信教育課とは別の窓口ですのでご注意ください。

●不足書類・誤記がないよう、提出前に十分にご確認ください。

●志願書提出後の取り消し、変更はできません。また、いったん提出された出願書類は、理由の如何を問わずお返しできませんので予めご了承ください。

3　出願書類の受付

●送付いただいた出願書類に不備がないか、本学で確認します。不備があった場合、その内容を連絡いたします。
※不備が解消されない場合、本学でその後の選考ができませんので注意してください。

4　書類選考（小論文含む）

●本学にて、出願書類（小論文含む）による選考を行います。
※小論文の提出は、正科生・特修生希望者のみです。

5　合否通知書・入学許可証の送付

●選考の結果は、各入学志願書受付期間の最終日から、約 1 ヶ月後に出願者本人に送付します。

●合格者には入学手続きに必要な書類を同封いたします。

●入学不許可の場合はその旨通知します。

※合否に関するお問い合わせ、不合格の理由についてのお問い合わせには一切応じられませんので、ご了承ください。

※入学辞退（入学辞退期間：合否通知書・入学許可証到着後 14 日間）の場合は選考料と入学金を除く入学時納付金、不合格の場合は選考料と振込手数料を除く入学時納付金を返金いたします。

6　科目履修登録、教材（教科書）購入開始【自費】

●通信教育課程にて使用する各科目の「教科書」は、入学許可時に案内される教科書購入専用サイトにて各自で自費購入していただきます。なお、「教科書」は専用サイト以外でも、全国各地域の書店やインターネットでも購入可能です。

●入学許可後、各自必修科目の「教科書」を購入し、学修に必要な教材を揃えます。早い出願時期に手続きされた方は、早く学修をスタートできます。

●各学科専攻の卒業に必要な必修科目は、入学許可と同時に本学にて自動登録されます。

●選択科目、資格課程科目の登録を所定の科目履修登録期間に行います。選択科目、資格課程科目の登録後、同科目の「教科書」を各自で自費購入し、学修に必要な教材を揃えます。

7　学修開始

●科目履修登録完了後、登録年次の科目から履修開始可能ですので、計画を立てて学修を進めてください。

※「教科書」は学修開始前に自費購入が必要です。

出願書類について

以下 1～11 はすべて本学ホームページ（https://www.tokyo-fukushi.ac.jp）からダウンロードしてください。

なお、出願用封筒はご自身で用意し、1 を印刷したものを封筒の表裏両面に貼付してください。

〈正科生・科目等履修生・特修生共通〉

1. 出願用封筒貼付用紙（ 表に「東京福祉大学願書センター行」と書かれたもの）
2. 入学志願書・学籍原簿①（入学時納付金振込依頼書）、入学志願書・学籍原簿②③
 ※大学用、科目等履修生用のうち志望に合ったものを使用してください。
3. 同窓会費振込依頼書
4. 小論文用紙（科目等履修生は不要）
5. 健康診断書
6. 専修学校専門課程修了・単位修得等証明書
7. 高等学校等専攻科修了証明書
8. ソーシャルワーク実習 実務経験（見込）自己申告書
9. ソーシャルワーク実習 実務経験（見込）証明書
10. 精神保健福祉実習 実務経験（見込）自己申告書
11. 精神保健福祉実習 実務経験（見込）証明書

募集概要

入学志願書受付期間（締切日必着）

2027 年度 4 月入学

１期	2026 年 11 月 13 日（金）～ 2027 年 1 月 8 日（金）
２期	2027 年 1 月 20 日（水）～ 2027 年 3 月 8 日（月）

2027 年度 9 月入学

１期	2027 年 4 月 15 日（木）～ 2027 年 5 月 21 日（金）
２期	2027 年 6 月 4 日（金）～ 2027 年 7 月 13 日（火）
３期	2027 年 7 月 23 日（金）～ 2027 年 8 月 13 日（金）

※どの期に出願しても卒業時期は 4 月入学の場合 3 月末、9 月入学の場合 8 月末となります。
※出願期間が早い方が、それだけ学修も早くはじめられますので、早めのご出願をおすすめします。
※通常、入学志願書受付期間の受付最終日より合否通知・入学許可通知まで約 1 ヶ月程度の日数がかかります。また、学修開始後、選択科目の科目履修登録手続きが完了するまで約 1 ヶ月程度の日数がかかります。
※各科目の教材（教科書）は自費購入です。入学許可時に案内される教科書購入専用サイトにて、各自で自費購入してください。なお、教材（教科書）は本学の専用サイト以外でも、各自で全国各地域の書店やインターネットでも購入可能です。
※WEB 出願手続き後、入学志願書受付期間締切日までに、必要書類の提出や入学時納付金のご入金が確認できない場合は正式な出願とはなりませんのでご注意ください。入学志願書受付期間締切日を過ぎてしまった場合は、改めて出願手続きを行ってください。

出願書類送付先：東京福祉大学願書センター

〒209-8790　日本郵便株式会社東京多摩郵便局私書箱等 35 号 TOPPAN エッジ（株）

※詳細についてのお問い合わせは通信教育課までご連絡ください。

電話：0270-20-3674

火曜～土曜：10：00～15：00

（日・月・祝日は受付を行っておりません。）

入学選考

小論文と入学志願書などの提出書類による書類選考を行います。
※選考料は 10,000 円です。

小論文課題（正科生・特修生のみ）

志望する学部学科専攻を選んだ理由と、入学後に学びたいことについて 800 字以内でまとめてください。

※科目等履修生は必要ありません。

※本学指定の用紙による。

入学に関する注意事項

1.　二重学籍の禁止

「学校教育法」に定める高等専門学校・短期大学・大学・大学院に在籍している者は二重学籍となるため入学できません（科目等履修生を除く）。

2.　国外在住者の入学

●日本国内に在住する保証人等が必要です。
●入学後の全ての郵便物のやりとりは、保証人等を通じて行うことが条件となります（日本国外への発送・電話連絡は行いません）。
●科目終了試験、スクーリング、実習等は日本国内で受けなければなりません（WEB 試験やオンライン型スクーリングを除く）。
●入学後の学費等の納入は、原則として、全て日本国内の指定銀行口座からの引き落としです。

3.　外国人の入学

原則として、日本語が堪能でテキストによる学修能力があり、日本での試験・スクーリング・実習への出席が可能であることが必要です。（WEB 試験やオンライン型スクーリングを除く）

4.　外国の学校卒業者の入学

正科生の場合は、日本の大学の入学資格が必要です。出願前に必ず、本学通信教育課までお問い合わせください。

5.　出願・修学上の配慮相談について

本学では、障がいや病気、負傷等による、受験上あるいは修学上の配慮支援に関する申請を受け付けています。申請を希望する方は、出願を希望する期間の出願開始日１ヶ月前をめどに、本学通信教育課へ事前にご連絡（書類を提出）ください。

●申請方法

（1）本学通信教育課（TEL.0270-20-3674）までご連絡ください。
（2）申請書類
①合理的配慮支援申込書（本学所定）
以下の本学「受験生応援サイト」（入試情報→入試についての情報ページ→合理的配慮支援申込書［通信教育課程］）よりダウンロードの上プリントアウトして使用してください。
（URL：https://jukennavi.tokyo-fukushi.ac.jp/admissions/information/）
②医師による診断書または障害者手帳のコピー
傷病名や症状のほか配慮を必要とする理由や具体的な対応方法について、医師に必ず記入していただいてください。
※申請内容によっては、ご連絡させていただく場合や上記①②以外の書類を提出していただく場合があります。あらかじめご了承ください。
（3）申請書類の提出
申請書類①②を封筒に入れ、本学通信教育課へ簡易書留でご郵送ください。

●留意事項

・本学では、申請に対してできるだけ対応するよう努めておりますが、個別的な配慮、支援には限界がありますので、ご容赦ください。また、ご相談の内容、時期によっては、ご意向に沿えない可能性もございますので、早めのご提出をお願いしています。ご了承ください。
・書類到着後、対応の可否等について、本学から連絡します。また、申請内容によっては、本人および保護者・保証人の面談を行う場合があります。
・修学上の配慮等に関しては大学のユニバーサル支援協議会等で協議させていただきますので、改めて配慮相談申請書をご提出いただくことがあります。

●相談窓口・申請書類提出先

〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町 2020-1　東京福祉大学伊勢崎キャンパス通信教育課
（封筒表面に「相談書類在中」と朱書してください。）

6.　その他

●高等学校卒業資格のない方で、入学資格の個別審査を希望する場合は、必ず出願前に通信教育課にご相談ください。
●出願後に入学を希望する学科・専攻を変えることはできません。本誌などで各学科で取得できる資格や、カリキュラムをよくご確認の上、ご出願ください。
●本学で社会福祉士受験資格・精神保健福祉士受験資格を取得され国家試験に合格した方は、校舎内の掲示等の方法で発表させていただきます。（同意者のみ）

入学時納付金の取り扱いについて

入学時納付金のお振込について

入学時納付金は、出願前に、該当する金額を「入学志願書・学籍原簿①」に添付の「入学時納付金振込証明証」「入学時納付金振込領収書」「入学時納付金振込依頼書」の金額欄に記入し、金融機関（銀行等）の窓口に持参して電信扱いでお振込みください（WEB 出願を除く）。その際、「入学時納付金振込証明証」「入学時納付金振込領収書」「入学時納付金振込依頼書」の所定の欄に銀行収納印を押印してもらってください。
※教育ローンを利用される方は「入学志願書・学籍原簿①」の教育ローン利用へチェックし、利用会社等を記入してください。「振込証明書」「振込領収書」「振込依頼書」への記入は不要です。

【注意事項】
※振込に係る振込手数料は出願者ご自身でご負担くださるようお願いいたします。
※現金自動預払機（ATM）でのお振込みは受付できません（WEB 出願を除く）。金融機関の係員が勧める場合がありますが、利用しないようお願いいたします。必ず窓口にてお振込みください。
※入学時納付金納入時に金融機関から渡される「振込領収書」は、本学からの領収証の代わりとなります。再発行はできませんので、ご自身で大切に保管してください。（本学への領収書の送付は不要です）
※2007 年 1 月 4 日から、本人確認手続きに関する法令の改正（注）により、金融機関において 10 万円を超える現金の振込みをされる場合には、本人確認書類の提示が必要となっています。10 万円を超える入学時納付金などを現金で振込む際は、入学時納付金振込依頼書とともに振込みの手続きを行う方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポートなど）をご用意の上、金融機関の窓口を利用してください。詳しくは、振込を依頼する金融機関にお問合せください。
（注）マネー・ロンダリング、テロ資金対策のため国際的な要請を受けて行われたもの。

○同窓会費について

同窓会は、会員相互の親睦とその向上をはかるとともに、母校の発展及び学術の発展に尽くすことを目的として、各種講演会などの開催、奨学金の給付、その他会の目的を達成するため必要な事業等を行っております。任意徴収となっておりますが、今後も皆様にとってさらに有益な活動を行って参りたいと考えておりますので、ぜひご入会いただき、会員相互の情報交換・連携・最新の学術情報の提供など、同窓会のネットワークを通してぜひご活用ください。
入会には「同窓会費振込依頼書」をご使用いただき、入学時納付金納入時に同時に同窓会費（40,000 円）をお振り込みください。

○出願後に万一入学辞退を希望する場合等

1. 出願後、やむを得ず入学を辞退する場合の手続きは、下記の通りです。出願後や入学許可後に万一辞退を希望される方は、手続き方法をご案内いたしますので、必ず通信教育課（TEL：0270-20-3674）まで、お電話にてご連絡ください。なお、返金に係る振込手数料は、下記いずれの場合もご本人様負担となりますので、ご了承ください。

入学時納付金をお振込み後、出願書類を提出する前に出願を辞退する場合	全額返金いたします。ただし 4 月生としての出願を予定していた場合は 2027 年 4 月 23 日（金）まで、9 月生としての出願を予定していた場合は 2027 年 9 月 24 日（金）までに辞退のお申し出がない場合、返金できません。また、次年度以降へ持ち越すこともできません。 ※入学時納付金のみお振込みいただき、結局当該年度・学期の出願期間内に出願しなかった場合も上記と同様の対応となりますので、必ず期間内にお申し出ください。
出願後、入学許可前に出願を辞退する場合	入学選考料を除く入学時納付金を返金します。 ※書類選考が開始されているため、入学選考料は返金されません。
入学許可日より 14 日以内に入学を辞退する場合	入学選考料と入学金を除く入学時納付金を返金します。 ※書類選考が終了しているため、入学選考料は返金されません。 ※入学許可後の辞退であるため、入学金は返金されません。
入学許可日を起点として 2 週間経過（15 日目以降）に入学を辞退する場合	退学となるため、入学時納付金は返金されません。 ※当該年度中は在籍となり、別途所定の退学手続きが必要となります。

2. 不合格の場合
→入学選考料と振込手数料を除く入学時納付金を全額返金します。

奨学金・教育ローンについて

○同窓生・在学生・教職員紹介新入生対象奨学金

＜対象＞
（1）大学・大学院【通学課程】及び【通信教育課程】への入学を希望する方。
　※科目等履修生は除く
（2）入学者と紹介者の関係が下記概要に適合する方。
（3）入学手続き時に同窓会費を納入し、本学同窓会員となる方。
　※同窓会への入会は任意としておりますが、この制度を利用する方は、同窓会にご入会ください。

＜奨学金＞
通信教育課程　正科生・特修生・・・・・・55,000 円

＜概要＞
1.　趣旨
本学の教育をよく理解し、本学の教育において社会で役立つ能力を身につけられる潜在的可能性のある学生に入学金を免除し、勉学を支援するために本制度を実施します。
2.　紹介者について
次のいずれかに該当する方のみ新入生を紹介できます。
●本学卒業生（但し、同窓会正会員である者）
●本学在学生（但し、同窓会準会員である者）
●本学教職員（非常勤・法人役員含む）
3.　紹介条件について
紹介者と入学希望者の関係が以下の①又は②のいずれかに該当する場合のみ、紹介が認められます。
①親子、兄弟、親戚
②①以外で、本人同士直接的な交流があり、紹介者が入学希望者の人物を保証できる場合。
（例）●小・中・高校時の同級生・先輩・後輩
●自宅が近所で本人同士が直接知り合い
●親しい友人
●友人の家族（家族の友人）で、本人同士も親密に付き合いがある
●ボランティアまたは実習で知り合い、その後も親交がある
●職場の同僚
●本学教員と学会等で交流がある
※紹介が認められない例
①紹介者が高等学校教諭で、通常の進路指導の一環として本学を紹介している場合
②入学希望者が本学出身者で、すでに本学の教育を修了している場合
③本学のオープンキャンパス・説明会の参加を通し、在学生や教職員と親密になった場合
④本学通信教育課程併修校の教員が同校の入学者を紹介する場合
⑤実際は一度も会った事がない等、紹介状に虚偽記載がある場合
4.　申し込み方法
①紹介者は、必ず当該入学希望者が本学入学選考に出願する前に所定の「紹介状」を入手してください。（本学ホームページからダウンロードまたは各キャンパス入学課・通信教育課の窓口・郵送等）
②紹介者は、紹介状に必要事項を記入し、下記の各々該当する「紹介者身分を証明する書類」と合わせて任意の封筒に厳封し、本学志願者に渡してください。
【紹介者身分を証明する書類】
●在学生：在学証明書（原本）
●卒業生：卒業証明書（原本）
●教職員：教職員証の写し
●役員：不要
●非常勤講師：本学発行の非常勤講師委嘱状の写し
③志願者は、本学ホームページから「奨学生志望理由書」をダウンロードし、奨学生志望理由書及び紹介者との関係等必要事項を記入してください。奨学生志望理由書と②の紹介者より受け取った封筒（開封無効）を出願書類に同封し、該当入試の出願期間に提出してください。出願用封筒の表に「新入生紹介奨学金申込書類在中」と朱書きしてください。
④③の「奨学生志望理由書」及び②の紹介者より受け取った封筒（開封無効）を出願書類に同封し、該当する入学志願書受付期間内に提出してください（提出期限厳守）。提出期限を過ぎての受付はいたしかねます。なお、入学時納付金は入学金を含んだ金額をお振込みください。※開封した紹介状は無効です。
⑤後日、本学にて書類選考を実施し、本奨学生として採用された方に奨学金相当額を給付します。

○その他本学以外の奨学金・提携教育ローン

（1）日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金制度は、教育基本法や学校教育法等の法律に基づいた奨学金制度です。この奨学金制度では、経済的理由のため面接授業（スクーリング）の受講が困難な学生に学資の貸与を行っています。

①申請条件

ア．　資格は、正科生の 1 年次生以上 4 年次生までです（在籍延長者を除く）。

イ．　貸与期間は、夏季スクーリング期間（7・8 月スクーリング）、もしくは冬季スクーリング期間（11～2 月スクーリング）のどちらか年 1 回のみです。この期間に 1 科目以上受講することが条件です。

ウ．　貸与額は第一種（無利子）が 88,000 円、第二種（有利子）が 30,000～120,000 円です（2026 年度参考）。

エ．　奨学金貸与希望の方は、4 月 1 日～5 月 31 日、もしくは 9 月 1 日～10 月 31 日までに必ず通信教育課までお問い合わせください。

②出願手続き

ア．　本学に奨学生願書（奨学生推薦調書）等の出願書類を請求する。

イ．　本学で定める出願期間に所定の手続きを行う。

ウ．　前年度、主に生計を支えている方とご自身の所得を証明する書類（源泉徴収票の写し・確定申告書の写し等）を同封する。本学での選考後、日本学生支援機構へ推薦することにより、審査を経て採用者が決定されます。

③返還について

返還については、所定の手続きが必要です。引き続き在籍する学生は所定の「在学届」を提出することによって、本学在学中の返還が猶予されます（編入学生で、以前に奨学金の貸与が受けたことがある場合も含む）。ただし、毎年度返還猶予手続きを行う必要があります。

（2）本学提携の教育ローン

本学と提携している教育ローンも利用可能です。利用をご希望の場合は、**出願前に**ローン会社に直接お問い合わせください。

＜利用条件等（オリコ）＞

ご利用いただける方	本学へ出願予定または在学生の学納金負担者さまで安定収入のある方
ご利用いただける学費	入学金・授業料・教材費等の学費納付金
ご利用額上限	500 万円※1 回のご利用金額は、納付書に記載されている金額
金利	3.9%（固定）
連帯保証人	原則不要
入金方法	オリコから本学へ直接振込み
お支払い日・手段	毎月 27 日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に民間金融機関（ゆうちょ銀行含む）からの自動口座振替
お支払い方法	元利均等分割払い、元金据置払い 一部繰り上げ返済やボーナス併用払いも可能
申込み方法	本学ホームページから申込み 通信教育課程→入試情報ページ上のバナーをクリックしてください。 TEL.0120-517-325
必要書類	入学志願書・学籍原簿等（金額のわかるもの）

※2026 年 10 月現在

正科生募集要項

正科生について

大学の卒業をめざして学修するのが正科生で、卒業すると学士の学位が得られます。

最終学歴によっては 2～4 年次に編入学が可能です。

○必要単位・在籍期間

入学（編入学）年次	単位認定 ※（ ）は教育学部	卒業に必要な単位 ※（ ）は社会福祉学部及び保育児童学部	在籍年数 （最短／最長）
1 年次入学	－	124（128）	4 年／8 年
2 年次編入学	上限 32（30）単位で包括認定	92（96）	3 年／7 年
3 年次編入学	上限 62 単位で包括認定	62（66）	2 年／6 年
4 年次編入学	上限 96 単位で包括認定	28（32）	1 年／5 年

※最長在籍期間には、休学期間を含めません。休学期間は最長 4 年間です。

※複数の資格を取得するために、卒業要件単位数を超える資格科目を履修する場合、修業年限での卒業が困難になる場合があります。

正科生（1 年次入学、2・3・4 年次編入学）出願・入学手続について

○募集学部・学科、取得可能資格　●：希望者が取得可能　＊：他学部の科目を履修して取得可能

	保育士	社会福祉士受験資格	精神保健福祉士受験資格	公認心理師受験資格	認定心理士資格	幼稚園教諭一種免許状	小学校教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状〔英語〕	高等学校教諭一種免許状〔英語〕	中学校教諭一種免許状〔保健〕	高等学校教諭一種免許状〔保健〕	高等学校教諭一種免許状〔情報〕	高等学校教諭一種免許状〔公民〕	高等学校教諭一種免許状〔福祉〕	特別支援学校教諭一種免許状	養護教諭一種免許状	社会教育主事資格〔基礎資格〕	社会福祉主事任用資格	児童指導員任用資格	身体障害者福祉司任用資格	知的障害者福祉司任用資格	第一種衛生管理者免許	レクリエーション・インストラクター
教育学部教育学科					●	＊	●	●	●	●	●	●	＊		＊	●		●	●	●	●		●
心理学部心理学科		●	●	●	●								＊		＊	＊		●	●	●	●		●
社会福祉学部社会福祉学科 社会福祉専攻／経営福祉専攻		●	●										●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
保育児童学部保育児童学科	●					●	●						＊	＊	＊		＊	●	●	●	●		●

※公認心理師の受験資格を取得するためには、大学で公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、その後、大学院で必要な科目を修めて修了することが必要です。

※認定心理士取得希望者は、本学で指定科目を修得し、卒業後に公益社団法人日本心理学会に申請し、審査に合格することで取得できます。本学以外の大学で修得した科目は本学では証明を行いませんので、該当校にご相談ください。

○入学資格

2027 年 4 月 1 日（4 月入学）または 2027 年 9 月 1 日（9 月入学）現在、それぞれ下記のいずれかに該当する者、
または該当する見込みの者。

【1 年次入学】

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者（法第 90 条第 1 項）
2. 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の 3 年次を修了した者（法第 90 条第 1 項）
3. 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者（12 年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程（文部科学大臣指定準備教育課程一覧）又は研修施設（文部科学大臣指定研修施設一覧）の課程を修了する必要がある。）（施行規則第 150 条第 1 号、昭和 56 年文部省告示第 153 号第 2 号））

※「外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者」とは、「外国の正規の学校教育における 12 年目の課程を修了した者」という意味です。修了した課程が正規の学校教育であるか、何年目の課程であるかはそれぞれの国の大使館等にお問い合わせください。

4. 外国における、12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格した 18 歳以上の者（12 年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程（文部科学大臣指定準備教育課程一覧）又は研修施設（文部科学大臣指定研修施設一覧）の課程を修了する必要がある。）（昭和 56 年文部省告示第 153 号第 1 号、第 2 号））

 ※合格した学力認定試験が 12 年の課程修了相当の学力認定試験であるかどうかはそれぞれの国の大使館等にお問い合わせください。

5. 外国において、指定された 11 年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程（文部科学大臣指定高等学校に対応する外国の学校の課程一覧）を修了した者（昭和 56 年文部省告示第 153 号第 3 号）
6. 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校（我が国において、高等学校相当として指定した外国人学校一覧）を修了した者（12 年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程（文部科学大臣指定準備教育課程一覧）を修了する必要がある。）（昭和 56 年文部省告示第 153 号第 4 号、第 5 号）
7. 高等学校と同等と認定された在外教育施設（文部科学大臣認定等在外教育施設（高等部を設置するもの）一覧）の課程を修了した者（施行規則第 150 条第 2 号）
8. 指定された専修学校の高等課程（文部科学大臣指定専修学校高等課程一覧）を修了した者（施行規則第 150 条第 3 号）
9. 旧制学校等を修了した者（昭和 23 年文部省告示第 47 号第 1 号～第 19 の 2 号）
10. 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEA レベルを保有する者（昭和 23 年文部省告示第 47 号第 20 号～第 23 号）
11. 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI、NEASC）の認定を受けた教育施設（国際的な評価団体認定外国人学校について）の 12 年の課程を修了した者（昭和 23 年文部省告示第 47 号第 24 号）

 ※CIS の旧名称である ECIS の認定を受けた外国人学校の 12 年の課程を修了したものについても入学資格が認められます。

12. 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者（施行規則第 150 条第 5 号）

（なお、18 歳に達していないときは、18 歳に達した日の翌日から認定試験合格者となる。）

13. その他本学の個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。
14. 本学に特修生として在籍し、16 単位以上を修得した者。

【2 年次編入学】

1. 大学に 1 年以上在学し、32 単位以上を修得して大学 1 学年を修了した者。

【3 年次編入学】

1. 大学を卒業した者。
2. 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得して大学 2 学年を修了した者。
3. 短期大学を卒業した者、外国の短期大学及び、我が国における外国の短期大学相当と指定された学校（テンプル大学ジャパンキャンパス、レイクランド大学ジャパン・キャンパス、専修学校ロシア極東大函館校）を卒業した者。
4. 高等専門学校（5 年制）卒業者。
5. （1）専門学校（専修学校専門課程）卒業者で、専門士の称号を有する者、あるいは（2）専門学校（専修学校専門課程）卒業者で、修業年限が 2 年以上で総授業時間数が 1700 時間以上の専門課程を修了した者。

 ※各種学校の卒業者は 1 年次入学となります。ただし出身校入学時に各種学校であっても、その学校が卒業までに専修学校の認可を受けている場合は編入学の対象となります。

6. 修業年限が 2 年以上でその他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科も含む）
7. 旧国立養護教諭養成所・国立工業教員養成所卒業者。（県立の養成所の場合は 1 年次入学となります。）
8. 旧制大学・旧制高等学校・旧制専門学校（3 年制）卒業者。
9. 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与されている者。

※保育児童学部保育児童学科で保育士取得を希望する場合、上記編入学資格を満たしていても一律で 2 年次編入学となります。

【4 年次編入学】

・教育学部・心理学部：

大学卒業者または大学 3 学年修了者で、出身校の履修科目を本学で 96 単位まで認定できる者。

・社会福祉学部：

社会福祉士指定科目が履修できる大学（社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条 1 号）で、社会福祉士指定科目を履修した卒業（見込）者。社会福祉士指定科目が履修できる 3 年制専門学校（専修学校専門課程）または 3 年制短期大学（社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条 4 号）で社会福祉士指定科目を履修した卒業（見込）者。または、出身校の履修科目を本学で 96 単位まで認定できる者。

・保育児童学部：

保育士養成施設として厚生労働大臣から指定された大学、保育士養成施設として厚生労働大臣から指定された 3 年制短期大学の卒業（見込）者、保育士養成施設として厚生労働大臣から指定されているか、併修制度等により保育士資格が卒業時に取得できる 3 年制専門学校（専修学校専門課程）で、保育士資格の資格取得（見込）者。または、出身校の履修科目を本学で 96 単位まで認定できる者（保育士希望者を除く）。

※4 年次編入学を考えている方は、出願前に本学通信教育課にお問い合わせください。

※本学教育学部・心理学部・社会福祉学部・保育児童学部開講科目と共通する修得単位が少ない場合、3 年次編入学となります。

【その他】
※編入学の履修単位免除については、法律で定められた、資格・免許取得に必要な指定科目は認定できません（本学で教員免許取得を希望している者で、すでに別の教員免許を取得している場合や、保育児童学部編入学希望者で、別の指定保育士養成施設で単位を修得している場合、社会福祉士受験資格取得希望者で、社会福祉士及び介護福祉士法で読み替えが認められている科目を履修している場合などを除きます）。
各種認定試験や講習等で合格した科目、各種学校や高等学校（専攻科を含む）及び大学院の科目は免除対象外となります。
※編入学の卒業要件単位数や入学時期、希望資格などにより、規定在学年数（例：4 年次編入学の場合 1 年間、3 年次編入学の場合 2 年間）で卒業できない場合があります。
※中退された方で在籍年数に比して修得単位数が極端に少ない場合、必ずしも希望年次での編入学が認められない場合があります。

○出願について

「WEB 出願」または「通常出願」から選択して出願できます。

・WEB 出願
本学ホームページに、WEB から申込可能な WEB 出願ページがあります。必要事項を入力し、WEB 出願完了時に表示される画面、及び本学から返信されるメールに記載の書類をご確認いただき、必要書類を角 2 形封筒に入れて、願書センターへ送付してください。
※WEB 出願手続き後、入学志願書受付期間締切日までに、必要書類の提出や入学時納付金のご入金が確認できない場合は、正式な出願とはなりませんのでご注意ください。入学志願書受付期間締切日を過ぎてしまった場合は、改めて出願手続きを行ってください。

・通常出願
下記の書類（本学所定の書類は本学ホームページからダウンロードして印刷）を本学ホームページから封筒貼付用の用紙を印刷して必要事項を記入の上、角 2 形封筒の両面に貼付したものに入れて、願書センターへ送付してください。
（注）2007 年 1 月 4 日から、本人確認手続きに関する法令の改正＊により、金融機関において 10 万円を超える現金の振込をされる場合には、本人確認書類の提示が必要となりました（ATM では、10 万円を超える現金の振込はできません）。10 万円を超える入学金・授業料などを現金で振込の際には、振込用紙とともに振込の手続きを行う方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）をご用意のうえ、金融機関の窓口を利用してください。詳しくは、振込を依頼する金融機関にお問い合わせください。
＊マネー・ロンダリング、テロ資金対策のため国際的な要請を受けて行われたもの。

○提出書類

1 入学志願書・学籍原簿①～③ 〈本学所定〉 ※WEB 出願者は提出不要	本学所定の用紙を使用し黒のボールペンまたは万年筆で、楷書ではっきり記入してください。入学時納付金を振り込む際は、該当する金額を「入学志願書・学籍原簿①」に添付の振込証明証・振込領収書・振込依頼書の金額欄に記入し、金融機関（銀行等）の窓口に持参して電信扱いでお振込みください（注）。その際、振込証明証・振込領収書・振込依頼書の所定の欄に銀行収納印を押印してもらってください（WEB 出願を除く）。 振込領収書の部分はご自身で大切に保管してください。また合否通知その他の連絡書類等の送付がありますので、出願後、住所・電話番号が変更になった場合は、速やかに通信教育課までご連絡ください。
2 小論文用紙（1 枚）〈本学所定〉	本学所定の用紙を使用し、p.4 の小論文課題に沿って記述してください。黒のボールペン又は万年筆を使用してください。
3 入学（編入学）資格を証明する書類等 ※発行後 6 ヶ月以内のもの	**【1 年次入学】** (1) 高等学校を卒業した者および 2027 年 3 月卒業見込の者 ①出身高等学校発行の卒業証明書（既卒者のみ） ※2027 年 3 月卒業見込の者は卒業後速やかに卒業証明書を提出してください。 ②出身高等学校発行の調査書（開封無効） ※調査書が何らかの理由で発行されない場合は、発行されない旨を証明する理由書（高等学校発行）または成績証明書を提出してください。 (2) 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）合格（見込）者 ①合格（見込）証明書 1 通 ②成績証明書 1 通 （免除科目のある場合は、当該高等学校の調査書を添付） (3) その他、学校教育法の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の能力があると認められる者、または 2027 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込の者。 ①該当する入学資格に応じた証明書、調査書（成績証明書）等 ※「大学入学資格があるとして文部科学大臣の指定した方」の中には、特別な証明書が必要な場合もありますので、該当する方は本学通信教育課まで早めにご相談ください。 (4) 外国の学校卒業者 ①卒業証明書および成績証明書（取得学位の名称が記載されていること） （和文・英文以外の言語の証明書を提出する場合は、大使館・領事館等公的機関が証明する和文または英文の翻訳証明書付のものを提出すること）
	【2 年次編入学】 (1) 大学の退学（見込）者 ①退学（見込）証明書または在学期間証明書等、離籍が証明された書類 ②学業成績証明書（開封無効） ③単位修得証明書（②の学業成績証明書に科目ごとの単位数が記載されていれば不要。開封無効） ※保育児童学科で保育士取得を希望する者を含む

	【3 年次編入学】 (1) 大学または短期大学の卒業（見込）者 ①卒業（見込）証明書 ②学業成績証明書（開封無効） ③単位修得証明書（②の学業成績証明書に科目ごとの単位数が記載されていれば不要。開封無効） (2) 大学の退学（見込）者 ①退学（見込）証明書または在学期間証明書等、離籍が証明された書類 ②学業成績証明書（開封無効） ③単位修得証明書（②の学業成績証明書に科目ごとの単位数が記載されていれば不要。開封無効） (3) 外国の大学卒業者 ①卒業証明書および成績証明書（取得学位の名称が記載されていること） （和文・英文以外の言語の証明書を提出する場合は、大使館・領事館等公的機関が証明する和文または英文の翻訳証明書付のものを提出すること） (4) 専修学校の専門課程の修了（見込）者 ①卒業（見込）証明書 （専門士の称号を有する旨の記載があるもの） ②単位修得証明書（開封無効） （単位数での記載があるもの） ※①および②の提出ができない場合は、本学所定の「専修学校専門課程修了・単位修得等証明書」（専門学校長の署名、捺印が必要）を提出してください。 (5) その他 ①高等学校専攻科を卒業した方 ・高等学校等専攻科修了証明書（本学所定※高等学校長の署名・捺印が必要） ②旧国立工業教員養成所、旧国立養護教諭養成所を卒業した方 ・卒業年月および履修科目名と単位数が明記されているもの ③旧制諸学校を卒業した方 ・卒業年月および履修科目名と毎週授業時間数が明記されているもの ④大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与されている方 ・大学評価、学位授与機構が発行する学位授与証明書 **※上記に加え、社会福祉学科の編入学希望者で社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格取得希望の方は、「社会福祉士指定科目履修（見込）証明書」「精神保健福祉士指定科目履修（見込）証明書」、保育児童学科の編入学希望者は、「指定保育士養成施設卒業証明書」「保育士登録証の写し」（卒業見込で出願する者は「保育士資格取得見込証明書」）の提出が必要です（単位修得者のみ）。教育学部の編入学希望者は p.13「教職課程の履修を希望する場合」に記載の書類が必要です。**
	【4 年次編入学】 (1) 大学または 3 年制の短期大学卒業（見込）者 ①卒業（見込）証明書 ②学業成績証明書（開封無効） ③単位修得証明書（②の学業成績証明書に科目ごとの単位数が記載されていれば不要。開封無効） (2) 大学の退学（見込）者 ①退学証明書または在学期間証明書 ②学業成績証明書（開封無効） ③単位修得証明書（②の学業成績証明書に科目ごとの単位数が記載されていれば不要。開封無効） (3) 3 年制以上の専修学校の専門課程修了者 ①卒業（見込）証明書（専門士の称号を有する旨の記載があるもの） ②単位修得証明書（開封無効）（単位数での記載があるもの） ※①および②の提出ができない場合は、本学所定の「専修学校専門課程修了・単位修得等証明書」（専門学校長の署名、捺印が必要）を提出してください。 **※上記に加え、社会福祉学部編入学希望者で社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格取得希望の方は「社会福祉士指定科目履修（見込）証明書」「精神保健福祉士指定科目履修（見込）証明書」、保育児童学部編入学希望者は「指定保育士養成施設卒業証明書」「保育士登録証の写し」（卒業見込で出願する者は「保育士資格取得見込証明書」）の提出が必要です（単位修得者のみ）。教育学部編入学希望者は p.13「教職課程の履修を希望する場合」に記載の書類が必要です。**
4 健康診断書 〈本学所定〉 ※診断日から 3 ヶ月以内のもの	高等学校を 2026 年 3 月に卒業した者および 2027 年 3 月卒業（見込）の者は提出する必要はありません。なお、これ以外の志願者は、視力、結核およびその他の疾病、異常等について、医師の作成した診断書（必ず本募集要項添付の所定の用紙を使用すること、診断日から 3 ヶ月以内のもの）を提出してください。 ※注意事項（必要に応じ担当医師にご説明ください） 1. 胸部 X 線撮影（結核欄）は、妊娠中の場合、または妊娠が疑われる場合は、必要ありませんので、その旨を該当欄に必ず記入してください。また、1 年以内に学校保健法に基づく定期健康診断による胸部 X 線撮影を行っている方は、その所見を記入してもかまいません。 2. 視力の欄は、裸眼視力を左側に、矯正視力を右側（　）内に記入してください。 3. 「主な既往歴」の欄は、特に重要と認められるものについて疾病名および罹患時の年齢を記入してください。 4. 「心身の疾病又は障害に関する所見」の欄は、入学後の学修のための配慮について検討の際に参考とするため、現在症の具体的な内容を記入してください。
5 氏名の変更を証明する書類 （該当者のみ）	証明書類と現在の氏名が異なる場合は、変更が確認できる書類（戸籍抄本等）を提出してください。
6 写真（2 枚）	正面・上半身・無帽の写真（タテ 4cm×ヨコ 3cm 裏面には氏名・志願専攻を記入）で、出願以前 3 ヶ月以内に撮影したものを入学志願書の所定の欄に 1 枚貼付し、1 枚は同封してください。WEB 出願者は 2 枚同封してください。（モノクロまたはカラーのいずれも可。）

7 教職課程履修希望の 編入学出願者のみに必要な書類	取得した教職関係科目の詳細が明らかな「学力に関する証明書」及び「教育職員免許状」詳細は p. 13 「教職課程の履修を希望する場合」をご参照ください。
8 ①ソーシャルワーク実習実務経験 （見込）自己申告書 （希望者のみ） **②ソーシャルワーク実習実務経験 （見込）証明書** （希望者のみ） 〈本学所定〉	社会福祉士受験資格取得希望者で、入学前まで（4 月入学の場合、2027 年 3 月 31 日まで、9 月入学の場合は、2027 年 8 月 31 日まで）厚生労働省令で定められた施設における相談援助業務（p. 58～64 参照）に 1 年以上従事した経験があり、ソーシャルワーク実習及び実習指導の免除を希望する方は、本学所定の用紙（「実務経験（見込）自己申告書」「実務経験（見込）証明書」）をご提出ください。実習免除の判定を行い、合否通知書と同時に免除の可否をお知らせします。なお、4 月入学の場合、2027 年 3 月 31 日まで、9 月入学の場合 2027 年 8 月 31 日までに 1 年以上の実務経験となる見込みの方は、入学後「実務経験証明書」を改めてご提出ください。
9 ①精神保健福祉実習実務経験 （見込）自己申告書 （希望者のみ） **②精神保健福祉実習実務経験 （見込）証明書** （希望者のみ） 〈本学所定〉	精神保健福祉士受験資格取得希望者で、入学前まで（4 月入学の場合、2027 年 3 月 31 日まで、9 月入学の場合は、2027 年 8 月 31 日まで）厚生労働省令で定められた施設における精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務（p. 65～68 参照）に 1 年以上従事した経験があり、精神保健福祉実習及び実習指導の履修免除を希望する方は、本学所定の用紙（「精神保健福祉実習実務経験（見込）自己申告書」「実務経験（見込）証明書」）をご提出ください。実習免除の判定を行い、合否通知書と同時に免除の可否をお知らせします。なお、医療関係施設（精神科病院、病院、診療所等）における、精神障害者に関する相談援助業務の実務経験が 1 年以上ない方は、医療機関において 90 時間の実習が必要になります。また、4 月入学の場合、2027 年 3 月 31 日まで、9 月入学の場合 2027 年 8 月 31 日までに 1 年以上の実務経験となる見込みの方は、入学後「実務経験証明書」を改めてご提出ください。
10 社会福祉士指定科目履修証明書 （希望者のみ）	社会福祉士受験資格取得希望者で、本学入学前の教育機関において、相談援助実習及び相談援助実習指導に対応する科目（例：「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク実習指導」等）を既に履修しており、本学において同実習及び実習指導の履修免除を希望される方は、「社会福祉士指定科目履修証明書」をご提出ください。
11 精神保健福祉士指定科目 履修証明書 （希望者のみ）	精神保健福祉士受験資格取得希望者で、本学入学前の教育機関において、相談援助実習及び相談援助実習指導に対応する科目（例：「精神保健福祉実習」「精神保健福祉実習指導」等）を既に履修しており、本学において同実習及び実習指導の履修免除を希望される方は、「精神保健福祉士指定科目履修証明書」をご提出ください。

※2027 年度 4 月入学に高等学校卒業見込で正科生として出願する方は、2027 年 4 月 1 日（木）までに正式な卒業証明書を提出していただきます。
※2027 年に短期大学または大学、専修学校（専門課程）卒業見込で編入学の出願をされた方は、2027 年度 4 月入学の方は 2027 年 4 月 1 日（木）まで、2027 年度 9 月入学の方は 2027 年 10 月 1 日（金）までに正式な卒業証明書（離籍証明書）・学業成績証明書（専修学校の方は専門士の称号を有する旨の証明書・学業成績証明書あるいは「専修学校専門課程修了・単位修得等証明書」）を提出していただきます。編入学年、単位認定についての決定、及び入学許可は提出後に通知します。上記期日までに提出がなされない場合には、入学不許可となります。

○入学手続方法

選考の結果は、各入学志願書受付期間の最終日から、約 25 日後に本人に送付します。合格者には入学手続きに必要な書類を同封いたします。入学不許可の場合はその旨通知します。なお、補助教材（『履修の手引き』、『履修登録』等）は通常、合格通知とおおむね同時期に送付されます。
※入学辞退の場合は選考料、入学金、振込手数料を除く入学時納付金を返金いたします（辞退期間：合否通知・入学許可通知到着後 14 日間）。
不合格の場合は、選考料と振込手数料を除く入学時納付金を返金いたします。

○教職課程の履修を希望する場合

1. 教育学部 4 年次編入学希望者、または、教育学部・心理学部・社会福祉学部・保育児童学部で教職課程の履修を希望している編入学出願者で、他種の教育職員免許状（幼・小・中・高）を既に取得している場合は、取得した教職関係科目の詳細が明らかな「学力に関する証明書（最新法）」（出身大学の教職課程専用様式）及び「教育職員免許状」の写しを志願書類に同封してください。
2. 教育学部 4 年次編入学希望者、または、教育学部・心理学部・社会福祉学部・保育児童学部で教職課程の履修を希望している編入学出願者で、教育職員免許状の発行を受けていないが、出身の大学、短大で教職関係科目の単位を修得したことがある場合は、修得した教職関係科目の詳細が明らかな「学力に関する証明書（最新法）」（出身大学の教職課程専用様式）を志願書類に同封してください。

※教職課程の「学力に関する証明書」については、各大学、短大により申請方法、書式、書式名称が異なりますので、証明書申請時に直接出身校の担当者にご確認ください。
※教職課程の履修を希望しない場合は、教職に関する証明書等の提出は必要ありません。

○入学時納付金

【初年度納入金】

入学時期	1 年次入学	2 年次編入学	3 年次編入学	4 年次編入学
4 月一期	226,500 円	229,000 円	236,500 円	229,000 円
4 月二期	226,070 円	228,380 円	235,990 円	228,380 円
9 月一期・二期	224,000 円	225,920 円	233,880 円	225,920 円
9 月三期	223,500 円	225,310 円	233,350 円	225,310 円

※初年度納入金内訳（①＋②）

①学費等

	1 年次入学	2・3・4 年次編入学
選考料	10,000 円	10,000 円
入学金※	30,000 円	55,000 円
授業料（1 年分）	149,000 円	149,000 円
合計	189,000 円	214,000 円

※同窓生・在学生・教職員紹介新入生対象奨学金が適用された方には 55,000 円を返金いたします。

②諸費用

出願・入学時期			1 年次入学	2 年次編入学	3 年次編入学	4 年次編入学
卒業証書等諸経費			5,000 円			
委託徴収費	学友会入会金・年会費		2,500 円			
	学生総合保障費	4 月一期	30,000 円	7,500 円	15,000 円	7,500 円
		4 月二期	29,570 円	6,880 円	14,490 円	6,880 円
		9 月一期・二期	27,500 円	4,420 円	12,380 円	4,420 円
		9 月三期	27,000 円	3,810 円	11,850 円	3,810 円

※学生総合保障の補償期間開始日は、4 月一期入学は 2027 年 4 月 1 日以降、4 月二期入学は 2027 年 5 月 1 日以降、9 月一期・二期入学は 2027 年 9 月 1 日以降、9 月三期入学は 2027 年 10 月 1 日以降です。

【同窓会費※】

同窓会費	40,000 円

※同窓会費はすでに正会員の方は不要です。入会希望者のみ同封の「同窓会費振込依頼書」で納入してください。

※東京福祉大学同窓会は、会員相互の親睦とその向上をはかるとともに、母校の発展及び学術の発展に尽くすことを目的として、各種講演会などの開催、奨学金の給付、その他、会の目的を達成するため必要な事業等を行っております。入会は任意ですが、今後も皆様にとってさらに有益な活動を行って参りたいと考えておりますので、ぜひご入会いただき、会員相互の情報交換・連携、最新の学術情報の提供など、同窓会のネットワークを通してぜひご活用ください。

○入学後の主な費用（予定）※各費用は改定される場合があります。

・スクーリング履修費（4 月入学生は毎年秋頃、9 月入学生は入学初年度は春頃、2 年目以降は秋頃に受講・未受講にかかわらず登録科目数に応じて一括で納入）:1 科目につき 2 日間で 8,000 円。一部 4 日間で 16,000 円の科目あり。巻末のカリキュラム表中、履修方法が「S」及び「SR」の科目はスクーリング受講が必ず必要です。オンライン型・来場型いずれも同じ金額です。

・社会福祉学部・心理学部・保育児童学部では、資格・免許の取得に必要な科目のうち、1 単位あたり 5,500 円の資格科目履修費が必要な科目があります。また、1 資格〔免許〕につき、各教職課程は 2,500 円、その他の資格は 2,000 円の資格登録手数料が必要です。教育学部の科目履修により、教員免許状を取得する場合、1 単位あたり 5,500 円の資格科目履修費に加え、資格登録手数料（1 教員免許で 2,500 円）が必要です。

・教育学部では、入学時の認定単位を含めた登録単位数の合計が 169 単位以上となる場合、169 単位目から 1 単位あたり 5,500 円の資格科目履修費が必要です。また、3 つ以上の資格・免許を取得する場合に、3 つ目の資格・免許から資格登録手数料（1 教員免許で 2,500 円）が必要です。社会福祉学部の科目履修により、教員免許状を取得する場合、1 単位あたり 5,500 円の資格科目履修費が必要です。

・入学翌年度以降の費用は授業料 149,000 円と学友会年会費 1 年分 2,000 円、スクーリング履修費（科目数により金額は異なる）が、卒業まで毎年必要です。

・P 履修（実習）科目の履修には全て実習費が必要です。実習費は、ソーシャルワーク実習 80,000 円、精神保健福祉実習 100,000 円、心理実習が 60,000 円、保育実習Ⅰ／Ⅱ／Ⅲが各 25,000 円、教育実習Ⅰ、教育実習Ⅱ、特別支援教育実習、看護臨床実習が各 20,000 円、養護実習が 40,000 円です。小・中学校の教員免許取得希望の場合は、介護等体験費 14,000 円が必要です。

・教科書は入学許可時に案内される専用サイトにて各自自費で購入いただきます（主に 1 年次から 3 年次まで、年間約 30,000～40,000 円前後。登録資格数や科目数により異なる）。

・在学中の教育研究活動及び課外活動（スクーリング等での通学、各種実習、介護等体験等）中の事故や日常生活における事故等を幅広く補償する「学生総合保障制度」に全員加入します。1 年次・3 年次編入学生は在籍予定年数分を入学時に一括納入、2 年次・2 年次編入学生は、入学時と 3 年次・4 年次進級前の 3 月に納入、4 年次編入学生は年度ごとに納入します。詳細は別途個別に案内されます。

・学生総合保障費は、補償内容や金額等に一部変更が生じる場合があります。

・事情により卒業延期となり、規定の修業年限を超えて在学する場合、授業料・学友会年会費・学生総合保障費が、在学年数分必要です。

・各種資格、免許を取得する場合、別途審査料や申込み手数料がかかります。
（例：教育職員免許状申請費用、認定心理士資格認定申請審査料・認定料、保育士登録手数料等）

特修生募集要項

特修生について

特修生は、高校卒業資格を持たない方に適用される制度です。本学正科生の入学資格個別審査で入学資格を認められなかった方もこの制度の活用が可能です。本学を卒業するためには、まず正科生（通常の通信教育課程入学者）になることが必要で、本学特修生として入学時に希望の学部・学科を選択し、原則として半年以内に総合教育科目 16 単位以上を修得し正科生になることが可能です。
特修生は在籍期間中、正科生と同様に本学の総合教育科目を履修することができます（※一部履修できない科目があります）。履修方法は、正科生に準じます。特修生として受講した科目の単位は正科生の卒業単位として換算され、特修生として在学した期間は、正科生卒業に必要な年数に含まれます。この制度は、本学通信教育課程でのみ有効なものであり、他大学に入学する場合は適用されません。また、新制高等学校卒業以上の学歴を有する者は、この制度を利用できません。
※特修生は面接授業のみの科目（S 履修科目）を 2 科目以上履修することはできません。
※特修生として入学し退学した場合、中途退学とはならず、一切の単位認定を行いません。

特修生　出願・入学手続きについて

○入学資格

入学年の 4 月 1 日（4 月入学・9 月入学とも）に 18 歳以上であれば学歴を問いません。

○提出書類

「WEB 出願」または「通常出願」から選択して出願できます。

・WEB 出願

本学ホームページに、WEB から申込可能な WEB 出願ページがあります。必要事項を入力し、WEB 出願完了時に表示される画面、及び本学から返信されるメールに記載の書類をご確認いただき、必要書類を角 2 形封筒に入れて、願書センターへ送付してください。
※WEB 出願手続き後、入学志願書受付期間締切日までに、必要書類の提出や入学時納付金のご入金が確認できない場合は、正式な出願とはなりませんのでご注意ください。入学志願書受付期間締切日を過ぎてしまった場合は、改めて出願手続きを行ってください。

・通常出願

下記の書類（本学所定の書類は本学ホームページからダウンロードして印刷）を本学ホームページから封筒貼付用の用紙を印刷して必要事項を記入の上、角 2 形封筒の両面に貼付したものに入れて、願書センターへ送付してください。
（注）2007 年 1 月 4 日から、本人確認手続きに関する法令の改正＊により、金融機関において 10 万円を超える現金の振込をされる場合には、本人確認書類の提示が必要となりました（ATM では、10 万円を超える現金の振込はできません）。10 万円を超える入学金・授業料などを現金で振込の際には、振込用紙とともに振込の手続きを行う方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）をご用意のうえ、金融機関の窓口を利用してください。詳しくは、振込を依頼する金融機関にお問い合わせください。
＊マネー・ロンダリング、テロ資金対策のため国際的な要請を受けて行われたもの。

○入学手続方法

選考の結果は、各入学志願書受付期間の最終日から、約 1 ヶ月後に本人に送付します。合格者には入学手続きや科目履修登録に必要な書類を同封します。入学不許可の場合はその旨通知します。なお、補助教材（『履修の手引き』、『履修登録』等）は通常、合格通知と同時期に送付されます。
※入学辞退（入学辞退期間：合否通知・入学許可通知到着後 14 日間）の場合は、選考料、入学金、振込手数料を除く入学時納付金を返金いたします。不合格の場合は、選考料と振込手数料を除く入学時納付金を返金します。

○在籍期間

正科生に準じます。

○入学時納付金

選考料	10,000 円
入学金	30,000 円
授業料（半期分）	74,500 円
入学諸費用	2,500 円
学生総合保障費	（右表参照）
合計	117,000 円

学生総合保障費		入学時納付金合計
4 月一期入学	7,500 円	124,500 円
4 月二期入学	6,880 円	123,880 円
9 月一・二期入学	4,420 円	121,420 円
9 月三期入学	3,810 円	120,810 円

※特修生入学時に入学諸費用（学友会入会金・年会費、学生総合保障費用、ともに 1 年分）の納入が別途必要です。
※特修生修了後、正科生入学時に卒業証書等諸経費 5,000 円、同窓会費 40,000 円（入会希望者のみ）が別途必要です。
※一旦振り込まれた納入金は、理由の如何を問わず一切返還されません。

○入学後の主な費用（予定）

スクーリング履修費：1 科目につき 2 日間で 8,000 円（一部 4 日間で 16,000 円の科目あり）。巻末のカリキュラム表中、履修方法が「S」（ただし、特修生在籍期間中は、面接授業のみの科目を 2 科目以上履修することはできません）及び「SR」の科目はスクーリング受講が必要です。オンライン型・来場型いずれも同じ金額です。
※入学約半年後に登録科目数・単位数に応じて一括で納入
※教科書は入学許可時に案内される専用サイトにて各自自費で購入いただきます。

科目等履修生募集要項

科目等履修生について

科目等履修生は、教養を高めるために本学の単位修得を目的とし、年度単位で入学するものです。履修方法は正科生に準じます。
一部科目を除き、1科目から受講したい科目を選択できます。キャリアアップ・リカレント（学び直し）・知識を深めるなど、目的に合わせて自由に受講してください。
もちろん1科目からの受講も可能ですが、下記のように資格・免許状取得のために利用することもできます。

認定こども園法の改正による幼保特例講座

幼稚園教諭免許状（一種・二種）または保育士資格をお持ちで、3年以上の実務経験を有する方を対象に、保育士資格取得で8単位、幼稚園教諭一種免許状取得で12単位の科目を履修することで、幼稚園教諭免許状をお持ちの方は保育士資格を、保育士資格をお持ちの方は幼稚園教諭免許状をそれぞれ取得することができる幼保特例講座を開設しています。
※受講期間は原則1年間（単位修得そのものは最短約半年で可能）ですが、本特例措置は2030年3月（予定）まで有効であるため、この期間内に所定単位を修得できない場合は、本特例措置を適用して幼稚園教諭免許状もしくは保育士資格を取得することはできませんので、計画的に学修を進めてください。

心理学の基礎を学び認定心理士も取得

大学をすでに卒業されている方は、科目等履修生として必要な単位を修得し、修了時に公益社団法人日本心理学会に申請すると、認定心理士資格を取得できます。本学では、心理学部心理学科で開設されている下記の科目を履修し、資格申請後、公益社団法人日本心理学会の審査に合格することで取得できます。
認定心理士取得のための本学開講科目一覧はP.49をご参照ください。なお、科目や単位の取得条件の詳細については、『公益社団法人 日本心理学会 認定心理士資格申請の手引き』をダウンロードするか、郵送で取り寄せ、各自でご確認ください。

現職教員の他校種免許状の取得

一定の資格を有する方は、希望に合わせて開講されている科目の中から必要な科目の単位（実習科目や介護等体験を除く）を修得することで、教員免許状のみを取得することができます。なお、2019（平成31）年4月より、新カリキュラム（新法）が適用されているため、必要な科目の単位について詳しくは都道府県の教育委員会（授与申請先）で必ず指導を受けてください。
※実習科目・実習事前事後指導・教職実践演習・介護等体験が必要な場合は、正科生として教員免許の取得をめざします。

教員免許状を取得するために、不足している科目の単位を修得したい	教員免許状に必要な単位の一部を取り残した方が不足単位を修得できます。 ※教育職員免許法別表第1（第5条関係）による履修
二種免許状を取得しており、教職経験年数を基に一種免許状を取得したい	現職の教員は、教育職員検定*により教職経験年数を資格にして、必要な科目の単位を修得し、一種の教員免許状を取得できます。 ※教育職員免許法別表第3（第6条関係）による履修
中学校・高等学校の免許状を基にして、同校種・同種までの他教科の免許状を取得したい	中学校・高等学校の教員免許状を所有者は、教育職員検定*により必要な科目の単位を修得して、同校種・同種までの他教科の免許状を取得できます。 ※教育職員免許法別表第4（第6条関係）による履修 ※高等学校教諭一種免許状(福祉)はソーシャルワーク実習が必要な方は不可。
3年の教職経験を基に隣接校種（幼稚園⇔小学校、小学校⇔中学校、中学校⇔高等学校）の免許状または特別支援学校教諭2種免許状を取得したい	普通免許状の取得者が、教育職員検定*により3年の教職経験を資格にして、必要な科目の単位を修得して、隣接校種の普通免許状を取得できます。 ※教育職員免許法別表第7（第6条関係）による履修 （特別支援学校教諭二種免許状） ※教育職員免許法別表第8（第6条関係）による履修 （二種：幼・小・中免許状、一種：高免許状） ※教育職員免許法施行規則第18条の3による制限あり

＊「教育職員検定」は各都道府県教育委員会が、人物、学力、実務及び身体について検定を行い、教員免許状を授与するものです。現職教員の方は「教育職員検定」を活用することにより、現職のまま上位、他教科、隣接校種又は特別支援学校教諭の免許状を取得することができます（他教科の免許状を取得する場合以外は、所定の在職年数が必要です）。

科目等履修生　出願・入学手続について

○入学資格

入学年の4月1日（4月入学・9月入学とも）に18歳以上であれば学歴を問いません。

○在籍期間

1年間（在籍年数は1年間とし、継続許可の場合更新可）
※ご希望の免許・資格申請のために必要な科目単位を必ずしも1年間で修得できるとは限りませんのでご注意ください。
※既に幼稚園教諭の免許状をお持ちの方で、保育士試験科目の免除のために対応科目の履修を希望される場合、科目によっては、保育士試験申込期日までにスクーリング単位修得が間に合わないことがありますので、出願前に通信教育課までお問い合わせください。
※幼稚園教諭免許所有者及び福祉系国家資格所有者の保育士試験科目免除に関する、本学における対応科目の一覧は、p.49～50に掲載していますので、ご希望の方は必ずご確認ください。
※また、ご出身の大学、短期大学等で教員免許状取得に関する単位を修得しており、不足する単位を本学にて修得希望の場合、ご出身の大学、短期大学等より「学力に関する証明書」の発行を受けるなどし、各自で不足している項目について事前に必ずご確認ください。実習、演習科目など、科目等履修生では一部履修できない科目もありますので、ご注意ください。

○出願方法

「WEB 出願」または「通常出願」から選択して出願できます。

WEB 出願

本学ホームページに、WEB から申込可能な WEB 出願ページがあります。必要事項を入力し、WEB 出願完了時に表示される画面、及び本学から返信されるメールに記載の書類をご確認いただき、必要書類を角 2 形封筒に入れて、東京福祉大学願書センターへ送付してください。

※WEB 出願手続き後、入学志願書受付期間締切日までに、必要書類の提出や入学時納付金のご入金が確認できない場合は、正式な出願とはなりませんのでご注意ください。入学志願書受付期間締切日を過ぎてしまった場合は、改めて出願手続きを行ってください。

通常出願

下記の書類（本学所定書類は本学ホームページからダウンロードして印刷）を本学ホームページから封筒貼付用の用紙を印刷して必要事項を記入の上、角 2 形封筒の両面に貼付したものに入れて、東京福祉大学願書センターへ送付してください。

○提出書類

1 入学志願書・学籍原簿①～③ 〈本学所定〉 ※WEB 出願者は提出不要	本学所定の用紙を使用してください。記入にあたっては、黒のボールペンまたは万年筆を使用し、楷書ではっきり記入してください。入学時納付金を振り込む際は、該当する金額を「入学志願書・学籍原簿①」に添付の振込証明証・振込領収書・振込依頼書の金額欄に記入し、金融機関（銀行等）の窓口に持参して電信扱いでお振込みください（注）。その際、振込証明証・振込領収書・振込依頼書の所定の欄に銀行収納印を押印してもらってください（WEB 出願を除く）。 振込領収書の部分はご自身で大切に保管してください。また、合否通知その他の連絡書類等の送付がありますので、出願後、住所・電話番号が変更になった場合は、速やかに通信教育課まで連絡してください。
2 小論文用紙（1 枚） 〈本学所定〉	本学所定の用紙を使用し、p.4 の小論文課題に沿って記述してください。黒のボールペン又は万年筆を使用してください。
3 健康診断書 〈本学所定〉 ※診断日から 3 ヶ月以内のもの	高等学校を 2026 年 3 月に卒業した者および 2027 年 3 月卒業（見込）の者は提出する必要はありません。なお、これ以外の志願者は、視力、結核およびその他の疾病、異常等について、医師の作成した診断書（必ず本募集要項添付の所定の用紙を使用すること、診断日から 3 ヶ月以内のもの）を提出してください。 ※注意事項（必要に応じ担当医師にご説明ください） 1. 胸部 X 線撮影（結核欄）は、妊娠中の場合、または妊娠が疑われる場合は、必要ありませんので、その旨を該当欄に必ず記入してください。また、1 年以内に学校保健法に基づく定期健康診断による胸部 X 線撮影を行っている方は、その所見を記入してもかまいません。 2. 視力の欄は、裸眼視力を左側に、矯正視力を右側（　）内に記入してください。 3. 「主な既往歴」の欄は、特に重要と認められるものについて疾病名および罹患時の年齢を記入してください。 4. 「心身の疾病又は障害に関する所見」の欄は、入学後の学修のための配慮について検討の際に参考とするため、現在症の具体的な内容を記入してください。
3 氏名の変更を証明する書類（該当者のみ）	証明書類と現在の氏名が異なる場合は、変更が確認できる書類（戸籍抄本等）を提出してください。
4 写真（2 枚）	正面・上半身・無帽の写真（タテ 4㎝×ヨコ 3㎝ 裏面には氏名・志願専攻を記入）で、出願以前 3 ヶ月以内に撮影したものを入学志願書の所定の欄に 1 枚貼付し、1 枚は同封してください。WEB 出願者は 2 枚同封してください。（モノクロまたはカラーのいずれも可。）
5 幼稚園教諭免許状の写し（該当者のみ）	以下の方は提出が必要です。 ・既に幼稚園教諭免許状をお持ちの方が保育士試験科目免除のために対応科目の履修を希望の場合 ・幼稚園教諭一種／二種免許状をお持ちで所定の実務経験がある方が幼保特例講座を受講する場合
6 福祉系国家資格登録証の写し（該当者のみ）	既に福祉系国家資格をお持ちの方が、保育士試験科目免除のために対応科目の履修を希望する場合、提出が必要です。
7 保育士登録証の写し（該当者のみ）	保育士資格をお持ちの方で所定の実務経験をお持ちの方が幼保特例講座の受講を希望する場合、提出が必要です。

○入学手続方法

選考の結果は、各入学志願書受付期間の最終日から、約 25 日後に本人に送付します。合格者には入学手続きや科目履修登録に必要な書類を同封いたします。入学不許可の場合はその旨通知します。なお、補助教材（『履修の手引き』、『履修登録』等）は、通常、合格通知と同時期に送付されます。

※入学辞退（入学辞退期間：合否通知・入学許可通知到着後 14 日間）の場合は、選考料、入学金、振込手数料を除く入学時納付金を返金いたします。不合格の場合は、選考料と振込手数料を除く入学時納付金を返金いたします。

○入学時納付金

【科目等履修生】

選考料	入学金	登録料	合計
10,000 円	30,000 円	27,000 円	67,000 円

※上記費用を指定期日までに納入してください。

※一旦振り込まれた納入金は、理由の如何を問わず一切返還しません。

【認定こども園法改正による幼保特例講座】（通常の半額以下で学べます。）

選考料	入学金	登録料	科目履修費	スクーリング登録料	合計
特別奨学金により免除		27,000 円	44,000 円	1,300 円	72,300 円

※上記費用を指定期日までに納入してください。

※本学卒業生は特別奨学金によりさらに 10,000 円免除されますので 62,000 円を納入してください。

※入学選考料、入学金、スクーリング履修費は特別奨学金により免除されます。

※一旦振り込まれた納入金は、理由の如何を問わず一切返還しません。

○入学後の主な費用（予定）

【科目等履修生】

①スクーリング履修費：1 科目につき 2 日間で 8,000 円（一部 4 日間で 16,000 円の科目あり）。巻末のカリキュラム表中、履修方法が「S」及び「SR」の科目はスクーリング受講が必要です。オンライン型・来場型いずれも同じ金額です。

②科目履修費：1 単位につき 5,500 円（例：4 単位科目の場合、22,000 円）

※入学約半年後に登録科目数・単位数に応じて一括で納入。

【認定こども園法改正による幼保特例講座】

認定こども園法改正による幼保特例講座希望者は、出願時に納入していただくため、入学後に改めて納入していただく必要はありません。（スクーリング履修費は特別奨学金により免除）

③教材費：教科書は入学許可時に案内される専用サイトにて各自自費で購入してください。

学修方法について

学修方法の概要

○履修方法・カリキュラムについて

本学通信教育課程の学修には、印刷授業（R 履修）、スクーリング（S/SR 履修）、実習（P 履修）、卒業論文（G 履修）の履修方法があります。科目ごとに定められたレポート、試験、スクーリング、実習等すべての履修・合格によって単位が認定されます。

・印刷授業（R 履修）

レポートおよび科目修了試験で単位を修得します。

【レポートの作成、提出】
・印刷授業（通信教材による自宅学修）では、各自で購入した教科書や指示された参考文献などを熟読した上で、その学修を基礎として、『シラバス』に示された設題によりレポートを作成します。1 ヶ月に 1 度の提出期間にレポートを提出（1 回につき最大 4 科目）し、担当教員より添削指導を受けるという学修形態です。レポートを提出後に科目終了試験を受験します。
※レポート本数：2 単位科目は 1 本、4 単位科目は 2 本（いずれも 400 字詰め原稿用紙 7～8 枚）

【科目終了試験】
・レポートを本学に提出（送付）する際「科目終了試験受験申込書」にてその科目の科目終了試験を申込み、翌月にオンラインで受験し評価を受けます。『シラバス』に記載されている科目終了試験学修のポイントを踏まえて準備し、試験に臨みます。

・面接授業：スクーリング（S 履修・SR 履修）

面接授業（スクーリング）は、教員から授業を受け、定められた試験に合格することで単位を修得する学修方法です。登録した科目が開講される日程の中から自分の履修進度や実習の申込期限などに合う日程を選び、受講します。
面接授業（スクーリング）には、「S 履修科目」と「SR 履修科目」があり、大学が定める方法で履修します。

【S 履修科目】
面接授業の履修・合格により単位を修得します。

【SR 履修科目】
面接授業に加えて別途印刷授業も履修し、双方の合格により単位を修得します。
本学の面接授業（スクーリング）は、「オンライン型」又は「来場型」で開講されます。

【オンライン型】
オンライン科目は通学不要です。自宅等からパソコンやスマートフォンで Zoom（ズーム）アプリを利用してアクセスし、リアルタイム（生放送）で開講される授業を受講します。入学にあたっては、お手持ちの PC やスマートフォンなどの通信環境を各自で整えてください。

【来場型】
主に資格取得のための必修科目である実習指導や演習、実技系科目は、大学のキャンパスに登校して対面式の授業を規定時間数分、必ず受講する必要があります。
オンラインや印刷授業のみでは得られにくい知識や技術を教員から直接学び、学生同士のディスカッションなどリアルなコミュニケーションを伴う双方向対話型の授業を通して科目に対する理解を深め、社会で即戦力となる力を身につけます。

【面接授業（スクーリング）の時間数】
SR 履修 2 単位または 4 単位科目、ならびに S 履修 1 単位科目の場合、1 科目につき、2 日間連続の集中講義で計約 15 時間（一部 4 日間連続で 30 時間の S 履修 2 単位科目も有）。授業は昼間に行われます。

【開講時期】
一つの期間あたり平均 1～2 週間ほどで、夏休みや春休み、ゴールデンウイーク等の時期に集中開講され、また、それ以外の時期は週末に開講されます。
※教職課程科目、公認心理師資格課程科目、第一種衛生管理者資格課程科目、レクリエーション・インストラクター資格課程科目のスクーリングは、伊勢崎会場または東京会場のみでの開講となることがあります。
※編入学の時期や学年によっては、所定の年限内でスクーリングが開講されない場合があります。

【オンデマンド教材の活用（一部科目）】
科目内容の理解を深めるために、一部の科目の授業動画をオンデマンドでいつでも好きな時に視聴し、自宅学修に役立てることができます。（※単位修得のためには別途スクーリング受講が必要です。）インターネットを通じて在学生専用サイト『ＴＵＳＷ-Ｃ.Ｅ.Ｗｅｂ』にアクセスし、授業動画を視聴します。
[対象科目]
社会福祉原論、社会調査法、高齢者福祉論、児童・家庭福祉論、社会保障論Ⅰ、保健医療、精神保健学、精神保健福祉援助技術論
（2026 年度現在）

※入学時期によりスクーリング受講を始められる時期が異なります。
※年間スクーリング参加日数は、入学（編入学）年次や入学時期、科目履修のペース、登録する資格課程数によって異なります。あくまでも目安としてお考えください。科目ごとのスクーリング日数等の詳細は巻末のカリキュラム表に明記されていますので、各自でご確認ください。
※東京会場：東京福祉大学池袋・王子キャンパス
※変更及び交通機関、宿泊先の紹介（伊勢崎会場のみ）等詳細については『年間スケジュール』及び受講生の機関紙『東京福祉大学通信』に掲載します。
※社会福祉士・精神保健福祉士・保育士の各実習事後指導スクーリングは、実習の時期により、伊勢崎会場のみでの開講となる場合があります。
※第一種衛生管理者資格課程科目のスクーリングは伊勢崎会場のみでの開講となります。

・実習（P 履修）

・現場での実体験による学修です。科目等履修生は履修できません。
・社会福祉士受験資格取得に必要な「ソーシャルワーク実習」、精神保健福祉士受験資格取得に必要な「精神保健福祉実習」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」「精神保健福祉士法」で定められた施設・機関等で、原則として「群馬県、東京都、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県、神奈川県、愛知県」の本学が指定する施設で行います。宿泊が必要となる場合もありますので、予めご了承ください。なお、実習は原則として本学が指定する施設で行いますが、ご自身で実習先を開拓することも可能です。その場合は、希望する実習施設を訪問し、実習の受け入れについてご自身で依頼してください。受け入れの内諾をいただいた上で、実習申込み時に実習施設名をキャリア支援室へ報告してください。審査の上、その可否をお知らせします。また、実習期間中に２～３回の帰校指導(スクーリング)が行われます。「ソーシャルワーク実習」の実習期間は 2 施設以上で合計 240 時間以上かつ 32 日間以上（内、1 施設で 180 時間以上かつ 24 日間以上）となります。「精神保健福祉実習」の実習期間は 210 時間以上かつ 28 日間以上で、そのうち医療機関における実習を 90 時間以上かつ 12 日間以上必ず行う必要があります。実務経験のある方は、「ソーシャルワーク実習及び実習指導」または「精神保健福祉実習及び実習指導」が免除される場合があります（それぞれ実務経験の証明が必要）。
「ソーシャルワーク実習」⇨ P58～64 参照　「精神保健福祉実習」⇨ P65～68 参照
・保育士資格取得を希望する場合、「保育実習Ⅰ」として保育所実習と児童福祉施設または、障害者施設での施設実習が各 12 日間必要です。また、保育所で 12 日間の実習を行う「保育実習Ⅱ」あるいは、児童福祉施設または障害者施設で 12 日間の実習を行う「保育実習Ⅲ」を将来の興味にあわせて選択する必要があります。
・公認心理師受験資格に必要な「心理実習」についてはP.34 をご確認ください。
・高等学校教諭一種免許状〔英語〕〔情報〕〔公民〕〔保健〕の取得を希望する場合、2 週間連続の「教育実習（中等）Ⅰ」が必要です。
・高等学校教諭一種免許状〔福祉〕の取得を希望する場合、2 週間連続の「教育実習（中等）Ⅰ」および、「ソーシャルワーク実習」が必要です。教育実習は教科「福祉」を置いていない高等学校でも実習が可能ですが、全国的に数が少ないため、他の教科と併せて取得することをおすすめします。
・中学校教諭一種免許状〔保健〕〔英語〕の取得を希望する場合、「教育実習（中等）Ⅰ」「教育実習（中等）Ⅱ」各 2 週間連続の実習と、7 日間の「介護等体験」が必要です。
・小学校教諭一種免許状の取得を希望する場合、「教育実習（初等）Ⅰ」「教育実習（初等）Ⅱ」各 2 週間連続の実習と、7 日間の「介護等体験」が必要です。
・特別支援学校教諭一種免許状の取得を希望する場合は、2 週間連続の「特別支援教育実習」、養護教諭一種免許状の取得を希望する場合、4 週間連続の「養護実習」および 2 週間の「看護臨床実習」が必要です。
・幼稚園教諭一種免許状の取得を希望する場合、「教育実習（初等）Ⅰ」「教育実習（初等）Ⅱ」各 2 週間連続の実習が必要です。
・実習校によっては、教育実習生の年齢制限を設けているところがあります。

■スクーリング日程（2026 年度実績・参考）

開講時期	会場	開講日程	受講申込期間
2026 年 7 月	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	7/4（土）～7/5（日） 7/18（土）～7/19（日）	2026 年 5/1～5/10
	ｵﾝﾗｲﾝ・東京	7/20（月・祝）～7/21（火）	
	ｵﾝﾗｲﾝ	7/22（水）～7/23（木）	
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎	7/24（金）～7/31（金）	
8 月①	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎	8/1（土）～8/8（土）	6/1～6/10
8 月②	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	8/9（日）～8/14（金）	
	ｵﾝﾗｲﾝ・東京	8/22（土）～8/23（日）	
	ｵﾝﾗｲﾝ	8/29（土）～8/30（日）	
9 月	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	9/5（土）～9/6（日）	7/1～7/10
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎	9/12（土）～9/13（日）	
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	9/19（土）～9/20（日） 9/26（土）～9/27（日）	
10 月	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	10/3（土）～10/4（日）	8/1～8/10
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎	10/10（土）～10/11（日）	
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	10/17（土）～10/18（日）	
	ｵﾝﾗｲﾝ	10/24（土）～10/25（日）	
11 月	ｵﾝﾗｲﾝ・東京	10/31（土）～11/1（日）	9/1～9/10
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎	11/14（土）～11/15（日）	
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	11/21（土）～11/22（日）	
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎	11/28（土）～11/29（日）	
12 月	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎	12/12（土）～12/13（日）	10/1～10/10
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	12/19（土）～12/20（日）	
2027 年 1 月	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	1/9（土）～1/10（日）	11/1～11/10
	ｵﾝﾗｲﾝ・東京	1/16（土）～1/17（日）	
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	1/23（土）～1/24（日）	
	ｵﾝﾗｲﾝ・東京	1/30（土）～1/31（日）	
2 月	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	2/6（土）～2/7（日） 2/13（土）～2/14（日）	12/1～12/10
	ｵﾝﾗｲﾝ	2/17（水）～2/18（木）	
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎	2/19（金）～2/26（金）	
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	2/27（土）～2/28（日）	
3 月①	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎	3/1（月）～3/2（火）	2027 年 1/1～1/10
	ｵﾝﾗｲﾝ	3/3（水）～3/4（木）	
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎	3/5（金）～3/6（土）	
3 月②	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	3/13（土）～3/14（日）	
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎	3/20（土）～3/21（日）	
4 月	ｵﾝﾗｲﾝ・東京	4/17（土）～4/18（日） 4/24（土）～4/25（日）	2/1～2/10
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎	4/29（木・祝）～4/30（金）	
5 月	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎	5/1（土）～5/2（日）	3/1～3/10
	ｵﾝﾗｲﾝ	5/3（月・祝）～5/4（火・祝）	
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	5/15（土）～5/16（日） 5/22（土）～5/23（日） 5/29（土）～5/30（日）	
6 月	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎	6/5（土）～6/6（日）	4/1～4/10
	ｵﾝﾗｲﾝ・伊勢崎・東京	6/19（土）～6/20（日）	

※感染症拡大防止の観点等の影響により、全科目オンライン開講となる場合があります。

履修等に関する Q&A

○出願について ☞P2～3 参照

Q　出願期間のどの期間で出願するかで、違いはありますか。

A　受講できる科目・取得できる資格に違いはありませんが、早い時期で出願いただいたほうが、学修の開始や科目終了試験・スクーリングの登録時期が早くなるため、なるべく早い期間での出願をおすすめします。

Q　入学志願書等に決まった書式はありますか。

A　入学方法ごとの記載をよくお読みいただき、必要な書類をそろえて出願してください。その際、本学所定の書類は本学ホームページからダウンロードしてください。出願書類は、必要な書類がそろっていない場合は受付ができませんのでご注意ください。

Q　修正液などを使用していいでしょうか。

A　誤記入の場合は、修正液は使用せず、誤った個所に二重線を引いた上に訂正印を押印し、その脇に正しい記載をしてください。

Q　健康診断を職場で受診しており、その健康診断書の提出は認められますか？（大学指定の用紙でなくてもいいでしょうか）

A　職場で受けた健康診断の内容を、本学所定の健康診断書様式に医師が転記するか、診断内容の写しを本学所定の健康診断書様式に添付し、医師が本学所定の健康診断書に署名・押印したものを提出することも可能です。（診断日から 3 か月以内のものに限る）。

Q　出願をしたら、すぐに学修を開始できますか。

A　選考は、当該出願日程終了後より行われますので、出願締め切りから合格通知・入学許可までは 25 日程度かかります。入学手続き後、必修科目については自動的に登録されます。その後、1 ヶ月前後で登録科目の教材を購入し、受講開始となります。

○入学について ☞P4～18 参照

Q　他の大学・短大・大学院等に在籍したまま、入学することは可能でしょうか。

A　二重学籍にあたるため、正科生としては入学できません。現在在籍中の学校が各種学校の場合や本学に科目等履修生で入学する場合は二重学籍にはあたりませんので入学は可能です。しかし、本学の学修に集中し、確実な資格取得をしていただくという観点から、本学としてはおすすめしておりません。

Q　編入学を希望していますが、履修免除単位を事前に教えていただけますか？

※4 年次編入学は、単に大学を卒業しているだけでは認められません。希望学部と同系統の大学等を卒業していることが必要です。

A　伊勢崎キャンパス通信教育課に以下を送ってくだされば 1 週間～10 日程度で、およその免除見込単位数（認定の可能性のある単位数）をお伝えいたします。（証明書は個人により内容がかなり異なりますので、多少お時間がかかる場合があります。）

①出身校の成績証明書

②学力に関する証明書（教員免許取得希望の場合：新法に読み替えた証明書）

③任意の用紙にご自身の以下の内容をメモしたもの

ア）氏名・フリガナ　　イ）電話番号・メールアドレス　　ウ）住所　　エ）既取得免許・資格の有無及び内容

オ）最終学歴　　カ）入学を検討したい学科・専攻　　キ）取得希望資格等の質問内容

※①、②はコピー可。正式な出願用には転用できないため、用済み後は本学で破棄させていただきます。返却を希望される場合は送料分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※具体的に何の科目が免除されるか（認定されるか）を正式に通知するのは、合否通知書・入学許可証送付後、約 2 週間後です。個々の履修免除（認定）科目を予め確約することは行っておりません。

Q　保育（または看護）の専門学校を卒業していますが、編入学資格になりますか？

A　その専門学校が都道府県知事から専修学校の認可が得られていて、①専門士の称号（1994 年（平成 6）年度以後）が取得できる学校、あるいは②修業年限 2 年以上で総授業時間数が 1700 時間以上ある学校（1976（昭和 51）年 4 月以降開設の専修学校）であれば編入学出願は可能です。（ただし本人在籍時に上記条件を満たしている必要有り）保育・看護系の専門学校の場合、厚生労働省の指定養成学校の認可があっても、専修学校の認可を得ていない学校もあるため、編入学資格にならない場合もあります。本学添付書類の「専修学校専門課程修了・単位修得等証明書」に証明ができる学校であれば編入学出願は可能です。卒業校にご確認ください。

Q　教員免許状を取得しているが、他の教員免許を取得するのに 科目や実習が免除されますか。

A　正科生での入学の場合、科目内容や単位数など条件がそろえば科目や実習の免除は可能です。しかしお持ちの教員免許状の種類や在職年数などの違いがあるため、出願時に教員免許状の写しや「学力に関する証明書（新法）」を提出していただき、入学後の資格課程登録後、個別に履修免除科目の確認を行い、通知します。科目等履修生として入学し、必要な科目のみの履修をお考えの場合、各都道府県の教育委員会にお問い合わせください。

○学修について ☞P19～21 参照

Q　履修科目の選択や学修の進め方について、相談できる窓口はありますか？

A　履修や学修については、入学許可後に送付される「履修の手引き」などをご覧いただき、不明な点は電話および通信教育課窓口での問い合わせが可能です。WEB 上の通信教育課程の在学生ページでも各種情報提供を行っています。また、WEB 上で学修アドバイザーに相談したり、月に約２回実施されるオンライン学修相談会を利用することもできます。

Q　各キャンパスの図書館を利用することはできますか。

A　開館日の開館時間内であればいつでも利用が可能です。利用には学生証又は本学発行の身分証明書が必要です。

Q　WEB でのスクーリング履修や科目終了試験の受験は可能でしょうか。

A　スクーリングは、オンラインで実施する科目と会場に来場して実施する科目があります。科目終了試験は、WEB 上で実施します。

Q　スクーリングに自家用車での通学は可能でしょうか。

A　東京会場への自動車・バイク・自転車による通学は、原則禁止です。伊勢崎会場については、「スクーリング申込書」提出期限までに「駐車場利用申込用紙」を提出していただき、「駐車許可証」を提示することで、所定の場所への自家用車の駐車が可能です。

Q　複数の資格を希望する場合、卒業までの最短年数で全て単位を修得できますか？

A　複数の資格取得には、規定の卒業要件単位数以上の単位修得が必要です。したがって、資格・免許課程の組み合わせや入学年次によっては規定年数で全ての単位を修得することが難しい場合もあります。また、多くの資格で実習が必須ですが、実習期間中に学修を進めるのは困難なため、学生の相当な努力が必要です。複数の資格取得を希望される場合は、学修計画をしっかり立て、場合によっては在籍延長も視野に入れる必要があります。学修アドバイザーにもよくご相談のうえ、履修登録を行ってください。

Q　印刷授業で、レポートを提出してから、どれぐらいで結果がわかりますか。

A　レポートは毎月 1 日～10 日（消印有効）に提出していただきますが、教員の評価・所見欄に記入がされた状態で、提出月締め切り日から約 2 ヵ月後をめどに返却されます。その間に当該科目の科目終了試験を受験することになります。評価が F（不合格）だった場合は、所見欄をよくお読みの上、書き直した上で再提出をしていただき、再度、評価を受けます。

○実習について　☞P20、24～69 参照

Q　実習科目履修の際、実習先はどのようにして決定するのでしょうか？

A　取得資格によって異なります。

・ソーシャルワーク実習（社会福祉士受験資格）…大学の実習指導を元に原則として本学が配属（所定地域のみ）
・精神保健福祉実習（精神保健福祉士受験資格）…大学の実習指導を元に原則として本学が配属（所定地域のみ）
・保育実習（保育士）…大学の実習指導を元に学生が候補施設を探し大学と学生が連携して確保
・心理実習（公認心理師受験資格）…大学の実習指導を元に原則として本学が配属
・教育実習（各教員免許）･･･大学の実習指導を元に、学生が確保

Q　現在の勤務先で実習を行いたいのですが、可能でしょうか。

A　公正な評価が難しいと思われるため認めておりません。視野を広げる意味でも別の法人・機関等での実習をおすすめしています。

Q　現在福祉施設に勤務していますが、ソーシャルワーク実習や精神保健福祉実習は免除されますか？

A　一部免除される場合があります。本学入学前に、厚生労働省の定める法令に基づく指定施設、職種および相談援助業務（職務）に 1 年間以上従事していれば免除が可能ですので、出願時に所定の書類を送付してください。

Q　カウンセラーの実務経験がありますが、大学での心理実習は免除されますか？

A　公認心理師法には実務経験による大学での心理実習科目の免除の定めはないため、受験資格取得のために心理実習は必須です。

○各種手続きについて

Q　WEB での手続きは可能ですか。

A　在学生専用サイト「TUSW-C.E.Web」にて科目終了試験受験やオンデマンド教材視聴、履修情報確認、各種事務手続きが可能です。

Q　交通機関の学割の利用は可能ですか。

A　スクーリングを受講する際、JR 線・JR 高速バスに限り利用できます。居住地の最寄り駅から開講会場の最寄り駅までの JR 線の乗車区間が片道 101㎞ 以上で、普通乗車券のみに利用でき、割引率は約 2 割です。（科目等履修生・特修生は除く）

Q　卒業時の就職の支援を受けることは可能ですか。

A　すでに社会人として活躍されている方の多い通信教育課程の受講生の方に、統一的な就職指導、斡旋は行っておりませんが、伊勢崎キャンパスにある就職支援室での情報の閲覧は可能です（開館時のみ）。

Q　何か受講に支障が発生した場合、休学は可能でしょうか。

A　入学して 2 年目以降から可能です。最長休学期間は累計で 4 年間までで、年度途中からは認められず、休学は 1 年単位です。1 年につき 2 万円の休学在籍登録料の納入が必要です。

○費用について　☞P6～8、14～15、18 参照

Q　奨学金の利用は可能ですか。

A　正科生で入学される方は、日本学生支援機構の奨学金の利用が可能です。また、本学の同窓生・在学生・教職員の紹介により入学される方は、所定の手続きにより、奨学金を得ることが可能です。
　また、一部信販会社の教育ローンを利用することも可能で、通信教育課程の案内資料に案内を同封していますので、お問い合わせください。☞P7 参照

Q　スクーリング履修費はいつ払う必要がありますか。

A　スクーリング履修費は、科目履修登録を行った際、登録をした科目のうち、登録年次が現在の学年までのスクーリングを要する科目分一括して請求され、ご指定の口座から引き落としになります。請求時期は、4 月入学生の場合、初年度は 9 月末、2 年目以降は 8 月末の予定です。9 月入学生の場合、初年度は 5 月末、2 年目以降は 11 月末の予定です。

カリキュラム

教育学部教育学科　学校教育専攻カリキュラム〈卒業に必要な単位数：124 単位以上〉

（変更される場合があります）　〈総合教育科目〉

※「履修方法」欄の R は印刷授業科目、S は面接授業科目、SR は印刷授業と面接授業の両方が必要な科目。

科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目					
							小学校教諭一種	養護教諭一種	中・高〔保健〕教諭一種	中・高〔英語〕教諭一種	高〔情報〕教諭一種	認定心理士
総合教育科目	8科目20単位必修	文章表現	2	1	SR	2						
		情報処理演習Ⅰ	4	1	SR	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		情報処理演習Ⅱ	4	2	SR	2					◎	
		健康・スポーツ	2	1	SR	2●	◎	◎	◎	◎	◎	
		アメリカの文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2		◎	◎		◎	
		法学概論	2	1	R	—						
		法学（憲法）	2	1	SR	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		人権教育	2	1	R	—	○			○	○	
	10単位以上修得	文章表現Ⅱ	4	2	R	—						
		文章表現Ⅲ	4	3	R	—						
		社会科学	2	1	R	—						
		人文科学	2	1	R	—						
		自然科学	2	1	R	—						
		判断推理と数的推理	2	1	R	—						
		資料解釈	2	1	R	—						
		情報処理演習Ⅲ	4	2	SR	2					◎	
		レクリエーション理論	2	1	R	—						
		レクリエーションワーク	2	1	SR	2						
		法学Ⅱ（民法、行政法）	4	2	R	—						
		社会学概論	2	1	R	—						
		心理学概論	4	1	SR	2						◎
		医学概論（小児保健を含む）	2	1	SR	2		○	◎			
		社会福祉入門	2	1	R	—						
		福祉と教育	2	1	R	—						
		児童文化論	2	2	R	—						
		音楽	2	1	SR	2●	◎					
		表現	2	1	SR	2						
		子どもの権利擁護	2	2	R	—						
		少年と犯罪	2	2	SR	2						
		ボランティア論	2	2	SR	2						
		アメリカの文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2						
		中国の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2						
		中国の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2						
		韓国の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2						
		韓国の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2						
		日本史	2	1	R	—						
		世界史	2	1	R	—						
		人文地理	2	1	R	—						
		政治学（国際政治を含む）	2	1	R	—						
		経済学（国際経済を含む）	2	2	R	—						
		ジェンダー論	2	1	R	—						
		死生学	2	1	SR	2						
		国際社会と日本	2	1	R	—						
		多文化理解入門	2	1	R	—						
		会計学入門	2	1	R	—						
		経営学入門	2	1	R	—						
		生活の中の福祉	2	1	R	—						
		アジア文化論	2	1	R	—						
		国際関係論（国際法を含む）	2	3	R	—						
		哲学	2	1	R	—						
		倫理学	2	1	R	—						
		生物学	2	1	R	—						
		数学	2	1	R	—						
		統計学	2	1	R	—						
		教養基礎演習Ⅰ	2	1	R	—						
		教養基礎演習Ⅱ	2	2	R	—						
	外国籍者のみ登録可	日本の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2						
		日本の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2						
キャリア開発教育科目		キャリア開発演習Ⅰ	2	2	R	—						
		キャリア開発演習Ⅱ	2	3	R	—						
		キャリア開発演習Ⅲ	2	4	R	—						

※履修方法、登録年次や開講科目は変更される場合があります。
※各科目とも登録年次以降に履修が可能です。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「資格・免許取得に必要な科目」欄の「◎」は該当の資格取得に必要な必修科目、「○」は選択科目。
※取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。
※「アメリカの文化と言語Ⅰ」は小学校教諭、中・高（英語）教諭の免許状希望の場合、「英語基礎演習Ⅰ」を履修し、単位修得。

（変更される場合があります）　〈専門教育科目（教育学部教育学科学校教育専攻）〉

※「履修方法」欄の R は印刷授業科目、S は面接授業科目、SR は印刷授業と面接授業の両方が必要な科目、P は実習科目。

科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目					
							小学校教諭一種	養護教諭一種	中・高〔保健〕教諭一種	中・高〔英語〕教諭一種	高〔情報〕教諭一種	認定心理士
専門教育科目	11科目22単位必修	教育学概論	2	1	SR	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		教師論	2	1	SR	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		教育法規	2	2	SR	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		教育課程論	2	1	SR	2●	◎	◎	◎	◎	◎	
		教育方法論（ICT 活用含む	2	1	SR	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		児童生徒指導論（進路指導を含む）	2	2	SR	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		教育相談（カウンセリングを含む）	2	3	SR	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		発達心理学	2	1	SR	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		教育心理学	2	2	R	—	◎	◎	◎	◎	◎	
		臨床心理学	2	2	SR	2	○	◎		○	○	◎
		専門演習Ⅰ	2	3	SR	2						
	72単位以上修得	教育行財政	2	2	R	—			○	○	○	
		学校経営	2	1	R	—	○	○	○	○	○	
		生涯学習概論	4	2	SR	2		○	○	○	○	
		教育情報機器演習	2	2	SR	2	○		○	○	○	
		道徳の指導法	2	3	SR	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		外国語活動の指導法	2	2	SR	2	○					
		特別活動の指導法	2	2	SR	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		特別ニーズ教育論	2	2	SR	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		総合的な学習の時間の指導法	2	2	SR	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		国語（書写を含む）	2	2	R	—	◎					
		国語科指導法（書写を含む）	2	2	SR	2	◎	○	◎			
		社会	2	2	R	—	◎					
		社会科指導法	2	2	SR	2	◎					
		算数	2	2	R	—	◎					
		算数科指導法	2	2	SR	2	◎					
		理科	2	2	R	—	◎					
		理科指導法	2	2	SR	2	◎					
		生活	2	2	R	—	◎					
		生活科指導法	2	2	SR	2	◎					
		家庭	2	2	R	—	◎					
		家庭科指導法	2	2	SR	2	◎					
		音楽Ⅱ	2	1	SR	2	◎					
		音楽科指導法	2	2	SR	2	◎					
		図画工作Ⅰ	2	1	SR	2	◎					
		図画工作Ⅱ	2	1	R	—	◎					
		図画工作科指導法	2	2	SR	2	◎					
		体育	2	1	SR	2	◎					
		体育科指導法	2	2	SR	2	◎					
		外国語	2	2	SR	2	◎					
		外国語の指導法	2	2	SR	2	◎					
		英語基礎演習Ⅰ（文法・読解）	2	1	SR	2	◎			◎		
		英語基礎演習Ⅱ（文法・読解）	2	2	SR	2				◎		
		英語基礎演習Ⅲ（文法・作文）	2	2	SR	2				◎		
		英語講読Ⅰ	2	1	R	—				◎		
		英語講読Ⅱ	2	1	R	—				◎		
		英語講読Ⅲ	2	1	R	—				◎		
		英語講読Ⅳ	2	2	R	—				◎		
		英語講読Ⅴ	2	2	R	—				◎		
		英語講読Ⅵ	2	2	R	—				◎		
		英語学Ⅰ（英語の歴史）	2	1	R	—				○		
		英語学Ⅱ（英語の発音と音声）	2	1	R	—				○		
		英語学Ⅲ（英語の談話）	2	2	R	—				○		
		英語学演習Ⅰ（統語論）	2	3	SR	2				◎		
		英語学演習Ⅱ（意味論）	2	3	SR	2				○		
		英文学（作家・作品論）	2	2	R	—				○		
		米文学（作家・作品論）	2	2	R	—				○		
		英米文学と映像	2	2	R	—				○		
		英米児童文学（作品論）	2	2	R	—				○		
		英米文学演習	2	3	SR	2				◎		
		英米児童文学演習	2	3	SR	2				◎		
		英語コミュニケーションⅠ	2	1	SR					◎		
		英語コミュニケーションⅡ	2	1	SR					◎		
		英語コミュニケーションⅢ	2	2	SR					◎		
		英語コミュニケーションⅣ	2	2	SR					◎		
		英語コミュニケーションⅤ	2	3	SR					◎		
		英語コミュニケーションⅥ	2	3	SR					◎		
		異文化理解	2	2	R	—				◎		
		英語科指導法Ⅰ	4	2	SR	2				◎		
		英語科指導法Ⅱ	4	3	SR	2				◎		
		社会情報学	2	2	R	—					◎	
		情報倫理	2	2	R	—					○	
		メディア社会論	2	2	R	—					○	
		データベース演習Ⅰ	2	2	SR	2					◎	
		データベース演習Ⅱ	2	3	SR	2					◎	
		コンピュータサイエンスⅠ	2	2	SR	2					◎	
	（次ページへ続く）	コンピュータサイエンスⅡ	2	3	SR	2					◎	

（変更される場合があります）　〈専門教育科目（教育学部教育学科学校教育専攻）〉

※「履修方法」欄の R は印刷授業科目、S は面接授業科目、SR は印刷授業と面接授業の両方が必要な科目、P は実習科目。

科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目					
							小学校教諭一種	養護教諭一種	中・高〔保健〕教諭一種	中・高〔英語〕教諭一種	高〔情報〕教諭一種	認定心理士
専門教育科目	（前ページの続き） 72単位以上修得	システム設計	2	2	SR	2					◎	
		システム設計演習	2	3	SR	2					◎	
		コンピュータネットワークⅠ	2	2	SR	2					◎	
		コンピュータネットワークⅡ	2	3	SR	2					◎	
		情報セキュリティ	2	3	SR	2					◎	
		マルチメディア表現Ⅰ	2	2	SR	2					◎	
		マルチメディア表現Ⅱ	2	3	SR	2					○	
		ヒューマンメディア	2	2	R	—					○	
		マルチメディアと学習環境	2	2	R	—					○	
		情報と職業	2	3	R	—					◎	
		情報科指導法Ⅰ	2	2	SR	2					◎	
		情報科指導法Ⅱ	2	3	SR	2					◎	
		公衆衛生	2	2	R	—		◎	◎			
		衛生学	2	2	SR	2		◎	◎			
		精神疾患とその治療	4	2	R	—		○	○			
		精神保健学	2	1	SR	2		◎	◎			
		学校保健学（学校安全を含む）	2	2	SR	2		◎	◎			
		児童環境保健論	2	3	R	—		○	○			
		養護教育学	2	1	R	—		◎				
		子どもの食と栄養	2	3	SR	2●		☆	○			
		栄養学（食品学含む）	2	3	R	—		☆	◎			
		健康相談活動の理論と方法	2	2	R	—		◎				
		解剖生理学Ⅰ	2	2	SR	2		◎	◎			
		解剖生理学Ⅱ	2	2	R	—		○	◎			
		病原微生物学	2	2	R	—		◎	◎			
		免疫学概論	2	2	R	—		○				
		薬理学概説（薬物乱用防止を含む）	2	3	R	—		○				
		看護学（救急処置を含む）	4	3	SR	2		◎	◎			
		地域看護学	2	3	R	—		◎				
		保健科指導法Ⅰ	4	2	SR	2			◎			
		保健科指導法Ⅱ	4	2	SR	2			◎			
		心理学基礎実験	4	2	SR	4●						◎
		心理統計法	2	1	R	—						◎
		カウンセリング演習	4	3	SR	2●	○					◎
		心理学研究法	4	3	SR	2		○				◎
		発達相談	2	3	SR	2	○	○		○	○	
		社会心理学	4	2	R	—						◎
		認知心理学	2	2	R	—						◎
		心理検査法	2	2	SR	2		○				◎
		心理検査法演習	2	4	SR	2		○				
		老年心理学	2	3	R	—						
		障害児・者の心理	2	3	SR	2		○				◎
		心理療法概説	2	2	SR	2		○				◎
		専門演習Ⅱ（教育実習演習）	2	3	SR	2						
		教育実習指導（初等）	1	2	S	2●	◎					
		教育実習（初等）Ⅰ	2	3	P	—	◎					
		教育実習（初等）Ⅱ	2	3	P	—	◎					
		教育実習指導（中等）	1	3	S	2●			◎	◎	◎	
		教育実習（中等）Ⅰ	2	3	P	—			◎	◎	◎	
		教育実習（中等）Ⅱ	2	3	P	—			◎	◎		
		養護実習指導	1	2	S	2●		◎				
		養護実習	4	3	P	—		◎				
		看護臨床実習指導	2	3	S	4		◎				
		看護臨床実習	2	3	P	—		◎				
		教職実践演習（小学校）	2	4	S	4●	◎					
		教職実践演習（養護教諭）	2	4	S	4●		◎				
		教職実践演習（中・高）	2	4	S	4●			◎	◎	◎	

※履修方法、登録年次や開講科目は変更される場合があります。
※各科目とも登録年次以降に履修が可能です。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「資格・免許取得に必要な科目」欄の「◎」は該当の資格取得に必要な必修科目「○」は選択科目。養護教諭教職課程の「☆」はいずれか1科目を必ず修得。
※「道徳の指導法」「教育実習（中等）Ⅱ」は高等学校教諭免許状のみ希望の場合、履修不要。
※「教育実習指導（初等）」「教育実習指導（中等）」「看護臨床実習指導」「養護実習指導」は実習終了後に事後指導課題を提出することにより単位修得が可能です。
※初等教育及び中等教育の免許状を合せて取得する場合、合計6単位（6週間）の教育実習が必要となります。実習の方法は、「教育実習（初等）Ⅰ（2単位・2週間）」「教育実習（初等）Ⅱ（2単位・2週間）」「教育実習（中等）Ⅱ（2単位・2週間）」の計6単位修得、または「教育実習（中等）Ⅰ（2単位・2週間）」「教育実習（中等）Ⅱ（2単位・2週間）」「教育実習（初等）Ⅱ（2単位・2週間）」の計6単位修得の二通りあり、いずれかを選択します。なお、「教育実習指導」は初等と中等の両方を履修する必要があります。
※教育学科開設科目を 169 単位以上登録する場合、169 単位目から1単位あたり 5,500 円の資格科目履修費がかかります。また、3つ以上の教員免許を取得する場合、3つ目の教員免許から登録手数料（1教員免許で 2,500 円）がかかります。
※他学部・他学科開設の教職課程を履修して、高校一種〔公民〕、特別支援一種の教員免許を取得する場合の必要科目については各「教職課程カリキュラム対応表」にてご確認ください(p41～43)。
※他学部・他学科開設の教職課程を履修する場合、修得単位は教育学科の卒業単位に含められます。なお、1単位あたり 5,500 円の資格科目履修費がかかります。
※取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

教育学部教育学科 教職課程カリキュラム対応表

教育学部のカリキュラムは p.24～26 をご確認ください。下記は、本学教職課程と教育職員免許法施行規則に定める科目区分との対応表です。編入学希望で、すでに他の教員免許状をお持ちの方は参考にしてください。「集中講義型スクーリング日数」欄に「—」とある科目は「R 履修」(レポート・科目終了試験を中心とした科目)を意味します。本学のカリキュラムは変更する場合があります。なお、各科目区分の包括的内容を含むためには、必修科目すべての単位を修得する必要があります。
また、教職課程の初等教育(幼稚園教諭、小学校教諭)、及び中等教育(中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭)の両方の教員免許状を、本学にて同時に取得する場合、「教育の基礎的理解に関する科目等」については、同じ科目名であっても初等教育、中等教育それぞれの単位の修得が必要な科目があります。また、教育学科において小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状(他学科開設)を同時に取得する場合、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、同じ科目名であっても幼児教育、初等教育それぞれの単位の修得が必要な科目があります。

教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
日本国憲法	法学(憲法)	2	2
体育	健康・スポーツ	2	2●
外国語コミュニケーション	アメリカの文化と言語Ⅰ■	2	2
	英語基礎演習Ⅰ(文法・読解)■	2	2
情報機器の操作	情報処理演習Ⅰ	4	2

■印の科目は、取得する免許状により履修科目が異なります。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

教科及び教科の指導法に関する科目(小学校教諭一種免許状)

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	国語(書写を含む)	2	—
	社会	社会	2	—
	算数	算数	2	—
	理科	理科	2	—
	生活	生活	2	—
	音楽	音楽 音楽Ⅱ	2 2	2 2
	図画工作	図画工作Ⅰ 図画工作Ⅱ	2 2	2 —
	家庭	家庭	2	—
	体育	体育	2	2
	外国語	外国語	2	2
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	国語(書写を含む。)	国語科指導法(書写を含む)	2	2
	社会	社会科指導法	2	2
	算数	算数科指導法	2	2
	理科	理科指導法	2	2
	生活	生活科指導法	2	2
	音楽	音楽科指導法	2	2
	図画工作	図画工作科指導法	2	2
	家庭	家庭科指導法	2	2
	体育	体育科指導法	2	2
	外国語	外国語の指導法	2	2

※下記の「教育の基礎的理解に関する科目等」も参照してください。

教育の基礎的理解に関する科目等(小学校教諭一種免許状)

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	—
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教師論	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育法規 学校経営○	2 2	— —
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学 発達心理学○	2 2	— 2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別ニーズ教育論	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	2

○は選択科目。

取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

教育の基礎的理解に関する科目等(小学校教諭一種免許状)

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の指導法	2	2
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2	2
	特別活動の指導法	特別活動の指導法	2	2
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論(ICT 活用含む)	2	2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談(カウンセリングを含む)	2	2
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	児童生徒指導論(進路指導を含む)	2	2
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導(初等)※ 教育実習(初等)Ⅰ 教育実習(初等)Ⅱ	1 2 2	2● 2週間以上* 2週間以上*
	教職実践演習	教職実践演習(小学校)	2	4●

※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「教育実習指導(初等)」はスクーリングの他、実習終了後に事後指導課題を提出することにより単位修得が可能です。

大学が独自に設定する科目(小学校教諭一種免許状)

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
大学が独自に設定する科目		人権教育〇	2	—
		臨床心理学〇	2	2
		発達相談〇	2	2
		教育情報機器演習〇	2	2
		カウンセリング演習〇	4	2●
		外国語活動の指導法〇	2	2

〇は選択科目。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

教科及び教科の指導法に関する科目(中学校教諭一種免許状〔保健〕、高等学校教諭一種免許状〔保健〕)

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
教科に関する専門的事項	中一種:生理学・栄養学 高一種:「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	解剖生理学Ⅰ	2	2
		解剖生理学Ⅱ	2	—
		病原微生物学	2	—
		栄養学(食品学含む)	2	—
		子どもの食と栄養〇	2	2●
	衛生学・公衆衛生学	衛生学	2	2
		公衆衛生	2	—
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	医学概論(小児保健を含む)	2	2
		精神保健学	2	2
		学校保健学(学校安全を含む)	2	2
		看護学(救急処置を含む)	4	2
		児童環境保健論〇	2	—
		精神疾患とその治療〇	4	—
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		保健科指導法Ⅰ	4	2
		保健科指導法Ⅱ	4	2

※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「教育の基礎的理解に関する科目等」(p.27～28)も参照してください。〇は選択科目。

大学が独自に設定する科目(中学校教諭一種免許状〔保健〕、高等学校教諭一種免許状〔保健〕)

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
大学が独自に設定する科目		教育情報機器演習〇	2	2

〇は選択科目。

取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

教科及び教科の指導法に関する科目（中学校教諭一種免許状〔英語〕、高等学校教諭一種免許状〔英語〕）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
教科に関する専門的事項	英語学	英語基礎演習Ⅱ（文法・読解）	2	2
		英語基礎演習Ⅲ（文法・作文）	2	2
		英語講読Ⅲ	2	—
		英語講読Ⅵ	2	—
		英語学演習Ⅰ（統語論）	2	2
		英語学演習Ⅱ（意味論）〇	2	2
		英語学Ⅰ（英語の歴史）〇	2	—
		英語学Ⅱ（英語の発音と音声）〇	2	—
		英語学Ⅲ（英語の談話）〇	2	—
	英語文学	英米文学演習	2	2
		英米児童文学演習	2	2
		英語講読Ⅰ	2	—
		英語講読Ⅱ	2	—
		英語講読Ⅳ	2	—
		英語講読Ⅴ	2	—
		英文学（作家・作品論）〇	2	—
		米文学（作家・作品論）〇	2	—
		英米文学と映像〇	2	—
		英米児童文学（作品論）〇	2	—
	英語コミュニケーション	英語コミュニケーションⅠ	2	2
		英語コミュニケーションⅡ	2	
		英語コミュニケーションⅢ	2	2
		英語コミュニケーションⅣ	2	
		英語コミュニケーションⅤ	2	2
		英語コミュニケーションⅥ	2	
	異文化理解	異文化理解	2	—
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		英語科指導法Ⅰ	4	2
		英語科指導法Ⅱ	4	2

※「教育の基礎的理解に関する科目等」（p.27～28）も参照してください。〇は選択科目。

大学が独自に設定する科目（中学校教諭一種免許状〔英語〕、高等学校教諭一種免許状〔英語〕）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
大学が独自に設定する科目		人権教育〇	2	—
		臨床心理学〇	2	2
		発達相談〇	2	2
		教育情報機器演習〇	2	2

〇は選択科目。

教科及び教科の指導法に関する科目（高等学校教諭一種免許状〔情報〕）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
教科に関する専門的事項	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理		2	—
		社会情報学情報と職業情報倫理〇	2	—
		メディア社会論〇	2	—
			2	—
	コンピュータ・情報処理	情報処理演習Ⅱ	4	2
		情報処理演習Ⅲ	4	2
		データベース演習Ⅰ	2	2
		データベース演習Ⅱ	2	2
		コンピュータサイエンスⅠ	2	2
		コンピュータサイエンスⅡ	2	2
	情報システム	システム設計	2	2
		システム設計演習	2	2
	情報通信ネットワーク	コンピュータネットワークⅠ	2	2
		コンピュータネットワークⅡ	2	2
		情報セキュリティ	2	2
	マルチメディア表現・マルチメディア技術	マルチメディア表現Ⅰ	2	2
		マルチメディア表現Ⅱ〇	2	2
		ヒューマンメディア〇	2	—
		マルチメディアと学習環境〇	2	—
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		情報科指導法Ⅰ	2	2
		情報科指導法Ⅱ	2	2

※「教育の基礎的理解に関する科目等」（p.27～28）も参照してください。〇は選択科目。

取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

大学が独自に設定する科目（高等学校教諭一種免許状〔情報〕）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
大学が独自に設定する科目		人権教育〇 臨床心理学〇 発達相談〇 教育情報機器演習〇	2 2 2 2	— 2 2 2

〇は選択科目。

教科及び教科の指導法に関する科目（中学校教諭一種免許状〔保健・英語〕、高等学校教諭一種免許状〔保健・英語・情報〕）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	—
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師論	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育法規 教育行財政〇 学校経営〇 生涯学習概論〇	2 2 2 4	— — — —
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学 発達心理学〇	2 2	— 2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別ニーズ教育論	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	—
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の指導法 ※	2	2
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2	2
	特別活動の指導法	特別活動の指導法	2	2
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（ICT 活用含む）	2	—
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（カウンセリングを含む）	2	2
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	児童生徒指導論（進路指導を含む）	2	2
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導（中等）※ 教育実習（中等）Ⅰ 教育実習（中等）Ⅱ ※	1 2 2	2● 2週間以上* 2週間以上*
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2	4●

※「教育の基礎的理解に関する科目等」(p.27～28)も参照してください。〇は選択科目。

大学が独自に設定する科目（中学校教諭一種免許状〔英語〕、高等学校教諭一種免許状〔英語〕）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
大学が独自に設定する科目		人権教育〇 臨床心理学〇 発達相談〇 教育情報機器演習〇	2 2 2 2	— 2 2 2

〇は選択科目。

教科及び教科の指導法に関する科目（高等学校教諭一種免許状〔情報〕）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
教科に関する専門的事項	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	社会情報学情報と職業情報倫理〇 メディア社会論〇	2 2 2 2	— — — —
	コンピュータ・情報処理	情報処理演習Ⅱ 情報処理演習Ⅲ データベース演習Ⅰ データベース演習Ⅱ コンピュータサイエンスⅠ コンピュータサイエンスⅡ	4 4 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2
	情報システム	システム設計 システム設計演習	2 2	2 2
	情報通信ネットワーク	コンピュータネットワークⅠ コンピュータネットワークⅡ 情報セキュリティ	2 2 2	2 2 2
	マルチメディア表現・マルチメディア技術	マルチメディア表現Ⅰ マルチメディア表現Ⅱ〇 ヒューマンメディア〇 マルチメディアと学習環境〇	2 2 2 2	2 2 — —
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		情報科指導法Ⅰ 情報科指導法Ⅱ	2 2	2 2

〇は選択科目。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「道徳の指導法」、「教育実習（中等）Ⅱ」は中学校教諭取得希望の場合必修科目。
※「教育実習指導（中等）」はスクーリングの他、実習終了後に事後指導課題を提出することにより単位修得が可能です。

取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

養護に関する科目（養護教諭一種免許状）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	衛生学 公衆衛生	2 2	2 —
	学校保健	学校保健学（学校安全を含む） 医学概論（小児保健を含む）○ 児童環境保健論○	2 2 2	2 2 —
	養護概説	養護教育学	2	—
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	臨床心理学 健康相談活動の理論と方法	2 2	2 —
	栄養学（食品学を含む。）	子どもの食と栄養☆ 栄養学（食品学含む）☆	2 2	2● —
	解剖学・生理学	解剖生理学Ⅰ 解剖生理学Ⅱ○	2 2	2 —
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	病原微生物学 免疫学概論○ 薬理学概説（薬物乱用防止を含む）○	2 2 2	— — —
	精神保健	精神保健学 精神疾患とその治療○	2 4	2 —
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	看護学（救急処置を含む） 地域看護学 看護臨床実習指導※ 看護臨床実習	4 2 2 2	2 — 4● 2週間以上*

☆印の科目「子どもの食と栄養」と「栄養学（食品学を含む）」は、いずれか1科目を選択して履修。
○は選択科目。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「看護臨床実習指導」はスクーリングの他、実習終了後に事後指導課題を提出することにより単位修得が可能です。

教育の基礎的理解に関する科目等（養護教諭一種免許状）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	—
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師論	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育法規 学校経営○ 生涯学習概論○	2 2 4	— — —
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学 発達心理学○	2 2	— 2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別ニーズ教育論	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	—
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳の指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	2 2 2	2 2 2
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（ICT 活用含む）	2	—
	生徒指導の理論及び方法	児童生徒指導論（進路指導を含む）	2	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（カウンセリングを含む）	2	2
教育実践に関する科目	養護実習	養護実習指導※ 養護実習	1 4	2● 4週間以上*
	教職実践演習	教職実践演習（養護教諭）	2	4●

○は選択科目。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「養護実習指導」はスクーリングの他、実習終了後に事後指導課題を提出することにより単位修得が可能です。

大学が独自に設定する科目（養護教諭一種免許状）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
大学が独自に設定する科目		心理検査法○ 心理検査法演習○ 発達相談○ 障害児・者の心理○ 心理学研究法○ 心理療法概説○	2 2 2 2 4 2	2 2 2 2 2 2

○は選択科目。

取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

心理学部心理学科カリキュラム〈卒業に必要な単位数：124 単位以上〉

（変更される場合があります）

〈総合教育科目〉

※「履修方法」欄の R は印刷授業科目、S は面接授業科目、SR は印刷授業と面接授業の両方が必要な科目。

科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目			
							公認心理師	認定心理士	社会福祉士	精神保健福祉士
基礎教育科目	4 科目 8 単位 必修	基礎演習Ⅰ	1	1	SR	2				
		基礎演習Ⅱ	1	2	SR	2				
		心理学入門	2	1	SR	2		◎		
		情報処理演習Ⅰ	4	1	SR	2				
健康教育科目	2 科目 4 単位 必修	レクリエーション理論	2	1	S	4				
		レクリエーションワーク	2	1	S	4				
	選択科目	健康・スポーツ	2	1	S	4				
コミュニケーション教育科目	2 科目 4 単位 以上修得	アメリカの文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2				
		アメリカの文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2				
		中国の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2				
		中国の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2				
		韓国の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2				
		韓国の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2				
		情報処理演習Ⅱ	4	2	SR	2				
		情報処理演習Ⅲ	4	2	SR	2				
	外国籍者のみ登録可	日本の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2				
		日本の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2				
教養教育科目	5 科目 10 単位 必修	心理学概論	2	1	SR	2	◎	◎	◎	◎
		文章表現	2	1	SR	2				
		統計学	2	1	R	—				
		教養基礎演習Ⅰ	2	1	R	—				
		教養基礎演習Ⅱ	2	2	R	—				
	12 単位以上 修得	文章表現Ⅱ	4	2	R	—				
		文章表現Ⅲ	4	3	R	—				
		法学概論	2	1	SR	2				
		法学（憲法）	2	1	SR	2				
		法学Ⅱ（民法・行政法）	4	2	R	—				
		人体の構造と機能及び疾病	2	1	R	—	◎		◎	◎
		社会学概論	2	2	SR	2			◎	◎
		政治学（国際政治を含む）	2	1	R	—				
		経済学（国際経済を含む）	2	1	R	—				
		国際関係論（国際法を含む）	2	3	R	—				
		哲学	2	1	R	—				
		倫理学	2	1	R	—				
		日本史	2	1	R	—				
		世界史	2	1	R	—				
		人文地理	2	1	R	—				
		生物学	2	1	R	—				
		生理学	4	2	R	—				
		音楽	2	1	SR	2●				
		表現	2	1	S	4				
		福祉と教育	2	1	SR	2				
		生涯学習概論	4	2	SR	2				
		人権教育	2	1	R	—				
		福祉倫理	2	1	R	—				
		ボランティア論	2	1	SR	2				
		ジェンダー論	2	1	R	—				
		死生学	2	1	R	—				
		少年と犯罪	2	1	SR	2				
		国際社会と日本	2	1	R	—				
		会計学入門	2	1	R	—				
		経営学入門	2	1	R	—				
		生活の中の福祉	2	1	R	—				
		アジア文化論	2	3	R	—				
		多文化理解入門	2	1	R	—				
		比較社会史	2	3	R	—				
		社会福祉入門	2	1	SR	2				
		ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	1	SR	2●			◎	◎
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	2	SR	2●				◎
キャリア開発教育科目		キャリア開発演習Ⅰ	2	2	R	—				
		キャリア開発演習Ⅱ	2	3	R	—				

※履修方法、登録年次や開講科目は変更される場合があります。
※各科目とも登録年次以降に履修が可能です。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「資格・免許取得に必要な科目」欄の「◎」は該当の資格取得に必要な必修科目、「○」は選択科目。
※取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

（変更される場合があります）

〈専門教育科目〉

※「履修方法」欄の R は印刷授業科目、S は面接授業科目、SR は印刷授業と面接授業の両方が必要な科目、P は実習科目、G は卒業研究。

科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目			
							公認心理師	認定心理士	社会福祉士	精神保健福祉士
専門基幹科目	14 科目 44 単位 必修	心理学研究法	4	3	SR	2	◎	◎		
		心理的アセスメント	4	3	SR	2	◎	◎		
		心理学統計法	2	1	SR	2	◎	◎		
		心理学実験	4	2	SR	4●	◎	◎		
		教育・学校心理学	4	3	SR	2	◎	◎		
		発達心理学	4	1	SR	2	◎	◎		
		臨床心理学概論	4	2	SR	2	◎	◎		
		心理学的支援法（基礎）	2	2	SR	2	◎	○		
		心理学的支援法（演習）	2	3	SR	2●	◎	◎		
		知覚・認知心理学	4	2	R	—	◎	◎		
		障害者・障害児心理学	2	3	SR	2	◎	◎		
		社会・集団・家族心理学（社会・集団）	4	2	SR	2	◎	◎		
		心理学を活かしたキャリアデザイン	2	1	R	—				
		心理学を活かしたキャリアマネジメント	2	2	R	—				
専門展開科目	42 単位以上 修得	学習・言語心理学	2	2	R	—	◎	○		
		神経・生理心理学	2	3	R	—	◎	○		
		感情・人格心理学	2	3	R	—	◎	○		
		健康・医療心理学	2	3	R	—	◎			
		心理学的支援法（心理療法）	2	3	R	—	◎	◎		
		司法・犯罪心理学	2	3	R	—	◎			
		社会・集団・家族心理学（家族）	2	3	R	—	◎	○		
		産業・組織心理学	2	3	R	—	◎			
		精神疾患とその治療	4	2	SR	2	◎	◎		
		福祉心理学	2	3	R	—	◎			
		公認心理師の職責	2	3	R	—	◎			
		関係行政論	2	3	R	—	◎			
		心理演習	2	3	SR	2●	◎			
		心理実習	2	4	P	—	◎			
		心理検査法演習	2	3	S	4				
		心理学研究演習Ⅰ	2	3	S	4				
		心理学研究演習Ⅱ	2	4	S	4				
		発達相談	2	3	R	—				
		薬理学概説（薬物乱用防止を含む）＊	2	2	R	—				
		社会病理	2	3	R	—				
		労働法（労働基準法）＊	2	2	R	—				
		社会政策	2	2	R	—				
		介護概論	2	2	SR	2				
		社会福祉原論	4	1	R	—			◎	◎
		保健医療	2	2	R	—			◎	
		ソーシャルワークの基盤と専門職	2	1	SR	2			◎	◎
		ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	2	R	—			◎	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	4	2	SR	2			◎	◎
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	4	3	R	—			◎	
		社会調査法	2	3	R	—			◎	◎
		高齢者福祉論	2	1	R	—			◎	
		障害者福祉論	2	2	R	—			◎	◎
		児童・家庭福祉論	2	2	R	—			◎	
		地域福祉論	4	2	R	—			◎	◎
		社会福祉運営管理論	2	4	R	—			◎	
		社会保障論	4	2	R	—			◎	◎
		公的扶助論	2	2	R	—			◎	
		権利擁護と成年後見	2	3	R	—			◎	◎
		更生保護	2	4	R	—			◎	◎
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	2	2	SR	2●			◎	
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	2	3	SR	2●			◎	
		ソーシャルワーク演習Ⅴ	2	4	SR	2●			◎	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	2	SR	2●			◎	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	3	SR	2●			◎	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	2	3	SR	2●			◎	
		ソーシャルワーク実習	6	3	P	—			◎	
	（次ページへ続く）	精神保健学	4	1	SR	2			◎	

※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

（変更される場合があります）

〈専門教育科目〉

※「履修方法」欄の R は印刷授業科目、S は面接授業科目、SR は印刷授業と面接授業の両方が必要な科目、P は実習科目、G は卒業研究。

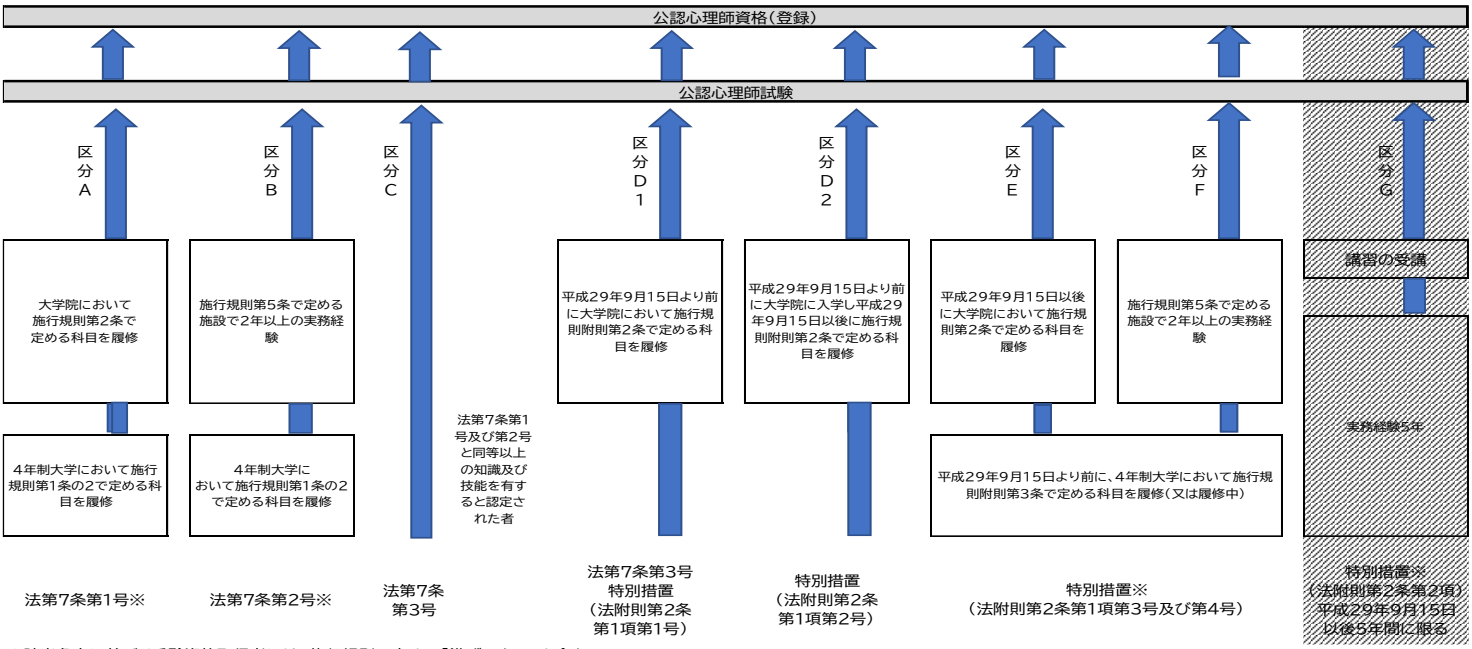
科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目			
							公認心理師	認定心理士	社会福祉士	精神保健福祉士
専門基幹科目	（前ページの続き） 42 単位以上修得	精神保健福祉の原理＊	4	2	SR	2				◎
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）＊	4	3	SR	2				◎
		精神保健福祉制度論＊	2	2	SR	2				◎
		精神障害リハビリテーション論＊	2	2	SR	2				◎
		精神保健福祉演習Ⅰ＊	2	2	SR	2●				◎
		精神保健福祉演習Ⅱ＊	2	3	SR	2●				◎
		精神保健福祉演習Ⅲ＊	2	4	SR	2●				◎
		精神保健福祉実習指導Ⅰ	2	2	SR	2●				◎
		精神保健福祉実習指導Ⅱ	2	3	SR	2●				◎
		精神保健福祉実習指導Ⅲ	2	3	SR	2●				◎
		精神保健福祉実習	6	3	P	ー				◎
		卒業研究	4	4	G	ー				

科目名の後の＊は履修の際、1 単位あたり 5,500 円の資格科目履修費がかかります。
※履修方法、登録年次や開講科目は変更される場合があります。
※各科目とも登録年次以降に履修が可能です。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「資格・免許取得に必要な科目」欄の「◎」は該当の資格取得に必要な必修科目、「○」は選択科目。
※他学部・他学科開設の教職課程を履修して小学校一種、中高一種〔英語〕〔保健〕、高校一種〔情報〕〔公民〕〔福祉〕、養護一種、特別支援一種の教員免許を取得する場合の必要科目については「教職課程カリキュラム対応表」にてご確認ください(p.43～47、p.57～60)。
※他学部・他学科開設の教職課程を履修する場合、修得単位は心理学科の卒業単位に含められます。なお、1単位あたり 5,500 円の資格科目履修費がかかる科目があります。
※取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

【参考】

公認心理師の資格取得方法について

（日本心理研修センターHP
「受験資格ルート」より）



※該当条文に基づく受験資格取得者には、施行規則で定める「準ずるもの」を含む。
※区分Gでの受験については、第5回公認心理師試験（令和4年7月17日）で終了しました。

【注意】

公認心理師資格を取得するためには、上記のように複数の方法がありますが、2018 年度以降に公認心理師の受験資格を取得する方法は、区分Aにありますように、4 年制大学で公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、その後、大学院で必要な科目を修めて修了することが一般的な取得方法です。他にも、2017 年度以前に心理系の 4 年制大学に入学、又は卒業された方や大学院に入学、又は修了された方は、区分Dから区分 F にかけて特例措置が適用される可能性がありますので、該当の方は、下記に掲載の厚生労働省、及び日本心理研修センターのホームページをご参照ください。
なお、区分Aにて公認心理師の受験資格を得るためには、大学では見学を中心とした 80 時間以上（事前事後指導を含む）の「心理実習」、大学院では心理支援の実践を中心とした 450 時間以上（事前事後指導を含む）の「心理実践実習」を行う必要があります。実習先については、保健医療分野での実施を必須とし、本学が指定する関東近辺（東京都、神奈川県等を中心）の医療機関、施設等に限定される予定であり、必ずしも、ご自身が希望する地域、時期において実施できるとは限らず、在籍を延長して実施する必要がある場合もありますのでご注意ください。
注）「心理演習」のスクーリングは、1 クラス 15 名までと受講制限があり、受講条件を設け、年間で 2 回程度の開講予定です。
注）「心理実習」の申込みにあたっては、成績優秀者を対象に心理学、及び臨床心理学に関する理解度を把握するための来場試験（東京会場）が実習前年度に実施され、基準に満たない場合は実習不許可となります。継続して実習を希望する場合には、年間授業料を納入の上、在籍を延長し、再度試験を受験して合格する必要が生じますので、あらかじめご了承ください。
＊上記の表は『公認心理師試験　受験の手引き』より抜粋。
＊参考ホームページ
厚生労働省（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html）一般財団法人日本心理研修センター（https://shinri-kenshu.jp/）

社会福祉学部社会福祉学科 社会福祉専攻カリキュラム〈卒業に必要な単位数:128 単位以上〉

（変更される場合があります）

〈総合教育科目〉

※「履修方法」欄の R は印刷授業科目、S は面接授業科目、SR は印刷授業と面接授業の両方が必要な科目。

科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目						
							社会福祉士	精神保健福祉士	高〔福祉〕教諭一種	高〔公民〕教諭一種	特支教諭一種	社会教育主事	第一種衛生管理者
基礎教育科目	2 科目 6 単位必修	社会福祉入門	2	1	SR	2			◎		□		
		情報処理演習Ⅰ	4	1	SR	2			◎	◎	◎		
健康教育科目	1 科目 2 単位以上修得	レクリエーションワーク	2	1	SR	2						○	
		健康・スポーツ	2	1	SR	2●			◎	◎	◎		
コミュニケーション教育科目	2 科目 4 単位 以上修得	アメリカの文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2			◎	◎	◎		
		アメリカの文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2							
		中国の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2							
		中国の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2							
		韓国の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2							
		韓国の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2							
		情報処理演習Ⅱ	4	2	SR	2			○	○	■		
		情報処理演習Ⅲ	4	3	SR	2							
	外国籍者のみ登録可	日本の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2							
		日本の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2							
教養教育科目	4 科目 8 単位 必修	文章表現	2	1	SR	2							
		人体の構造と機能及び疾病	2	1	R	—	◎	◎	○		■		
		心理学概論	2	1	R	—	◎	◎		◎	□		
		社会学概論	2	1	R	—	◎	◎		◎	□		
	14 単位 以上 修得	文章表現Ⅱ	4	2	R	—							
		文章表現Ⅲ	4	3	R	—							
		教育学概論	2	1	R	—			◎	◎	□		
		法学概論	2	1	R	—				◎	□		
		法学Ⅰ（憲法）	2	1	SR	2			◎	◎	◎		
		法学Ⅱ（民法・行政法）	4	2	R	—				◎	□		
		政治学（国際政治を含む）	2	1	R	—				◎	□		
		経済学（国際経済を含む）	2	1	R	—				◎	□		
		国際関係論（国際法を含む）	2	3	R	—				◎	□		
		哲学	2	1	R	—				○	■		
		倫理学	2	1	R	—				○	■		
		日本史	2	1	R	—							
		世界史	2	1	R	—							
		人文地理	2	1	R	—							
		統計学	2	1	R	—							
		数学	2	1	R	—							
		生物学	2	1	R	—							
		生理学	4	1	R（SR）	（2）							◎
		音楽	2	1	SR	2●							
		表現	2	1	SR	2							
		福祉と教育	2	1	SR	2							
		生涯学習概論	4	2	SR	2			○	○	■	◎	
		人権教育	2	1	R	—			○	○	■		
		福祉倫理	2	4	R	—				○	■		
		ボランティア論	2	1	SR	2			○	○	■	○	
		ジェンダー論	2	1	R	—			○	○	■		
		死生学	2	1	SR	2							
		少年と犯罪	2	1	SR	2							
		国際社会と日本	2	1	R	—				○	■		
		多文化理解入門	2	1	R	—							
		アジア文化論	2	3	R	—				○	■		
		会計学入門	2	1	R	—							
		経営学入門	2	1	R	—							
		生活の中の福祉	2	1	R	—							
		比較社会史	2	3	R	—							
		児童心理入門	2	1	SR	2							
		教養基礎演習Ⅰ	2	1	R	—							
		教養基礎演習Ⅱ	2	2	R	—							
キャリア開発教育科目		キャリア開発演習Ⅰ	2	2	R	—							
		キャリア開発演習Ⅱ	2	3	R	—							

※履修方法、登録年次や開講科目は変更される場合があります。
※各科目とも登録年次以降に履修が可能です。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「資格・免許取得に必要な科目」欄の「◎」は該当の資格取得に必要な必修科目、「○」は選択科目。
※取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。
※「アメリカの文化と言語Ⅰ」は小学校教諭、中・高（英語）教諭の免許状希望の場合、「英語基礎演習Ⅰ」を履修し、単位修得。

（変更される場合があります）　〈専門教育科目（社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻）〉

※「履修方法」欄の R は印刷授業科目、S は面接授業科目、SR は印刷授業と面接授業の両方が必要な科目。

科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目						
							社会福祉士	精神保健福祉士	高（福祉）教諭一種	高（公民）教諭一種	特支教諭一種	社会教育主事	第一種衛生管理者
専門基幹科目	21科目 52単位 必修	社会福祉原論	4	1	R	—	◎	◎	◎		□		
		ソーシャルワークの基盤と専門職	2	1	SR	2	◎	◎	◎		□		
		ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	2	R	—	◎		◎		□		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	4	2	SR	2	◎	◎					
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	4	3	R	—	◎						
		社会調査法	2	3	R	—	◎	◎					
		高齢者福祉論	2	1	R	—	◎		◎		□		
		障害者福祉論	2	2	R	—	◎	◎	◎		□		
		児童・家庭福祉論	2	2	R	—	◎		◎		□	○	
		地域福祉論	4	2	R	—	◎	◎				○	
		社会福祉運営管理論	2	4	R	—	◎						
		社会保障論	4	2	R	—	◎	◎	◎	◎	□		
		公的扶助論	2	2	R	—	◎						
		保健医療	2	2	R	—	◎						
		権利擁護と成年後見	2	3	R	—	◎	◎					
		更生保護	2	4	R	—	◎	◎					
		ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	1	SR	2●	◎	◎					
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	2	SR	2●	◎						
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	2	2	SR	2●	◎						
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	2	3	SR	2●	◎		◎		□		
		ソーシャルワーク演習Ⅴ	2	4	SR	2●	◎						
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	2	SR	2●	◎						
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	3	SR	2●	◎						
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	2	3	SR	2●	◎		◎		□		
		ソーシャルワーク実習	6	3	P	—	◎		◎		□		
専門展開科目	42単位 以上 修得	卒業研究	4	4	G	—							
		高齢者支援展開論	2	3	R	—						○	
		リハビリテーション論	2	3	R	—							
		ケアマネジメント論	2	3	R	—							
		ケアマネジメント演習	2	3	SR	2							
		介護概論	2	2	SR	2			◎		□		
		国際福祉論	2	3	R	—				○			
		国際福祉研究	2	1	R	—							
		福祉事業所経営管理論Ⅰ	2	3	R	—							
		福祉事業所経営管理論Ⅱ	2	3	SR	2							
		児童・家庭福祉論Ⅱ	2	2	R	—							
		家族福祉論	4	3	R	—							
		保育原理	4	2	R	—							
		養護原理	4	2	R	—							
		小児保健	4	2	R	—							
		子どもの食と栄養	2	3	SR	2●							
		障害児療育	2	3	SR	2●							
		児童環境保健論	2	3	R	—							
		公衆衛生	2	3	R	—							
		健康管理学（健康相談活動を含む）＊	2	3	SR	2							◎
		労働衛生学＊	4	3	SR	2							◎
		労働安全衛生法（じん肺法を含む）＊	2	3	SR	2							◎
		労働法（労働基準法）＊	2	3	R	—				○	■		◎
		司法福祉論	2	3	R	—							
		社会病理	4	3	R	—				○	■		
		社会保障法	2	3	R	—							
		法学演習	4	3	SR	2							
		社会保障政策論	2	3	R	—				○	■		
		社会政策	2	3	R	—							
		経済政策	2	3	R	—							
		精神疾患とその治療	4	2	SR	2		◎					
		精神保健学	4	1	SR	2		◎					
		教育心理学	2	2	R	—			◎	◎	□		
		発達心理学	2	2	R	—				○	■		
		児童心理学	4	2	R	—				○	■		
		臨床心理学	2	3	R	—				○	■		
		カウンセリング演習	4	3	SR	2●							
		障害児・者の心理	2	3	R	—				○	■		
		社会心理学	2	3	R	—				○	■		
		運動学	2	1	R	—							
		人間発達学	2	1	R	—							
		社会科指導法	2	2	SR	2							
		社会	2	2	R	—							
		生活	2	2	R	—							
		家庭	2	2	R	—							

（次ページへ続く）

※履修方法、登録年次や開講科目は変更される場合があります。
※各科目とも登録年次以降に履修が可能です。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「資格・免許取得に必要な科目」欄の「◎」は該当の資格取得に必要な必修科目、「○」は選択科目。
※取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。
※「アメリカの文化と言語Ⅰ」は小学校教諭、中・高（英語）教諭の免許状希望の場合、「英語基礎演習Ⅰ」を履修し、単位修得。

（変更される場合があります）　〈専門教育科目（社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻）〉

※「履修方法」欄の R は印刷授業科目、S は面接授業科目、SR は印刷授業と面接授業の両方が必要な科目。

科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目						
							社会福祉士	精神保健福祉士	高〔福祉〕教諭一種	高〔公民〕教諭一種	特支教諭一種	社会教育主事	第一種衛生管理者
（前ページから続き）		教師論＊	2	1	SR	2			◎	◎	□		
専門展開科目	42 単位以上修得	教育行財政＊	2	1	R	—			○	○	■		
		教育法規＊	2	2	R	—			◎	◎	□		
		教育課程論＊	2	1	R	—			◎	◎	□		
		福祉科指導法＊	4	2	SR	2			◎		□		
		公民科指導法Ⅰ＊	2	2	SR	2				◎	□		
		公民科指導法Ⅱ＊	2	2	SR	2				◎	□		
		道徳教育の研究	2	1	R	—							
		特別活動の指導法＊	2	2	SR	2			◎	◎	□		
		特別ニーズ教育論	2	2	SR	2			◎	◎	□	○	
		総合的な学習の時間の指導法	2	2	SR	2			◎	◎	□		
		教育方法論（ICT 活用含む）＊	2	2	R	—			◎	◎	□		
		教育情報機器演習	2	1	SR	2							
		児童生徒指導論（進路指導を含む）＊	2	2	SR	2			◎	◎	□		
		教育相談（カウンセリングを含む）＊	2	3	SR	2			◎	◎	□		
		教職実践演習（中・高）＊	2	4	S	4●			◎	◎	□		
		教育実習指導（中等）＊	1	3	S	2●			◎	◎	□		
		教育実習（中等）Ⅰ	2	3	P	—			◎	◎	□		
		こころとからだのしくみⅠ＊	2	2	R	—			◎		□		
		こころとからだのしくみⅡ＊	2	2	R	—			◎		□		
		社会教育課題研究＊	2	4	SR	2						◎	
		生涯学習支援論＊	4	2	SR	2						◎	
		社会教育経営論＊	4	3	SR	2						◎	
		社会教育演習＊	1	3	S	2						◎	
		社会教育実習	1	4	P	—						◎	
		障害児教育論	2	2	SR	2					◎		
		知的障害者の心理・生理・病理＊	2	2	SR	2					◎		
		肢体不自由者の心理・生理・病理＊	2	2	R	—					◎		
		病弱者の心理・生理・病理＊	2	3	R	—					◎		
		知的障害教育Ⅰ＊	2	3	SR	2					◎		
		知的障害教育Ⅱ＊	2	3	R	—					◎		
		肢体不自由教育Ⅰ＊	2	2	SR	2					◎		
		肢体不自由教育Ⅱ＊	2	3	R	—					◎		
		病弱教育Ⅰ＊	2	3	R	—					◎		
		病弱教育Ⅱ＊	2	3	R	—					◎		
		知的障害教育総論＊	2	3	R	—					○		
		肢体不自由教育総論＊	2	2	R	—					○		
		病弱教育総論＊	2	3	R	—					○		
		視覚障害者、聴覚障害者の心理・生理・病理＊	2	3	SR	2					◎		
		障害児教育課程論＊	2	3	R	—					◎		
		聴覚障害者の言語障害指導＊	2	3	SR	2					○		
		重複障害・LD等教育総論＊	2	3	SR	2					◎		
		特別支援教育実習指導＊	1	3	S	2●					◎		
		特別支援教育実習	2	4	P	—					◎		
		精神保健福祉の原理＊	4	2	SR	2		◎					◎
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）＊	4	3	SR	2		◎					◎
		精神保健福祉制度論＊	2	2	SR	2		◎					◎
		精神障害リハビリテーション論＊	2	2	SR	2		◎					◎
		精神保健福祉演習Ⅰ＊	2	2	SR	2●		◎					
		精神保健福祉演習Ⅱ＊	2	3	SR	2●		◎					
		精神保健福祉演習Ⅲ＊	2	4	SR	2●		◎					
		精神保健福祉実習指導Ⅰ	2	2	SR	2●		◎					
		精神保健福祉実習指導Ⅱ	2	3	SR	2●		◎					
		精神保健福祉実習指導Ⅲ	2	3	SR	2●		◎					
		精神保健福祉実習	6	3	P	—		◎					

科目名の後の＊は履修の際、1単位あたり 5,500 円の資格科目履修費がかかります。
※履修方法、登録年次や開講科目は変更される場合があります。
※各科目とも登録年次以降に履修が可能です。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「資格・免許取得に必要な科目」欄の「◎」は該当の資格取得に必要な必修科目、「○」は選択科目。「□」は高等学校教諭一種免許状（福祉）、または高等学校教諭一種免許状（公民）を基礎資格として特別支援学校教諭一種免許状を取得する場合の必修科目、「■」は同選択科目（詳細は基礎資格とする教職課程カリキュラム対応表を参照）。
※他学部・他学科開設の教職課程を履修して取得する教員免許を特別支援学校教諭一種免許状の基礎資格とすることも可能です。
※他学部・他学科開設の教職課程を履修して小学校一種、中高一種〔英語〕〔保健〕、高校一種〔情報〕、養護一種の教員免許を取得する場合の必要科目については各「教職課程カリキュラム対応表」にてご確認ください（p.43～47）。
※他学部・他学科開設の教職課程を履修する場合、修得単位は社会福祉学科の卒業単位に含められます。なお、1単位あたり 5,500 円の資格科目履修費がかかる科目があります。
※取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

社会福祉学部社会福祉学科　経営福祉専攻カリキュラム〈卒業に必要な単位数：128 単位以上〉

（変更される場合があります）　〈総合教育科目〉

※「履修方法」欄の R は印刷授業科目、S は面接授業科目、SR は印刷授業と面接授業の両方が必要な科目。

科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目						
							社会福祉士	精神保健福祉士	高〔福祉〕教諭一種	高〔公民〕教諭一種	特支教諭一種	社会教育主事	第一種衛生管理者
基礎教育科目	2 科目 6 単位必修	社会福祉入門	2	1	SR	2			◎		□		
		情報処理演習Ⅰ	4	1	SR	2			◎	◎	◎		
健康教育科目	1 科目 2 単位以上修得	レクリエーションワーク	2	1	SR	2						○	
		健康・スポーツ	2	1	SR	2●			◎	◎	◎		
コミュニケーション教育科目	2 科目 4 単位以上修得	アメリカの文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2			◎	◎	◎		
		アメリカの文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2							
		中国の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2							
		中国の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2							
		韓国の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2							
		韓国の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2							
		情報処理演習Ⅱ	4	2	SR	2			○	○	■		
		情報処理演習Ⅲ	4	3	SR	2							
	外国籍者のみ登録可	日本の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2							
		日本の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2							
教養教育科目	4 科目 8 単位必修	文章表現	2	1	SR	2							
		人体の構造と機能及び疾病	2	1	R	—	◎	◎	○		■		
		心理学概論	2	1	R	—	◎	◎		◎	□		
		社会学概論	2	1	R	—	◎	◎		◎	□		
	14 単位以上修得	文章表現Ⅱ	4	2	R	—							
		文章表現Ⅲ	4	3	R	—							
		教育学概論	2	1	R	—			◎	◎	□		
		法学概論	2	1	R	—				◎	□		
		法学Ⅰ（憲法）	2	1	SR	2			◎	◎	◎		
		法学Ⅱ（民法・行政法）	4	2	R	—				◎	□		
		政治学（国際政治を含む）	2	1	R	—				◎	□		
		経済学（国際経済を含む）	2	1	R	—				◎	□		
		国際関係論（国際法を含む）	2	3	R	—				◎	□		
		哲学	2	1	R	—				○	■		
		倫理学	2	1	R	—				○	■		
		日本史	2	1	R	—							
		世界史	2	1	R	—							
		人文地理	2	1	R	—							
		統計学	2	1	R	—							
		数学	2	1	R	—							
		生物学	2	1	R	—							
		生理学（第一種衛生管理者免許用）	4	1	R(SR)	(2)							◎
		音楽	2	1	SR	2●							
		表現	2	1	SR	2							
		福祉と教育	2	1	SR	2							
		生涯学習概論	4	2	SR	2			○	○	■	◎	
		人権教育	2	1	R	—			○	○	■		
		福祉倫理	2	4	R	—				○	■		
		ボランティア論	2	1	SR	2			○	○	■	○	
		ジェンダー論	2	1	R	—				○	■		
		死生学	2	1	SR	2							
		少年と犯罪	2	1	SR	2							
		国際社会と日本	2	1	R	—				○	■		
		多文化理解入門	2	1	R	—							
		多文化コミュニケーション	2	1	R	—							
		アジア文化論	2	3	R	—				○	■		
		会計学入門	2	1	R	—							
		経営学入門	2	1	R	—							
		生活の中の福祉	2	1	R	—							
		比較社会史	2	3	R	—							
		児童心理入門	2	1	SR	2							
		教養基礎演習Ⅰ	2	1	R	—							
		教養基礎演習Ⅱ	2	2	R	—							
キャリア開発教育科目		キャリア開発演習Ⅰ	2	2	R	—							
		キャリア開発演習Ⅱ	2	3	R	—							

※履修方法、登録年次や開講科目は変更される場合があります。
※各科目とも登録年次以降に履修が可能になります。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「資格・免許取得に必要な科目」欄の「◎」は該当の資格取得に必要な必修科目、「○」は選択科目。「□」は高等学校教諭一種免許状（福祉）、または高等学校教諭一種免許状（公民）を基礎資格として特別支援学校教諭一種免許状を取得する場合の必修科目、「■」は同選択科目（詳細は基礎資格とする教職課程カリキュラム対応表を参照）。
※「生理学」は第一種衛生管理者免許取得を希望する場合は別途スクーリング受講が必要です。また、1単位あたり 5,500 円の資格科目履修費がかかります。
※取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

（変更される場合があります）　〈専門教育科目（社会福祉学部社会福祉学科経営福祉専攻）〉

※「履修方法」欄の R は印刷授業科目、S は面接授業科目、SR は印刷授業と面接授業の両方が必要な科目。

科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目						
							社会福祉士	精神保健福祉士	高（福祉）教諭一種	高（公民）教諭一種	特支教諭一種	社会教育主事	第一種衛生管理者
専門基幹科目（必修）	10 科目 30 単位 必修	社会福祉原論	4	1	R	—	◎	◎	◎		□		
		ソーシャルワークの基盤と専門職	2	1	SR	2	◎	◎	◎		□		
		ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	2	R	—	◎		◎		□		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	4	2	SR	2	◎	◎					
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	4	3	R	—	◎						
		地域福祉論	4	2	R	—	◎	◎				○	
		社会福祉運営管理論	2	4	R	—	◎						
		社会保障論	4	2	R	—	◎	◎	◎	◎	□		
		公的扶助論	2	2	R	—	◎						
専門基幹科目（選択）	2 科目 4 単位 以上 修得	高齢者福祉論	2	1	R	—	◎		◎		□		
		障害者福祉論	2	2	R	—	◎	◎	◎		□		
		児童・家庭福祉論	2	2	R	—	◎		◎		□	○	
		保健医療	2	2	R	—	◎						
		権利擁護と成年後見	2	3	R	—	◎	◎					
		更生保護	2	4	R	—	◎	◎					
		ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	1	SR	2●	◎	◎					
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	2	SR	2●	◎						
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	2	2	SR	2●	◎						
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	2	3	SR	2●	◎		◎		□		
		ソーシャルワーク演習Ⅴ	2	4	SR	2●	◎						
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	2	SR	2●	◎						
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	3	SR	2●	◎						
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	2	3	SR	2●	◎		◎		□		
		ソーシャルワーク実習	6	3	P	—	◎		◎		□		
専門展開科目（必修）	18 科目 38 単位 必修	社会福祉経営論	2	1	SR	2							
		医療経営論	2	2	R	—							
		経営学（非営利組織の経営を含む）	2	1	SR	2							
		福祉と経営Ⅰ	2	1	R	—							
		福祉と経営Ⅱ	2	1	SR	2							
		経営管理論	2	3	R	—							
		経営組織論	2	3	SR	2							
		企業統治論（非営利企業を含む）	2	3	R	—							
		人事管理論	2	4	R	—							
		会計学	2	2	SR	2							
		簿記	4	2	SR	2							
		経営戦略論	2	3	SR	2							
		起業経営論	2	4	R	—							
		マーケティング論	2	2	SR	2							
		暮らしと経済	2	1	R	—							
		社会政策論	2	2	R	—							
		金融論	2	2	SR	2							
		開発経済論	2	3	R	—							
専門展開科目（選択）	22 単位 以上 修得	高齢者支援展開論	2	3	R	—						○	
		リハビリテーション論	2	3	R	—							
		ケアマネジメント論	2	3	R	—							
		ケアマネジメント演習	2	3	SR	2							
		介護概論	2	2	SR	2			◎		□		
		国際福祉論	2	3	R	—				○			
		福祉事業所経営管理論Ⅰ	2	3	R	—							
		福祉事業所経営管理論Ⅱ	2	3	SR	2							
		国際福祉研究	2	1	R	—							
		児童・家庭福祉論Ⅱ	2	2	R	—							
		家族福祉論	4	3	R	—							
		保育原理	4	2	R	—							
		養護原理	4	2	R	—							
		小児保健	4	2	R	—							
		子どもの食と栄養	2	3	SR	2●							
		障害児療育	2	3	SR	2●							
		児童環境保健論	2	3	R	—							
		公衆衛生	2	3	R	—							
		健康管理学（健康相談活動を含む）＊	2	3	SR	2							◎
		労働衛生学＊	4	3	SR	2							◎
		労働安全衛生法（じん肺法を含む）＊	2	3	SR	2							◎
		労働法（労働基準法）＊	2	3	R	—				○	■		◎
		司法福祉論	2	3	R	—							
		社会病理	4	3	R	—				○	■		
		社会保障法	2	3	R	—							
		法学演習	4	3	SR	2							
（次ページへ続く）		社会保障政策論	2	3	R	—				○			

※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

（変更される場合があります）　〈専門教育科目（社会福祉学部社会福祉学科経営福祉専攻）〉

科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目						
							社会福祉士	精神保健福祉士	高（福祉）教諭一種	高（公民）教諭一種	特支教諭一種	社会教育主事	第一種衛生管理者
（前ページから続き）		精神疾患とその治療	4	2	SR	2		◎					
専門展開科目（選択）	22単位以上修得	精神保健学	4	1	SR	2		◎					
		発達心理学	2	2	R	—				○	■		
		児童心理学	4	2	R	—				○	■		
		社会心理学	2	3	R	—				○	■		
		障害児・者の心理	2	3	R	—				○	■		
		教育心理学	2	2	R	—			◎	◎	□		
		臨床心理学	2	3	R	—				○	■		
		カウンセリング演習	4	3	SR	2●							
		教師論＊	2	1	SR	2			◎	◎	□		
		教育行財政＊	2	1	R	—			○	○	■		
		教育法規＊	2	2	R	—			◎	◎	□		
		教育課程論＊	2	1	R	—			◎	◎	□		
		特別活動の指導法＊	2	2	SR	2			◎	◎	□		
		特別ニーズ教育論	2	2	SR	2			◎	◎	□	○	
		総合的な学習の時間の指導法	2	2	SR	2			◎	◎	□		
		教育方法論（ICT 活用含む）＊	2	2	R	—			◎	◎	□		
		教育情報機器演習	2	1	SR	2							
		児童生徒指導論（進路指導を含む）＊	2	2	SR	2			◎	◎	□		
		教育相談（カウンセリングを含む）＊	2	3	SR	2			◎	◎	□		
		福祉科指導法＊	4	2	SR	2			◎		□		
		公民科指導法Ⅰ＊	2	2	SR	2				◎	□		
		公民科指導法Ⅱ＊	2	2	SR	2				◎	□		
		教職実践演習（中・高）＊	2	4	S	4●			◎	◎	□		
		教育実習指導（中等）＊	1	3	S	2●			◎	◎	□		
		教育実習（中等）Ⅰ	2	3	P	—			◎	◎	□		
		社会教育課題研究＊	2	4	SR	2						◎	
		生涯学習支援論＊	4	2	SR	2						◎	
		社会教育経営論＊	4	3	SR	2						◎	
		社会教育演習＊	1	3	S	2						◎	
		社会教育実習	1	4	P	—						◎	
		障害児教育論	2	2	SR	2					◎		
		知的障害者の心理・生理・病理＊	2	2	SR	2					◎		
		肢体不自由者の心理・生理・病理＊	2	2	R	—					◎		
		病弱者の心理・生理・病理＊	2	3	R	—					◎		
		知的障害教育Ⅰ＊	2	3	SR	2					◎		
		知的障害教育Ⅱ＊	2	3	R	—					◎		
		肢体不自由教育Ⅰ＊	2	2	SR	2					◎		
		肢体不自由教育Ⅱ＊	2	3	R	—					◎		
		病弱教育Ⅰ＊	2	3	R	—					◎		
		病弱教育Ⅱ＊	2	3	R	—					◎		
		知的障害教育総論＊	2	3	R	—					○		
		肢体不自由教育総論＊	2	2	R	—					○		
		病弱教育総論＊	2	3	R	—					○		
		視覚障害者、聴覚障害者の心理・生理・病理＊	2	3	SR	2					◎		
		障害児教育課程論＊	2	3	R	—					◎		
		聴覚障害者の言語障害指導＊	2	3	SR	2					○		
		重複障害・LD等教育総論＊	2	3	SR	2					◎		
		特別支援教育実習指導＊	1	3	S	2●					◎		
		特別支援教育実習	2	4	P	—					◎		
		運動学	2	1	R	—							
		人間発達学	2	1	R	—							
		社会科指導法	2	2	SR	2							
		社会	2	2	R	—							
		生活	2	2	R	—							
		家庭	2	2	R	—							
		道徳教育の研究	2	1	R	—							
		精神保健福祉の原理＊	4	2	SR	2		◎					
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）＊	4	3	SR	2		◎					
		精神保健福祉制度論＊	2	2	SR	2		◎					
		精神障害リハビリテーション論＊	2	2	SR	2		◎					
		精神保健福祉演習Ⅰ＊	2	2	SR	2●		◎					
		精神保健福祉演習Ⅱ＊	2	3	SR	2●		◎					
		精神保健福祉演習Ⅲ＊	2	4	SR	2●		◎					
		精神保健福祉実習指導Ⅰ	2	2	SR	2●		◎					
		精神保健福祉実習指導Ⅱ	2	3	SR	2●		◎					
		精神保健福祉実習指導Ⅲ	2	3	SR	2●		◎					
		精神保健福祉実習	6	3	P	—		◎					
		こころとからだのしくみⅠ＊	2	2	R	—			◎		□		
		こころとからだのしくみⅡ＊	2	2	R	—			◎		□		
		卒業研究	4	4	G	—							

科目名の後の＊は履修の際、1単位あたり5,500円の資格科目履修費がかかります。
※履修方法、登録年次や開講科目は変更される場合があります。
※各科目とも登録年次以降に履修が可能です。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「資格・免許取得に必要な科目」欄の「◎」は該当の資格取得に必要な必修科目、「○」は選択科目。「□」は高等学校教諭一種免許状（福祉）、または高等学校教諭一種免許状（公民）を基礎資格として特別支支援学校教諭一種免許状を取得する場合の必修科目、「■」は同選択科目（詳細は基礎資格とする教職課程カリキュラム対応表を参照）。
※他学部・他学科開設の教職課程を履修して取得する教員免許を特別支援学校教諭一種免許状の基礎資格とすることも可能です。
※他学部・他学科開設の教職課程を履修して小学校一種、中高一種〔英語〕〔保健〕、高校一種〔情報〕、養護一種の教員免許を取得する場合の必要科目については各「教職課程カリキュラム対応表」にてご確認ください（p.43～47）。
※他学部・他学科開設の教職課程を履修する場合、修得単位は社会福祉学科の卒業単位に含められます。なお1単位あたり 5,500 円の資格科目履修費がかかる科目があります。
※取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

社会福祉学部社会福祉学科 教職課程カリキュラム対応表

教育学部のカリキュラムは p.40～42 をご確認ください。下記は、本学教職課程と教育職員免許法施行規則に定める科目区分との対応表です。編入学希望で、すでに他の教員免許状をお持ちの方は参考にしてください。「集中講義型スクーリング日数」欄に「—」とある科目は「R 履修」(レポート・科目終了試験を中心とした科目)を意味します。本学のカリキュラムは変更する場合があります。なお、各科目区分の包括的内容を含むためには、必修科目すべての単位を修得する必要があります。
また、教職課程の初等教育(幼稚園教諭、小学校教諭)、及び中等教育(中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭)の両方の教員免許状を、本学にて同時に取得する場合、「教育の基礎的理解に関する科目等」については、同じ科目名であっても初等教育、中等教育それぞれの単位の修得が必要な科目があります。また、教育学科において小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状(他学科開設)を同時に取得する場合、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、同じ科目名であっても初等教育、中等教育それぞれの単位の修得が必要な科目があります。

教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
日本国憲法	法学(憲法)	2	2
体育	健康・スポーツ	2	2●
外国語コミュニケーション	アメリカの文化と言語Ⅰ■	2	2
情報機器の操作	情報処理演習Ⅰ	4	2

※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

教科及び教科の指導法に関する科目(高等学校教諭一種免許状〔福祉〕)

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
教科に関する専門的事項	社会福祉学(職業指導を含む。)	社会福祉原論	4	—
		社会福祉入門	2	2
		社会保障論	4	—
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	高齢者福祉論	2	—
		児童・家庭福祉論	2	—
		障害者福祉論	2	—
	社会福祉援助技術	ソーシャルワークの基礎と専門職	2	2
		ソーシャルワークの基礎と専門職(専門)	2	—
	介護理論・介護技術	介護概論　※1	2	2
	社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	ソーシャルワーク実習　※2	6	6 週間以上*
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	2	2●
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	1	2●
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	こころとからだのしくみⅠ	2	—
	加齢に関する理解・障害に関する理解	こころとからだのしくみⅡ	2	—
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		福祉科指導法	4	2

※1　何かしらの理由により介護実技を行うことができない場合、単位修得は認められません。
※2　「ソーシャルワーク実習」を行うためには、上記以外の選択科目から「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「ソーシャルワーク演習Ⅱ」「ソーシャルワーク演習Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」「人体の構造と機能及び疾病」「地域福祉論」、及び「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ」又は「ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ」の履修が必要です。また、実習申込み前までに「社会福祉原論」「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「ソーシャルワーク演習Ⅱ」「ソーシャルワーク演習Ⅲ」「ソーシャルワークの基礎と専門職」「ソーシャルワークの基礎と専門職(専門)」「人体の構造と機能及び疾病」「社会保障論」「地域福祉論」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」、及び「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ」又は「ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ」の単位修得が必要です。
なお、社会福祉士受験資格取得のために実務経験によるソーシャルワーク実習を免除された場合でも、高等学校教諭一種免許状〔福祉〕の取得のためにはソーシャルワーク実習、同実習指導、ソーシャルワーク演習の履修が必要です。
※「教育の基礎的理解に関する科目等」(p.59)も参照してください。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

大学が独自に設定する科目（高等学校教諭一種免許状〔福祉〕）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
大学が独自に設定する科目		人権教育〇	2	—
		ボランティア論〇	2	2
		情報処理演習Ⅱ〇	4	2

〇は選択科目。

教育の基礎的理解に関する科目等（高等学校教諭一種免許状〔公民〕）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	法学概論	2	—
		法学Ⅱ（民法・行政法）	4	—
		国際関係論（国際法を含む）	2	—
		政治学（国際政治を含む）	2	—
		労働法（労働基準法）〇	2	—
		国際社会と日本〇	2	—
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	社会学概論	2	—
		経済学（国際経済を含む）	2	—
		社会保障論	4	—
		ジェンダー論〇	2	—
		社会病理〇	4	—
		社会保障政策論〇	2	—
		国際福祉論〇	2	—
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学☆	2	—
		倫理学☆	2	—
		福祉倫理☆	2	—
		心理学概論	2	—
		社会心理学〇	2	—
		発達心理学〇	2	—
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		公民科指導法Ⅰ	2	2
		公民科指導法Ⅱ	2	2

☆印の科目「哲学」「倫理学」「福祉倫理」は、いずれか1科目を選択して履修。〇は選択科目。

大学が独自に設定する科目（高等学校教諭一種免許状〔公民〕）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
大学が独自に設定する科目		アジア文化論〇	2	—
		人権教育〇	2	—
		ボランティア論〇	2	2
		情報処理演習Ⅱ〇	4	2
		児童心理学〇	4	—
		臨床心理学〇	2	—
		障害児・者の心理〇	2	—

〇は選択科目。

取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

教育の基礎的理解に関する科目（高等学校教諭一種免許状〔福祉・公民〕）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	—
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師論	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育法規 教育行財政○ 生涯学習概論○	2 2 4	— — 2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	—
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別ニーズ教育論	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	—
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2	2
	特別活動の指導法	特別活動の指導法	2	2
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（ICT 活用含む）	2	—
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（カウンセリングを含む）	2	2
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	児童生徒指導論（進路指導を含む）	2	2
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導（中等）※ 教育実習（中等）Ⅰ 教育実習（中等）Ⅱ ※	1 2 2	2● 2週間以上* 2週間以上*
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2	4●

○は選択科目。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「教育実習指導（中等）」はスクーリングの他、実習終了後に事後指導課題を提出することにより単位修得が可能です。

特別支援教育に関する科目（特別支援学校教諭一種免許状）［知的障害者・肢体不自由者・病弱者］

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目		
			本学授業科目名	単位数	スクーリング日数（＊は実習）
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		障害児教育論	2	2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	2	2
			肢体不自由者の心理・生理・病理 病弱者の心理・生理・病理	2 2	— —
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育Ⅰ 知的障害教育Ⅱ 肢体不自由教育Ⅰ 肢体不自由教育Ⅱ 病弱教育Ⅰ 病弱教育Ⅱ	2 2 2 2 2 2	2 — 2 — — —
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害教育総論○ 肢体不自由教育総論○	2 2	— —
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	病弱教育総論○	2	—
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者、聴覚障害者の心理・生理・病理	2	2
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	障害児教育課程論	2	—
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害者の言語障害指導○	2	2
			重複障害・LD等教育総論	2	2
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		特別支援教育実習指導※ 特別支援教育実習	1 2	2● 2 週間以上*

○は選択科目。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※基礎となる教員免許状を有していない方は、上記科目の他に、小学校・中学校・高等学校・幼稚園いずれかの教職課程の登録・履修も必要です。希望する教職課程のカリキュラム対応表もご参照ください。
※「特別支援教育実習指導」はスクーリングの他、実習終了後に事後指導課題を提出することにより単位修得が可能です。

取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

保育児童学部保育児童学科カリキュラム〈卒業に必要な単位数：128 単位以上〉

（変更される場合があります）　〈総合教育科目〉

※「履修方法」欄の R は印刷授業科目、S は面接授業科目、SR は印刷授業と面接授業の両方が必要な科目。

科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目			
							保育士	幼稚園教諭一種	小学校教諭一種	社会福祉士
基礎教育科目	3 科目 6 単位必修	保育児童学概論	2	1	SR	2				
		保育児童基礎演習	2	2	SR	2	◎			
		人権教育	2	1	R	—		○	○	
健康教育科目	1 科目 2 単位必修	健康・スポーツ	2	1	SR	2●	◎	◎	◎	
	選択科目	レクリエーションワーク	2	2	SR	2	○			
		レクリエーション理論	2	2	R	—				
コミュニケーション教育科目	2 科目 6 単位必修	アメリカの文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2	◎	◎	◎	
		情報処理演習Ⅰ	4	1	SR	2	◎	◎	◎	
	選択科目	アメリカの文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2				
		中国の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2	○			
		中国の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2				
		韓国の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2				
		韓国の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2				
		情報処理演習Ⅱ	4	2	SR	2		○	○	
		情報処理演習Ⅲ	4	3	SR	2				
	外国籍者のみ登録可	日本の文化と言語Ⅰ	2	1	SR	2				
		日本の文化と言語Ⅱ	2	2	SR	2				
教養教育科目	6 科目 12 単位必修	社会福祉入門	2	1	SR	2	◎			
		文章表現	2	1	SR	2	◎			
		法学（憲法）	2	1	R(SR)	2	◎	◎	◎	
		福祉と教育	2	1	SR	2	○			
		教養基礎演習Ⅰ	2	1	R	—				
		教養基礎演習Ⅱ	2	2	R	—				
	12 単位以上修得	文章表現Ⅱ	4	2	R	—				
		文章表現Ⅲ	4	3	R	—				
		法学概論	2	1	R	—	○			
		心理学概論	2	1	R	—				
		人体の構造と機能及び疾病	2	1	R	—	○			◎
		社会学概論	2	1	R	—				◎
		法学Ⅱ（民法、行政法）	4	2	R	—				◎
		政治学（国際政治を含む）	2	1	R	—				
		経済学（国際経済を含む）	2	2	R	—				
		国際関係論（国際法を含む）	2	3	R	—				
		哲学	2	1	R	—				
		倫理学	2	1	R	—				
		日本史	2	1	R	—	○			
		世界史	2	1	R	—				
		統計学	2	1	R	—				
		生物学	2	1	R	—				
		ボランティア論	2	1	SR	2				
		ジェンダー論	2	1	R	—				
		会計学入門	2	1	R	—				
		経営学入門	2	1	R	—				
		生活の中の福祉	2	1	R	—				
		死生学	2	1	SR	2				
		アジア文化論	2	1	R	—				
		国際社会と日本	2	1	R	—	○			
		少年と犯罪	2	1	SR	2				
		多文化理解入門	2	1	R	—				
キャリア開発教育科目		キャリア開発演習Ⅰ	2	3	R	—				
		キャリア開発演習Ⅱ	2	4	R	—				

※履修方法、登録年次や開講科目は変更される場合があります。
※各科目とも登録年次以降に履修が可能です。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「資格・免許取得に必要な科目」欄の「◎」は該当の資格取得に必要な必修科目、「○」は選択科目。
※「法学（憲法）」は中学校・高等学校教諭一種免許状（公民・福祉・英語・保健・情報）取得を希望する場合は、別途スクーリング履修費が必要です。
※取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

（変更される場合があります）　〈専門教育科目（保育児童学部保育児童学科）〉

※「履修方法」欄の R は印刷授業科目、S は面接授業科目、SR は印刷授業と面接授業の両方が必要な科目。

科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目			
							保育士	幼稚園教諭一種	小学校教諭一種	社会福祉士
専門基幹科目	4 科目 8 単位必修	社会福祉	2	2	R	—	◎			
		児童・家庭福祉論	2	2	R	—	◎	◎		
		教育学概論	2	1	R	—	◎	◎	◎	
		教育心理学	2	2	R	—	◎	◎		
専門科目Ⅰ（児童の理解と発達支援）	14 科目 28 単位 必修	保育者論	2	1	R	—	◎	◎		
		保育の心理学	2	1	R	—	◎			
		保育の心理学Ⅱ	2	2	SR	2	★			
		保育原理	2	1	R	—	◎			
		社会的養護Ⅰ	2	2	R	—	◎			
		子どもの保健	2	2	R	—	◎			
		子どもの健康と安全	2	2	SR	2●	◎			
		子どもの食と栄養	2	3	SR	2●	◎			
		乳児保育Ⅰ	2	2	R	—	◎			
		障害児療育	2	3	SR	2●	◎	○	○	
		子ども家庭支援論	2	3	R	—	◎			
		子ども家庭支援の心理学	2	3	R	—	◎			
		児童・家庭福祉論Ⅱ	2	2	R	—	★			
		臨床心理学	2	3	R	—	★			
専門科目Ⅱ（保育の内容・方法）	14 科目 28 単位 必修	保育内容（健康）	2	2	SR	2●	◎	◎		
		保育内容（人間関係）	2	2	SR	2	◎	◎		
		保育内容（環境）	2	2	SR	2	◎	◎		
		保育内容（言葉）	2	2	SR	2	◎	◎		
		保育内容（表現）	2	1	SR	2●	◎	◎		
		社会的養護Ⅱ	2	2	SR	2●	◎			
		図画工作Ⅰ	2	1	SR	2	◎	◎	◎	
		保育内容総論	2	2	SR	2●	◎	◎		
		音楽実践演習	2	1	SR	2				
		音楽実践演習Ⅱ	2	2	SR	2				
		子どもと音楽	2	1	SR	2●	◎	◎		
		子どもと健康	2	2	SR	2	◎	◎		
		子どもと造形	2	2	SR	2	◎	◎		
		保育児童専門演習	2	3	SR	2	★			
	26単位以上 修得	教育方法論（ICT 活用含む）＊2	2	2	SR	2	◎	◎		
		幼児理解	2	2	SR	2●	◎	◎		
		幼児体育	2	2	SR	2●	◎			
		音楽	2	1	SR	2●	★	◎		
		音楽Ⅱ	2	2	SR	2	◎	○		
		図画工作Ⅱ	2	2	R	—	★	○		
		体育	2	2	SR	2	◎			
		音楽科指導法	2	2	SR	2	◎			
		図画工作科指導法	2	2	SR	2	◎			
		体育科指導法	2	2	SR	2	◎			
		保育カリキュラム論	2	3	R	—	◎	◎		
		子育て支援	2	3	SR	2●	◎			
		乳児保育Ⅱ	2	3	SR	2●	◎			
		児童文化論	2	3	R	—	○	○		
		音楽Ⅲ	2	3	SR	2	★			
		保育内容総論Ⅱ	2	3	R	—	★	◎		
専門展開科目		保育実習事前指導Ⅰ（保育所・施設）	1	2	S	2●	◎			
		保育実習事後指導Ⅰ（保育所・施設）	1	3	S	2●	◎			
		保育実習事前指導Ⅱ（保育所）	1	3	S	2●	☆			
		保育実習事後指導Ⅱ（保育所）	1	3	S	2●	☆			
		保育実習事前指導Ⅲ（施設）	1	3	S	2●	☆			
		保育実習事後指導Ⅲ（施設）	1	3	S	2●	☆			
		保育実習Ⅰ（保育所・施設）	4	2	P	—	◎			
		保育実習Ⅱ（保育所）	2	3	P	—	☆			
		保育実習Ⅲ（施設）	2	3	P	—	☆			
		保育実践演習	2	4	SR	2●	◎			
		精神保健学	2	3	SR	2				
		家族心理学	2	3	R	—				
		障害児・者の心理	2	3	R	—				
		発達相談	2	3	R	—				
		子どもと言葉	2	1	R	—	◎			
		子どもと人間関係	2	2	R	—	◎			
		子どもと環境	2	2	R	—	◎			
		教育相談（カウンセリングを含む）＊2	2	3	SR	2	◎	◎		
		児童生徒指導論（進路指導を含む）＊2	2	2	SR	2	◎			
		国語（書写を含む）＊1	2	2	R	—	◎			
		算数＊1	2	2	R	—	◎			
（次ページへ続く）		生活＊1	2	2	R	—	◎			

※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

（変更される場合があります）　〈専門教育科目（保育児童学部保育児童学科）〉

※「履修方法」欄の R は印刷授業科目、S は面接授業科目、SR は印刷授業と面接授業の両方が必要な科目。

科目区分	卒業要件	科目名	単位数	登録年次	履修方法	スクーリング日数	資格・免許取得に必要な科目			
							保育士	幼稚園教諭一種	小学校教諭一種	社会福祉士
（前ページの続き）		国語科指導法（書写を含む）	2	2	SR	2			◎	
専門展開科目	26 単位以上修得	算数科指導法	2	2	SR	2			◎	
		生活科指導法	2	2	SR	2			◎	
		総合的な学習の時間の指導法	2	2	SR	2			◎	
		外国語活動の指導法	2	2	SR	2			○	
		道徳の指導法	2	3	SR	2			◎	
		介護概論＊1	2	2	SR	2				
		国際福祉論	2	3	R	—				
		国際福祉研究	2	1	R	—				
		高齢者福祉論＊1	2	1	R	—				◎
		保健医療＊1	2	2	R	—				◎
		社会福祉原論	4	1	R	—				◎
		ソーシャルワークの基盤と専門職＊1	2	1	SR	2				◎
		ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）＊1	2	2	R	—				◎
		障害者福祉論＊1	2	2	R	—				◎
		地域福祉論＊1	4	2	R	—				◎
		社会調査法＊1	2	3	R	—				◎
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ＊1	4	2	SR	2				◎
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ＊1	4	3	R	—				◎
		公的扶助論＊1	2	2	R	—				◎
		権利擁護と成年後見＊1	2	3	R	—				◎
		社会福祉運営管理論＊1	2	4	R	—				◎
		更生保護＊1	2	4	R	—				◎
		社会保障論	4	2	R	—				◎
		ソーシャルワーク演習Ⅰ＊1	2	1	SR	2●				◎
		ソーシャルワーク演習Ⅱ＊1	2	2	SR	2●				◎
		ソーシャルワーク演習Ⅲ＊1	2	2	SR	2●				◎
		ソーシャルワーク演習Ⅳ＊1	2	3	SR	2●				◎
		ソーシャルワーク演習Ⅴ＊1	2	4	SR	2●				◎
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ＊1	2	2	SR	2●				◎
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ＊1	2	3	SR	2●				◎
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ＊1	2	3	SR	2●				◎
		ソーシャルワーク実習＊1	6	3	P	—				◎
		教師論＊2	2	1	SR	2		○	◎	
		教育法規＊2	2	2	R	—		○	○	
		教育行財政＊2	2	1	R	—		○	○	
		教育課程論＊2	2	1	SR	2		○	◎	
		特別活動の指導法＊2	2	2	SR	2		◎		
		特別ニーズ教育論	2	2	SR	2		◎	◎	
		教職実践演習（小学校）＊2	2	4	S	4●		◎		
		教職実践演習（幼稚園）＊2	2	4	S	4●		◎		
		教育実習指導（初等）Ⅰ＊2	1	3	S	2●		◎		
		教育実習指導（初等）Ⅱ＊2	1	3	S	2●		◎		
		教育実習（初等）Ⅰ	2	3	P	—		◎	◎	
		教育実習（初等）Ⅱ	2	3	P	—		◎	◎	
		社会	2	2	R	—		◎		
		外国語	2	2	SR	2		◎		
		外国語の指導法	2	2	SR	2		◎		
		理科＊2	2	2	R	—		◎		
		家庭＊2	2	2	R	—		◎		
		社会科指導法＊2	2	2	SR	2		◎		
		理科指導法＊2	2	2	SR	2		◎		
		家庭科指導法＊2	2	2	SR	2		◎		
		福祉と養護＊3	2	1	R	—				
		相談支援＊3	2	1	R	—				
		保健と食と栄養＊3	2	1	R	—				

※科目名の後の＊1、＊2、＊3は履修の際、1単位あたり 5,500円の資格科目履修費がかかります（＊2 は教職課程を登録した場合のみ、＊3は幼稚園教諭一種または二種免許状を既に取得している学生のみ履修が可能）。
※履修方法、登録年次や開講科目は変更される場合があります。
※各科目とも登録年次以降に履修が可能です。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「資格・免許取得に必要な科目」欄の「◎」は該当の資格取得に必要な必修科目、「○」は選択科目。
また、保育士資格課程の「★」は該当科目のうち必ず6単位以上が必要な科目。「☆」は「保育実習Ⅱ（保育所）」「保育実習事前指導Ⅱ（保育所）」「保育実習事後指導Ⅱ（保育所）」の3科目、または「保育実習Ⅲ（施設）」「保育実習事前指導Ⅲ（施設）」「保育実習事後指導Ⅲ（施設）」の3科目のどちらかを必ず修得してください。
※他学部・他学科開設の教職課程を履修して中高一種〔英語〕〔保健〕、高校一種〔情報〕〔公民〕〔福祉〕、養護一種、特別支援一種の教員免許を取得する場合の必修科目については「教職課程カリキュラム対応表」にてご確認ください。（p.43～47、p.57～60）
※他学部・他学科開設の資格・教職課程を履修する場合、修得単位は保育児童学科の卒業単位に含められます。なお、1単位あたり 5,500円の資格科目履修費がかかる科目があります。
※取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

保育児童学部保育児童学科 教職課程カリキュラム対応表

保育児童学部のカリキュラムは p.61～63 をご確認ください。下記は、本学教職課程と教育職員免許法施行規則に定める科目区分との対応表です。編入学希望で、すでに他の教員免許状をお持ちの方は参考にしてください。「集中講義型スクーリング日数」欄に「―」とある科目は「R 履修」（レポート・科目終了試験を中心とした科目）を意味します。本学のカリキュラムは変更となる場合があります。なお、各科目区分の包括的内容を含むためには、必修科目すべての単位を修得する必要があります。
また、教職課程の初等教育（幼稚園教諭、小学校教諭）、及び中等教育（中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭）の両方の教員免許状を、本学にて同時に取得する場合、「教育の基礎的理解に関する科目等」については、同じ科目名であっても初等教育、中等教育それぞれの単位の修得が必要な科目があります。

教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
日本国憲法	法学（憲法）	2	―
体育	健康・スポーツ	2	2●
外国語コミュニケーション	アメリカの文化と言語Ⅰ■	2	2
情報機器の操作	情報処理演習Ⅰ	4	2

※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

教科及び教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭一種免許状）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
領域に関する専門的事項	健康	子どもと健康	2	2●
	人間関係	子どもと人間関係	2	―
	環境	子どもと環境	2	―
	言葉	子どもと言葉	2	―
	表現	子どもと音楽	2	2●
		子どもと造形	2	2
保育内容の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		保育内容総論	2	2●
		保育内容総論Ⅱ	2	―
		保育内容（表現）	2	2●
		保育内容（健康）	2	2●
		保育内容（人間関係）	2	2
		保育内容（環境）	2	2
		保育内容（言葉）	2	2

〇は選択科目。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数（*は実習）
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	―
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	保育者論	2	―
		教師論〇	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育法規☆	2	―
		教育行財政☆	2	―
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	―
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別ニーズ教育論	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	保育カリキュラム論	2	―
		教育課程論〇	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論（ICT 活用含む）	2	2
	幼児理解の理論及び方法	幼児理解	2	2●
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（カウンセリングを含む）	2	2
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導（初等）※	1	2●
		教育実習（初等）Ⅰ	2	2 週間以上*
		教育実習（初等）Ⅱ	2	2 週間以上*
	教職実践演習	教職実践演習（幼稚園）	2	4●

☆印の科目「教育法規」と「教育行財政」は、いずれか1科目を選択して履修。
〇は選択科目。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「教育実習指導（初等）」はスクーリングの他、実習終了後に事後指導課題を提出することにより単位修得が可能です。

大学が独自に設定する科目（幼稚園教諭一種免許状）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
大学が独自に設定する科目		障害児療育〇	2	2●
		人権教育〇	2	―
		ボランティア論〇	2	―
		情報処理演習Ⅱ〇	4	2

〇は選択科目。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

教科及び教科の指導法に関する科目(小学校教諭一種免許状)

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	国語(書写を含む)	2	—
	社会	社会	2	—
	算数	算数	2	—
	理科	理科	2	—
	生活	生活	2	—
	音楽	音楽 音楽Ⅱ○	2 2	2● 2
	図画工作	図画工作Ⅰ 図画工作Ⅱ○	2 2	2 —
	家庭	家庭	2	—
	体育	幼児体育 体育	2 2	2● 2
	外国語	外国語	2	2
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	国語(書写を含む。)	国語科指導法(書写を含む)	2	2
	社会	社会科指導法	2	2
	算数	算数科指導法	2	2
	理科	理科指導法	2	2
	生活	生活科指導法	2	2
	音楽	音楽科指導法	2	2
	図画工作	図画工作科指導法	2	2
	家庭	家庭科指導法	2	2
	体育	体育科指導法	2	2
	外国語	外国語の指導法	2	2

○は選択科目。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

教育の基礎的理解に関する科目等(小学校教諭一種免許状)

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	—
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教師論	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育法規☆ 教育行財政☆	2 2	— —
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	—
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別ニーズ教育論	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の指導法	2	2
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2	2
	特別活動の指導法	特別活動の指導法	2	2
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論(ICT 活用含む)	2	2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談(カウンセリングを含む)	2	2
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	児童生徒指導論(進路指導を含む)	2	2
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導(初等)※ 教育実習(初等)Ⅰ 教育実習(初等)Ⅱ	1 2 2	2● 2週間以上* 2週間以上*
	教職実践演習	教職実践演習(小学校)	2	4●

☆印の科目「教育法規」と「教育行財政」は、いずれか1科目を選択して履修。
○は選択科目。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
※「教育実習指導(初等)」はスクーリングの他、実習終了後に事後指導課題を提出することにより単位修得が可能です。

大学が独自に設定する科目(小学校教諭一種免許状)

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目名	単位数	スクーリング日数
大学が独自に設定する科目		障害児療育○ 人権教育○ 児童文化論○ 情報処理演習Ⅱ○ 外国語活動の指導法○	2 2 2 4 2	2● — — 2 2

○は選択科目。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

取得希望資格が多い場合、規定年数で修了できないことがあります。

教育学部、心理学部で取得可能な認定心理士申請科目一覧

認定心理士資格取得希望者は、公益社団法人日本心理学会の定める科目と単位を修得する必要があります。
本学では、教育学部教育学科・心理学部心理学科のいずれかで開設されている以下の科目を履修し、資格申請後、同学会の審査に合格することで認定心理士を取得できます。
科目や単位の修得条件の詳細については、『公益社団法人日本心理学会認定心理士資格申請の手引き』をダウンロードするか、郵送で取り寄せ、各自でご確認ください。

日本心理学会の定める事項			左記に対応する本学開設授業科目					
認定条件	領域		心理学科			教育学科		
			科目名	単位数	スクーリング日数	科目名	単位数	スクーリング日数
a、b 各領域 4 単位以上を含む 12 単位以上修得	(a)	心理学概論	心理学入門	2	2			
			心理学概論	2	2	心理学概論	4	2
	(b)	心理学研究法	心理学研究法	4	2	心理学研究法	4	2
			心理的アセスメント	4	2	心理的検査法	2	2
			心理学統計法	2	2	心理統計法	2	−
	(c)	心理学実験・実習	心理学実験	4	4●	心理学基礎実験	4	4●
3 領域で 4 単位以上を含み、16 単位以上修得	(d)	知覚心理学 学習心理学	知覚・認知心理学	4	−	認知心理学	2	−
			学習・言語心理学○	2	−			
	(e)	生理心理学 比較心理学	神経・生理心理学○	2	−			
	(f)	教育心理学 発達心理学	教育・学校心理学	4	2	教育心理学	2	−
			発達心理学	4	2	発達心理学	2	2
	(g)	臨床心理学 人格心理学	臨床心理学概論	4	2	臨床心理学	2	2
			心理学的支援法(基礎)○	2	2			
			心理学的支援法(演習)	2	2●	カウンセリング演習	4	2●
			心理学的支援法(心理療法)	2	—	心理療法概説	2	2
			障害者・障害児心理学	2	2	障害児・者の心理	2	2
			感情・人格心理学○	2	—			
	(h)	社会心理学 産業心理学	社会・集団・家族心理(社会・集団)	4	2	社会心理学	4	−
			社会・集団・家族心理学(家族)○	2	−			
その他	(h)	卒業論文 卒業研究	卒業研究 ※科目等履修生は選択できません	4	−			
36 単位以上修得								

※斜線部は教育学科非開設授業科目

※○は選択科目。
※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

幼稚園教諭免許所有者　保育士試験科目免除　対応科目一覧

幼稚園教諭免許所有者（一種または二種）は、指定保育士養成施設において、科目履修等により保育士試験科目に対応する教科目を修得した場合、指定保育士養成施設が発行する「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」の提出により、証明書に記載の試験科目が免除されます。（子発 0427 第 4 号平成 30 年 4 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育士試験の実施について」）
本学（指定保育士養成施設）では、保育児童学部保育児童学科において、保育士試験科目に対応する教科目をそれぞれ開設しております。
保育士試験科目に対応する本学にて開設されている教科目は下記の通りです。保育士試験科目に対応する教科目が 2 科目以上の場合、当該科目を全て修得することが必要であり、かつ同一の指定保育士養成施設で修得することが必要です。
なお、科目によっては、保育士試験申込期日までにスクーリング単位修得が間に合わないことがありますので、出願前に本学通信教育課までお問い合わせください。

＜保育児童学部保育児童学科開設科目＞

保育士試験科目(注 1)（試験免除対象科目）	指定保育士養成施設で修得した教科目（注 2･3）			保育士試験科目に対応する東京福祉大学の開設科目（注 3）				
	科目名		単位	科目名	単位	履修方法(注 4)		スクーリング日数
社会福祉	社会福祉	【講義】	2	社会福祉	2	R	【講義】	−
子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	【講義】	2	児童・家庭福祉論	2	R	【講義】	−
	子ども家庭支援論	【講義】	2	子ども家庭支援論	2	R	【講義】	−
子どもの保健	子どもの保健	【講義】	2	子どもの保健	2	R	【講義】	−
	子どもの健康と安全	【演習】	1	子どもの健康と安全	2	SR	【演習】	2 日間●
子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	【演習】	2	子どもの食と栄養	2	SR	【演習】	2 日間●
保育原理	保育原理	【講義】	2	保育原理	2	R	【講義】	−
	乳児保育Ⅰ	【講義】	2	乳児保育Ⅰ	2	R	【講義】	−
	乳児保育Ⅱ	【演習】	1	乳児保育Ⅱ	2	SR	【演習】	2 日間●
	障害児保育	【演習】	2	障害児療育	2	SR	【演習】	2 日間●
	子育て支援	【演習】	1	子育て支援	2	SR	【演習】	2 日間●
社会的養護	社会的養護Ⅰ	【講義】	2	社会的養護Ⅰ	2	R	【講義】	−
	社会的養護Ⅱ	【演習】	1	社会的養護Ⅱ	2	SR	【演習】	2 日間●
保育実習理論	保育内容総論	【演習】	1	保育内容総論	2	SR	【演習】	2 日間●
	保育内容演習	【演習】	5	保育内容(健康)	2	SR	【演習】	2 日間●
				保育内容(人間関係)	2	SR	【演習】	2 日間
				保育内容(環境)	2	SR	【演習】	2 日間
				保育内容(言葉)	2	SR	【演習】	2 日間
				保育内容(表現)	2	SR	【演習】	2 日間●
	保育内容の理解と方法	【演習】	4	子どもと音楽	2	SR	【演習】	2 日間●
				子どもと造形	2	SR	【演習】	2 日間
				子どもと健康	2	SR	【演習】	2 日間●
合計					44			30 日間

※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
（注 1）保育士試験科目のうち「教育原理」「保育の心理学」「保育実習実技」については、幼稚園教諭免許状（一種または二種）所有者は元々試験免除科目であるため、上記表には含まれていません。
（注 2）児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位並びに履修方法（平成 13 年 5 月 23 日厚生労働省告示第 198 号）に定める必修科目
（注 3）保育士試験科目に対応する指定保育士養成施設で修得した教科目が 2 科目以上の場合、当該科目を全て修得することが必要であり、かつ同一の指定保育士養成施設で修得することが必要です。
（例）保育士試験科目「社会的養護」を試験免除したい場合、当該科目に対応する指定保育士養成施設で修得した教科目は「社会的養護Ⅰ」「社会的養護Ⅱ」の 2 科目であり、同 2 科目に対応する本学の科目「社会的養護Ⅰ」「社会的養護Ⅱ」の 2 科目全てを履修・修得することが必要です。
（注 4）履修方法＝R:レポート+科目終了試験/S:スクーリング/SR:スクーリング+レポート+科目終了試験

福祉系国家資格所有者　保育士試験科目免除　対応科目一覧

福祉系国家資格所有者は、指定保育士養成施設において、科目履修等により保育士試験科目に対応する教科目を修得した場合、指定保育士養成施設が発行する「社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士保育士試験免除科目専修証明書」の提出により、証明書に記載の試験科目が免除されます。
（子発 0115 第 11 号平成 30 年 1 月 15 日厚生労働省子ども家庭局長通知「保育士試験の実施について」の一部改正について）
本学（指定保育士養成施設）では、保育児童学部保育児童学科において、保育士試験科目に対応する教科目をそれぞれ開設しております。
保育士試験科目に対応する本学にて開設されている教科目は下記の通りです。保育士試験科目に対応する教科目が 2 科目以上の場合、当該科目を全て履修することが必要であり、かつ同一の指定保育士養成施設で修得することが必要です。
なお、科目によっては、保育士試験申込期日までにスクーリング単位修得が間に合わないことがありますので、出願前に本学通信教育課までお問い合わせください。

＜保育児童学部保育児童学科開設科目＞

保育士試験科目(注 1) (試験免除対象科目)	指定保育士養成施設で修得した教科目 (注 2･3)			保育士試験科目に対応する東京福祉大学の開設科目 (注 3)			
	科目名		単位	科目名	単位	履修方法(注 4)	スクーリング日数
保育原理	保育原理	【講義】	2	保育原理	2	R 【講義】	−
	乳児保育Ⅰ	【講義】	2	乳児保育Ⅰ	2	R 【講義】	−
	乳児保育Ⅱ	【演習】	1	乳児保育Ⅱ	2	SR 【演習】	2 日間●
	障害児保育	【演習】	2	障害児療育	2	SR 【演習】	2 日間●
	子育て支援	【演習】	1	子育て支援	2	SR 【演習】	2 日間●
教育原理	教育原理	【講義】	2	教育学概論	2	R 【講義】	−
保育の心理学	保育の心理学	【講義】	2	保育の心理学	2	R 【講義】	−
	子ども家庭支援の心理学	【講義】	2	子ども家庭支援の心理学	2	R 【講義】	−
	子どもの理解と援助	【演習】	1	幼児理解	2	SR 【演習】	2 日間●
子どもの保健	子どもの保健	【講義】	2	子どもの保健	2	R 【講義】	−
	子どもの健康と安全	【演習】	1	子どもの健康と安全	2	SR 【演習】	2 日間●
子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	【演習】	2	子どもの食と栄養	2	SR 【演習】	2 日間●
保育実習理論	保育内容総論	【演習】	1	保育内容総論	2	SR 【演習】	2 日間●
	保育内容演習	【演習】	5	保育内容(健康)	2	SR 【演習】	2 日間●
				保育内容(人間関係)	2	SR 【演習】	2 日間
				保育内容(環境)	2	SR 【演習】	2 日間
				保育内容(言葉)	2	SR 【演習】	2 日間
				保育内容(表現)	2	SR 【演習】	2 日間●
保育実習実技	保育内容の理解と方法	【演習】	4	子どもと音楽	2	SR 【演習】	2 日間●
				子どもと健康	2	SR 【演習】	2 日間●
				子どもと造形	2	SR 【演習】	2 日間
合計					42		30 日間

※「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。
(注 1)保育士試験科目のうち「社会的養護」「子ども家庭福祉」「社会福祉」については、福祉系国家資格所有者は元々試験免除科目であるため、上記表には含まれません。
(注 2)児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位並びに履修方法(平成 13 年 5 月 23 日厚生労働省告示第 198 号)に定める必修科目。
(注 3)保育士試験科目に対応する指定保育士養成施設で修得した教科目が 2 科目以上の場合、当該科目を全て修得することが必要であり、かつ同一の指定保育士養成施設で修得することが必要です。
(例)保育士試験科目「子どもの保健」を試験免除したい場合、当該科目に対応する指定保育士養成施設で修得した教科目は「子どもの保健」「子どもの健康と安全」の 2 科目であり、同 2 科目に対応する本学の科目「子どもの保健」「子どもの健康と安全」の 2 科目全てを履修・修得することが必要です。
(注 4)履修方法=R:レポート+科目終了試験／S:スクーリング／SR:スクーリング+レポート+科目終了試験。

認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭及び保育士資格取得の特例措置に関する科目の開講について

※受講期間は原則 1 年間（単位修得そのものは最短約半年で可能）ですが、本特例措置は 2030 年 3 月（予定）まで有効であるため、この期間内に所定単位を修得できない場合は、本特例措置を適用して幼稚園教諭免許状もしくは保育士資格を取得することはできませんので、計画的に学修を進めてください。
現在、幼稚園教諭免許状（一種または二種）、または保育士資格をお持ちで、所定の実務経験を有する方は、正科生としてでなく、科目等履修生として入学し、下記の科目単位を修得することにより、幼稚園教諭免許状をお持ちの方は保育士資格を、保育士資格をお持ちの方は幼稚園教諭免許状を、それぞれ取得できます。
本特例を利用し、幼稚園教諭、又は保育士資格を取得するためには、所定の単位修得に加え、要件となる実務経験（最低在職年数 3 年：勤務時間の合計が 4,320 時間以上の場合に限る）を有し、その勤務について証明を受ける必要があります。詳細につきましては、下記の文部科学省、及び厚生労働省のホームページをご確認の上、勤務先、又は勤務地の教育委員会・保育主管部局へ必ず事前にご確認ください。
（文部科学省）
「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例」
URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm
（こども家庭庁）
「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例」
URL：https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoikushi-shikaku-tokurei/
※掲載事項に追加、変更等が生じた場合は、本学公式サイトにてお知らせいたします。
対象となる科目を開設する学部・学科
ア．幼稚園教諭免許状を取得する場合：
　　保育児童学部保育児童学科通信教育課程（科目等履修生）※大学卒業資格が必要です。
イ．保育士資格を取得する場合：
　　保育児童学部保育児童学科通信教育課程（科目等履修生）

【本学における開設授業科目】

開設授業科目は、以下の通りです。変更が生じる場合もございますので、ご不明な点につきましては、東京福祉大学伊勢崎キャンパス通信教育課までお問合せください。

(1)幼稚園教諭一種、又は二種免許状を取得する場合　保育児童学部保育児童学科通信教育課程:科目等履修生

※幼稚園教諭一種免許状を取得するためには、大学卒業資格が必要です。

免許法施行規則に定める科目区分及び特例における要件(最低修得単位数)			左記に対応する本学開設授業科目(予定)			
科目区分		単位数	本学授業科目名	履修方法(※1)	単位数	スクーリング日数(※2)
保育内容の指導法に関する科目		2	保育内容総論	SR	2	2日間●
教育の方法及び技術に関する科目			教育方法論(ICT 活用含む)	SR	2	2日間
教職に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2	保育者論	R	2	—
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2	教育行財政	R	2	—
教育課程の意義及び編成の方法に関する科目		1	保育カリキュラム論	R	2	—
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	1	幼児理解	SR	2	2日間●
合計		8	合計		12	6日間

注)「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

※1 履修方法

R:印刷授業(レポート+科目終了試験)

SR:面接授業(スクーリング)+印刷授業(レポート+科目終了試験)

※2 [参考]2026 年度スクーリング実施日程

(注意)2027 年度 7 月以降のスクーリング実施日程につきましては、現在調整中のため、必ずしも下記と同時期になるとは限りません。目安としてお考えください。

[保育内容総論]

伊勢崎会場:

①2026 年 10 月 17 日(土)・18 日(日)[2 日間]

②2027 年 3 月 20 日(土)・21 日(日)[2 日間]

東京会場:

①2026 年 11 月 21 日(土)・22 日(日)[2 日間]

②2026 年 1 月 9 日(土)・10 日(日)[2 日間]

[幼児理解]

伊勢崎会場:

①2026 年 8 月 7 日(金)・8 日(土)[2 日間]※平日含む

②2026 年 1 月 23 日(土)・24 日(日)[2 日間]

東京会場:

①2026 年 7 月 18 日(土)・19 日(日)[2 日間]

②2026 年 10 月 31 日(土)・11 月 1 日(日)[2 日間]

[教育方法論(ICT 活用含む)]

オンライン:

①2026 年 8 月 29 日(土)・30 日(日)[2 日間]

②2026 年 10 月 3 日(土)・4 日(日)[2 日間]

③2027 年 2 月 21 日(日)・22 日(月)[2 日間]※平日含む

④2026 年 5 月 22 日(土)・23 日(日)[2 日間]

(2)保育士資格を取得する場合　保育児童学部保育児童学科通信教育課程:科目等履修生

免許法施行規則に定める科目区分及び特例における要件(最低修得単位数)			左記に対応する本学開設授業科目(予定)			
科目区分		単位数	本学授業科目名	履修方法(※1)	単位数	スクーリング日数(※2)
福祉と養護	講義	2	福祉と養護	R	2	—
子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	R	2	—
保健と食と栄養	講義	2	保健と食と栄養	R	2	—
乳児保育	演習	2	乳児保育	SR	2	2日間●
合計		8	合計		8	2日間

注)「スクーリング日数」欄に「●」がある場合は、来場型スクーリングを該当日数分受講します。

※1 履修方法

R:印刷授業(レポート+科目終了試験)

SR:面接授業(スクーリング)+印刷授業(レポート+科目終了試験)

※2 [参考]2026 年度スクーリング実施日程

(注意)2027 年度 7 月以降のスクーリング実施日程につきましては、現在調整中のため、必ずしも下記と同時期になるとは限りません。目安としてお考えください。

[乳児保育]

伊勢崎会場:

①2026 年 10 月 10 日(土)・11 日(日)[2 日間]

東京会場:

①2026 年 8 月 13 日(木)・14 日(金)[2 日間]※平日実施

②2026 年 12 月 19 日(土)・20 日(日)[2 日間]

実務経験によるソーシャルワーク実習の免除制度について

1. 社会福祉士受験資格取得希望者で、入学前までに（4 月入学の場合には 2027 年 3 月 31 日時点、9 月入学の場合は 2027 年 8 月 31 日時点）厚生労働省令で定められた施設における相談援助業務に 1 年以上従事された経験があり、ソーシャルワーク実習及び実習指導の免除を希望する方は、本学所定の「実務経験（見込）自己申告書」と「実務経験（見込）証明書」をご提出ください。実習免除の判定を行い、合格通知と同時に免除の可否をお知らせします。
 なお、4 月入学の場合、2027 年 3 月 31 日、9 月入学の場合、2027 年 8 月 31 日までに、1 年以上の実務経験となる見込みの方は、入学後、改めて「実務経験証明書」をご提出ください。
 ※同一期間の実務経験でソーシャルワーク実習及び精神保健福祉実習の両方を免除申請することはできません（それぞれ 1 年以上の実務経験が必要です）。
2. 「ソーシャルワーク実習」の履修免除は、入学希望者より提出された「実務経験自己申告書」及び「実務経験証明書」に基づいて本学が履修免除を判定しますが、社会福祉士受験資格取得にあたっては、社会福祉士国家試験受験申込み時に、「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」にて実務経験者として該当するかの再判定が行われます。
3. 実習及び実習指導科目の本学での免除確定後に、提出された「ソーシャルワーク実習実務経験証明書」「ソーシャルワーク実習実務経験自己申告書」の記載内容が事実と相違していること（錯誤・虚偽等）が発覚した場合、免除は取り消され、実習や実習指導科目の履修、これに伴う学修期間の延長や費用納入が必要となります。
 また、同発覚により、社会福祉士国家試験受験後に合格が取り消される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご了承ください。
4. 入学後に、実務経験によるソーシャルワーク実習の免除申請及び判定を行うことは一切できませんので、同実習の免除判定を希望される方は、必ず出願時に免除判定申請（「実務経験証明書」及び「実務経験自己申告書」の提出）を行ってください。
5. 入学後の免除適用の変更はできませんのでご注意ください。
6. 本制度により免除を受けた場合でも、高等学校教諭一種免許状〔福祉〕取得のために必要となるソーシャルワーク実習は免除されません。

実務経験は巻末の実務経験区分の概略【別表 2】を参考にしてください。

実務経験による精神保健福祉実習の免除制度について

1. 精神保健福祉士受験資格取得希望者で、入学前までに（4 月入学の場合には 2027 年 3 月 31 日時点、9 月入学の場合は 2027 年 8 月 31 日時点）、厚生労働省令で定められた施設における、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務に 1 年以上従事された経験があり、精神保健福祉実習及び実習指導の履修免除を希望する方は、本学所定の「精神保健福祉実習実務経験（見込）証明書」と「精神保健福祉実習実務経験（見込）自己申告書」をご提出ください。実習免除の判定を行い、合格通知と同時に免除の可否をお知らせいたします。なお、4 月入学の場合、2027 年 3 月 31 日、9 月入学の場合、2027 年 8 月 31 日までに、1 年以上の実務経験となる見込みの方は、入学後、改めて「実務経験証明書」をご提出ください。
※同一期間の実務経験でソーシャルワーク実習及び精神保健福祉実習の両方を免除申請することはできません（それぞれ 1 年以上の実務経験が必要です）。
2. 医療関係施設（精神科病院、病院、診療所等）における、精神障害者に関する相談援助業務の実務経験が 1 年以上ない方は、たとえ福祉施設等における実習（120 時間）が免除になった場合でも、医療機関における実習（90 時間）は必ず行う必要がありますのでご注意ください。
3. 「精神保健福祉実習」の履修免除は、入学希望者より提出された「実務経験自己申告書」及び「実務経験証明書」に基づいて本学が履修免除を判定しますが、精神保健福祉士受験資格取得にあたっては、精神保健福祉士国家試験受験申込み時に、「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」にて実務経験者として該当するかの再判定が行われます。
4. 実習及び実習指導科目の本学での免除確定後に、提出された「精神保健福祉実習実務経験証明書」「精神保健福祉実習実務経験自己申告書」の記載内容が事実と相違していること（錯誤・虚偽等）が発覚した場合、免除は取り消され、実習や実習指導科目の履修、これに伴う学修期間の延長や費用納入が必要となります。また、同発覚により、精神保健福祉士国家試験受験後に合格が取り消される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご了承ください。
5. 入学後に、実務経験による精神保健福祉実習の免除申請及び判定を行うことは一切できませんので、同実習の免除判定を希望される方は、必ず出願時に免除判定申請（「実務経験証明書」及び「実務経験自己申告書」の提出）を行ってください。
6. 入学後の免除適用の変更はできませんのでご注意ください。

実務経験は巻末の実務経験区分の概略【別表 2】を参考にしてください。

東京福祉大学 個人情報保護基本方針

東京福祉大学・大学院・短期大学部（以下、「当大学」という。）は、個人情報の重要性を認識し、各種法令及び「学校法人茶屋四郎次郎記念学園個人情報保護規則」に則り、個人情報保護基本方針を策定し、以下の取り組みを実施いたしております。

第１条　個人情報とは

氏名、年齢、生年月日、電話番号、住所、出身校、就職・勤務先、国家試験・資格試験合否等の情報で、この内の１つまたは複数の組み合わせにより、個人を特定することのできる情報を意味するものとします。

第２条　個人情報の取得と利用

当大学は、次の①～④の場合を除き、質の高い教育サービスを提供するために必要な範囲内で、利用目的を通知又は公表したうえで、目的の範囲内に限り、適法かつ公正な手段で個人情報を取得し、利用します。
①利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
②利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
③国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当 該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
④取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第３条　個人情報の管理と保護

個人情報に関するリスク（不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、及び漏えいなど）を認識し、これらを防止するための必要かつ適切な安全管理措置を講じます。大学案内・募集要項・説明会案内等の発送に関わる外部委託先に対しても、必要かつ適切な監督を行います。

第４条　個人情報の第三者への提供

次の①～⑤の場合を除き、第三者に対しデータを開示・提供することはいたしません。また、第三者提供を行ったときは、第三者提供に係る記録を作成いたします。
①ご本人にご承諾いただいた場合
②法令の定めにより開示を求められた場合
③人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
④公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
⑤国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第５条　第三者提供を受ける際の確認及び記録

当大学は、第三者から個人データの提供を受けるに際して、法令に基づく確認を行い、記録を作成いたします。

第６条　個人情報の開示、訂正、利用停止、削除等

ご自身の個人情報の開示、訂正、利用停止、削除等を希望される場合には、当大学窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲内で速やかに対応させていただきます。

第７条　法令遵守

当大学は、保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守いたします。

第８条　個人情報保護管理体制と仕組み、および取り組みの継続的改善

当大学では、個人情報保護に関する管理の体制と仕組み、および上記各項における取り組みを適宜見直し改善していきます。

第９条　保有個人データに関する事項の公表

当大学は、保有個人データに関し、次の事項を公表します。
１　個人情報取扱事業者の名称
　学校法人茶屋四郎次郎記念学園
　東京福祉大学・大学院・短期大学部
２　全ての保有個人データの利用目的
　全ての保有個人データの利用目的は、下記の通りとします。ただし、下記に掲げられていない目的が発生した場合又は利用目的を変更した場合には、ご本人に通知いたします。
　（１）　教務上必要とする場合（学生名簿・成績表ほか）
　（２）　大学案内、募集要項、説明会案内等の送付および電話でのご案内等
　（３）　卒業・修了（見込）生－就職（内定）先、国家試験・資格試験合格者一覧への掲載
　（４）　東京福祉大学グループ国家試験・資格試験合格者一覧への掲載および校内掲示
　（５）　東京福祉大学グループのホームページ、学校案内等、雑誌等の広報媒体への掲載
　（６）　在籍校もしくは出身校が進路指導等に資するため、必要と認められた場合
　（７）　健康診断等の健康管理
　（８）　教職員等の人事・服務管理業務、給与・手当等支給及び福利厚生業務
　（９）　受験料、入学金及び学費等学納金の収納管理業務
　（10）　給与等所得、源泉徴収及び退職金管理
　（11）　私学共済関係管理
　（12）　図書館の貸出管理業務を行うため
　（13）　国際交流運営管理業務を行うため
　（14）　当大学の管理・運営に関わる業務において必要な事務を処理するため
３　ご本人が識別される保有個人データの利用目的の通知の請求、開示等の請求、苦情のお申し出先
　ご本人が識別される保有個人データの利用目的の通知の請求、開示等の請求、苦情がございましたら、下記の窓口までご連絡ください。

●伊勢崎キャンパス通信教育課
　電話　０２７０－２０－３６７４
　ＦＡＸ　０２７０－２０－３６９４
　受付時間　　火曜日～金曜日（祝日を除く）１０：００～15：００　　土曜日　１０：００～１４：００

２００４年１０月１日制定
２００７年　４月１日改訂
２０１６年　２月１日改訂
２０１７年５月３０日改訂
東京福祉大学・大学院・短期大学部

◆個人情報保護基本方針の外部伝達について
●本方針は全教職員に周知徹底させるとともに、当大学のホームページ上に公表します。
●以上の基本方針は改訂を行う場合があります。 その際はホームページ上で告知します。

別表① かかる費用の目安

【1 年次入学】(4 月一期入学例)

学部学科	資格・免許	実習免除有無	合計	1年			
				入学時納付金	同窓会費	スクーリング履修費	資格費
教育学部 教育学科 学校教育専攻	小学校教諭一種免許状		1,066,700	226,500	40,000	97,300	—
	中学校・高等学校教諭一種免許状(英語)		1,026,700	226,500	40,000	73,300	—
	養護教諭一種免許状		1,016,700	226,500	40,000	73,300	—
	中学校・高等学校教諭一種免許状(保健)＋ 養護教諭一種免許状		1,118,700	226,500	40,000	81,300	—
	高等学校教諭一種免許状(情報)		1,008,700	226,500	40,000	65,300	—
	認定心理士		907,400	226,500	40,000	81,300	—
	高等学校教諭一種免許状(公民)		942,700	226,500	40,000	65,300	22,000
	特別支援学校教諭一種免許状*1		1,059,900	226,500	40,000	65,300	148,500
心理学部 心理学科	幼稚園教諭一種免許状		1,095,700	226,500	40,000	97,300	99,000
	認定心理士		915,400	226,500	40,000	97,300	—
	公認心理師受験資格※大学卒業のみでは取得不可(P.57 参照)		1,026,400	226,500	40,000	97,300	35,000
	社会福祉士受験資格	実習実施	1,076,700	226,500	40,000	113,300	—
	精神保健福祉士受験資格	実習実施	1,253,700	226,500	40,000	121,300	—
	高等学校教諭一種免許状(公民)		1,174,700	226,500	40,000	137,300	118,000
	特別支援学校教諭一種免許状*1		1,155,400	226,500	40,000	121,300	140,000
	小学校教諭一種免許状		1,471,700	226,500	40,000	153,300	261,000
	中学校・高等学校教諭一種免許状(保健)＋ 養護教諭一種免許状		1,518,700	226,500	40,000	145,300	280,000
社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻	社会福祉士受験資格	実習実施	932,700	226,500	40,000	65,300	—
		実習免除	836,700	226,500	40,000	65,300	—
	精神保健福祉士受験資格	実習実施	1,133,700	226,500	40,000	73,300	—
		実習免除	1,009,700	226,500	40,000	73,300	—
	社会福祉士受験資格 ＋ 精神保健福祉士受験資格	実習実施	1,245,700	226,500	40,000	73,300	—
		実習免除	1,009,700	226,500	40,000	73,300	—
	高等学校教諭一種免許状(公民)		1,062,700	226,500	40,000	81,300	118,000
	高等学校教諭一種免許状(福祉)		1,180,700	226,500	40,000	81,300	140,000
	特別支援学校教諭一種免許状*1		1,043,400	226,500	40,000	73,300	140,000
	社会教育主事*2		913,900	226,500	40,000	65,300	62,500
社会福祉学部 社会福祉学科 経営福祉専攻	社会福祉士受験資格	実習実施	1,004,700	226,500	40,000	89,300	—
	精神保健福祉士受験資格	実習実施	1,173,700	226,500	40,000	97,300	—
	高等学校教諭一種免許状(公民)		1,094,700	226,500	40,000	97,300	118,000
	高等学校教諭一種免許状(福祉)		1,244,700	226,500	40,000	105,300	140,000
	特別支援学校教諭一種免許状*1		1,083,400	226,500	40,000	89,300	140,000
保育児童学部 保育児童学科	保育士		1,055,700	226,500	40,000	81,300	—
	幼稚園教諭一種免許状		1,105,700	226,500	40,000	81,300	85,000
	保育士 ＋ 幼稚園教諭一種免許状		1,236,700	226,500	40,000	81,300	85,000
	小学校教諭一種免許状		1,346,700	226,500	40,000	97,300	184,000
	特別支援学校教諭一種免許状*1		1,142,400	226,500	40,000	81,300	151,000

【2 年次編入学】(4 月一期入学例)

学部学科	資格・免許	合計	2年			
			入学時納付金	同窓会費	スクーリング履修費	資格費
保育児童学部	保育士*3	920,900	229,000	40,000	193,300	—
保育児童学科	保育士*3 ＋ 幼稚園教諭一種免許状	1,101,900	229,000	40,000	217,300	85,000

*特別支援学校教諭 1 種免許状取得には、別途ほかの基礎免許状(養護教諭を除く)が必要です。

学部学科	2年			3年			4年			その他の費用
	年間授業料・諸費用	スクーリング履修費	資格費	年間授業料・諸費用	スクーリング履修費	資格費	年間授業料・諸費用	スクーリング履修費	資格費	実習費等
教育学部 教育学科 学校教育専攻	151,000	153,300	—	151,000	25,300	—	151,000	17,300	—	54,000
	151,000	89,300	—	151,000	73,300	—	151,000	17,300	—	54,000
	151,000	97,300	—	151,000	49,300	—	151,000	17,300	—	60,000
	151,000	113,300	—	151,000	57,300	—	151,000	33,300	—	114,000
	151,000	113,300	—	151,000	73,300	—	151,000	17,300	—	20,000
	151,000	65,300	—	151,000	41,300	—	151,000	—	—	—
	151,000	73,300	—	151,000	25,300	—	151,000	17,300	—	20,000
	151,000	57,300	—	151,000	49,300	—	151,000	—	—	20,000
心理学部 心理学科	151,000	97,300	—	151,000	25,300	—	151,000	17,300	—	40,000
	151,000	57,300	—	151,000	41,300	—	151,000	—	—	—
	151,000	65,300	—	151,000	49,300	—	151,000	—	—	60,000
	151,000	89,300	—	151,000	65,300	—	151,000	9,300	—	80,000
	151,000	129,300	101,000	151,000	73,300	—	151,000	9,300	—	100,000
	151,000	89,300	—	151,000	73,300	—	151,000	17,300	—	20,000
	151,000	81,300	—	151,000	73,300	—	151,000	—	—	20,000
	151,000	201,300	—	151,000	65,300	—	151,000	17,300	—	54,000
	151,000	129,300	—	151,000	97,300	—	151,000	33,300	—	114,000
社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻	151,000	33,300	—	151,000	25,300	—	151,000	9,300	—	80,000
	151,000	33,300	—	151,000	9,300	—	151,000	9,300	—	—
	151,000	81,300	101,000	151,000	41,300	—	151,000	17,300	—	100,000
	151,000	73,300	101,000	151,000	25,300	—	151,000	17,300	—	—
	151,000	89,300	101,000	151,000	65,300	—	151,000	17,300	—	180,000
	151,000	81,300	101,000	151,000	17,300	—	151,000	17,300	—	—
	151,000	73,300	—	151,000	25,300	—	151,000	25,300	—	20,000
	151,000	81,300	—	151,000	33,300	—	151,000	25,300	—	100,000
	151,000	49,300	—	151,000	41,300	—	151,000	—	—	20,000
	151,000	41,300	—	151,000	25,300	—	151,000	—	—	*2
社会福祉学部 社会福祉学科 経営福祉専攻	151,000	65,300	—	151,000	41,300	—	151,000	9,300	—	80,000
	151,000	97,300	101,000	151,000	49,300	—	151,000	9,300	—	100,000
	151,000	89,300	—	151,000	33,300	—	151,000	17,300	—	20,000
	151,000	105,300	—	151,000	57,300	—	151,000	17,300	—	100,000
	151,000	65,300	—	151,000	49,300	—	151,000	—	—	20,000
保育児童学部 保育児童学科	151,000	113,300	—	151,000	57,300	—	151,000	9,300	—	75,000
	151,000	121,300	—	151,000	41,300	—	151,000	17,300	—	40,000
	151,000	137,300	—	151,000	73,300	—	151,000	25,300	—	115,000
	151,000	225,300	—	151,000	49,300	—	151,000	17,300	—	54,000
	151,000	113,300	—	151,000	57,300	—	151,000	—	—	20,000

保育児童学部 保育児童学科	3年			4年			その他の費用
	年間授業料・諸費用	スクーリング履修費	資格費	年間授業料・諸費用	スクーリング履修費	資格費	実習費等
	158,500	57,300	—	158,500	9,300	—	75,000
	158,500	73,300	—	158,500	25,300	—	115,000

別表①　かかる費用の目安

【3 年次編入学】(4 月一期入学例)

学部学科	資格・免許	実習免除 有無	合計	3 年 入学時納付金
教育学部 教育学科 学校教育専攻	小学校教諭一種免許状		748,100	236,500
	中学校・高等学校教諭一種免許状(英語)		716,100	236,500
	養護教諭一種免許状		706,100	236,500
	中学校・高等学校教諭一種免許状(保健)＋ 養護教諭一種免許状		808,100	236,500
	高等学校教諭一種免許状(情報)		706,100	236,500
	認定心理士		564,800	236,500
	高等学校教諭一種免許状(公民)		632,100	236,500
	特別支援学校教諭一種免許状*1		749,300	236,500
	幼稚園教諭一種免許状		785,100	236,500
心理学部 心理学科	認定心理士		540,800	236,500
	公認心理師受験資格※大学卒業のみでは取得不可(P.●●参照)		643,800	236,500
	社会福祉士受験資格	実習実施	686,100	236,500
	精神保健福祉士受験資格	実習実施	839,100	236,500
	高等学校教諭一種免許状(公民)		800,100	236,500
	特別支援学校教諭一種免許状*1		780,800	236,500
	小学校教諭一種免許状		1,097,100	236,500
	中学校・高等学校教諭一種免許状(保健)＋ 養護教諭一種免許状		1,144,100	236,500
社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻	社会福祉士受験資格	実習実施	590,100	236,500
		実習免除	486,100	236,500
	精神保健福祉士受験資格	実習実施	783,100	236,500
		実習免除	659,100	236,500
	社会福祉士 ＋ 精神保健福祉士受験資格	実習実施	887,100	236,500
		実習免除	659,100	236,500
	高等学校教諭一種免許状(公民)		720,100	236,500
	高等学校教諭一種免許状(福祉)		838,100	236,500
	特別支援学校教諭一種免許状*1		700,800	236,500
	社会教育主事*2		571,300	236,500
社会福祉学部 社会福祉学科 経営福祉専攻	社会福祉士受験資格	実習実施	662,100	236,500
	精神保健福祉士受験資格	実習実施	823,100	236,500
	高等学校教諭一種免許状(公民)		776,100	236,500
	高等学校教諭一種免許状(福祉)		934,100	236,500
	特別支援学校教諭一種免許状*1		764,800	236,500
保育児童学部 保育児童学科 *3	幼稚園教諭一種免許状		755,100	236,500
	小学校教諭一種免許状		996,100	236,500
	特別支援学校教諭一種免許状*1		791,800	236,500

*1 特別支援学校教諭一種免許状取得には、別途他の基礎免許状(養護教諭を除く)の取得が必要です。

*2 社会教育主事資格取得には、別途実習費が必要です。

*3 編入学で保育士取得を希望する場合、2 年次編入学(在籍:3 年)になります。P.●●をご参照ください。

学部学科	3年			4年			その他の費用
	同窓会費	スクーリング履修費	資格費	年間授業料・諸費用	スクーリング履修費	資格費	実習費等
	40,000	249,300	—	151,000	17,300	—	54,000
	40,000	217,300	—	151,000	17,300	—	54,000
	40,000	201,300	—	151,000	17,300	—	60,000
教育学部	40,000	233,300	—	151,000	33,300	—	114,000
教育学科	40,000	241,300	—	151,000	17,300	—	20,000
学校教育専攻	40,000	137,300	—	151,000	—	—	—
	40,000	145,300	22,000	151,000	17,300	—	20,000
	40,000	153,300	148,500	151,000	—	—	20,000
	40,000	201,300	99,000	151,000	17,300	—	40,000
	40,000	113,300	—	151,000	—	—	—
	40,000	121,300	35,000	151,000	—	—	60,000
	40,000	169,300	—	151,000	9,300	—	80,000
心理学部	40,000	201,300	101,000	151,000	9,300	—	100,000
心理学科	40,000	217,300	118,000	151,000	17,300	—	20,000
	40,000	193,300	140,000	151,000	—	—	20,000
	40,000	337,300	261,000	151,000	17,300	—	54,000
	40,000	289,300	280,000	151,000	33,300	—	114,000
	40,000	73,300	—	151,000	9,300	—	80,000
	40,000	49,300	—	151,000	9,300	—	—
	40,000	137,300	101,000	151,000	17,300	—	100,000
	40,000	113,300	101,000	151,000	17,300	—	—
社会福祉学部	40,000	161,300	101,000	151,000	17,300	—	180,000
社会福祉学科	40,000	113,300	101,000	151,000	17,300	—	—
社会福祉専攻	40,000	129,300	118,000	151,000	25,300	—	20,000
	40,000	145,300	140,000	151,000	25,300	—	100,000
	40,000	113,300	140,000	151,000	—	—	20,000
	40,000	81,300	62,500	151,000	—	—	*2
	40,000	145,300	—	151,000	9,300	—	80,000
社会福祉学部	40,000	185,300	101,000	151,000	9,300	—	100,000
社会福祉学科	40,000	193,300	118,000	151,000	17,300	—	20,000
経営福祉専攻	40,000	249,300	140,000	151,000	17,300	—	100,000
	40,000	177,300	140,000	151,000	—	—	20,000
保育児童学部	40,000	185,300	85,000	151,000	17,300	—	40,000
保育児童学科	40,000	313,300	184,000	151,000	17,300	—	54,000
*3	40,000	193,300	151,000	151,000	—	—	20,000

別表④　入学願書・学籍原簿記入用コード表

記入の際は、入学志願書・学籍原簿と次の表を参照の上、記入ミスのないようにしてください。

1.出願区分コード

41:4 月一期
42:4 月二期
91:9 月一期
92:9 月二期
93:9 月三期

2.志望コード

A1:教育学部教育学科	1 年
A2: 〃	2 年
A3: 〃	3 年
A4: 〃	4 年
A5: 〃	特修生
B1:心理学部心理学科	1 年
B2: 〃	2 年
B3: 〃	3 年
B4: 〃	4 年
B5: 〃	特修生
C1:社会福祉学部社会福祉学科 社会福祉専攻 1 年	
C2: 〃	2 年
C3: 〃	3 年
C4: 〃	4 年
C5: 〃	特修生
D1:保育児童学部保育児童学科 1 年	
D2: 〃	2 年
D3: 〃	3 年
D4: 〃	4 年
D5: 〃	特修生

E1:社会福祉学部社会福祉学科 経営福祉専攻 1 年	
E2: 〃	2 年
E3: 〃	3 年
E4: 〃	4 年
E5: 〃	特修生
Z1:科目等履修生	
Z2:科目等履修生	
（認定こども園法の改正に伴う幼稚園教諭及び保育士資格の取得希望者）	

3.学歴コード

中途退学等の場合でも、最終学歴とみなして記入してください。

A(校種)
11:大学
21:大学院(修士課程)
22:大学院(博士課程)
31:短期大学
41:専門学校
52:高等専門学校
61:高等学校(全日制)
62:高等学校(定時制)
63:高等学校(通信制)
65:高等学校(専攻科)
71:中等教育学校
72:高等学校卒業程度認定試験(大検)
73:本学特修生制度修了
81:中学校
99:その他
※研究生、聴講生での在学は除いてください。

B(卒業等)
1:卒業見込
2:卒業
3:修了見込
4:修了
5:退学
6:転籍
7:合格
9:その他

C(在籍年数)	
1:1 年	＊1 卒業見込、修了見込は月単位切り上げ（例）高校 2 年 10 ヶ月在籍の場合→3 年
2:2 年	
3:3 年	
4:4 年	＊2 中退、転籍の場合は月単位切り下げ（例） 大学 2 年 6 ヶ月在籍の場合→2 年
5:5 年	
6:6 年	
7:7 年	
8:8 年	
9:その他	

記入例

	A	B	C
大学を 4 年で卒業した場合 →	11	2	4
短期大学を 2 年次の夏に中退した場合 →	31	5	1
高等学校卒業程度認定試験(大検)合格の場合 →	72	7	9

実務経験によるソーシャルワーク実習の免除制度について

1. 社会福祉士受験資格取得希望者で、入学前までに（4月入学の場合には2026年3月31日時点、9月入学の場合は2026年8月31日時点）厚生労働省令で定められた施設における相談援助業務に1年以上従事された経験があり、ソーシャルワーク実習及び実習指導の免除を希望する方は、本学所定の「実務経験（見込）自己申告書」と「実務経験（見込）証明書」をご提出ください。実習免除の判定を行い、合格通知と同時に免除の可否をお知らせします。
 なお、4月入学の場合、2026年3月31日、9月入学の場合、2026年8月31日までに、1年以上の実務経験となる見込みの方は、入学後、改めて「実務経験証明書」をご提出ください。
 ※同一期間の実務経験でソーシャルワーク実習及び精神保健福祉実習の両方を免除申請することはできません（それぞれ1年以上の実務経験が必要です）。
2. 「ソーシャルワーク実習」の履修免除は、入学希望者より提出された「実務経験自己申告書」及び「実務経験証明書」に基づいて本学が履修免除を判定しますが、社会福祉士受験資格取得にあたっては、社会福祉士国家試験受験申込み時に、「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」にて実務経験者として該当するかの再判定が行われます。
3. 実習及び実習指導科目の本学での免除確定後に、提出された「ソーシャルワーク実習実務経験証明書」「ソーシャルワーク実習実務経験自己申告書」の記載内容が事実と相違していること（錯誤・虚偽等）が発覚した場合、免除は取り消され、実習や実習指導科目の履修、これに伴う学修期間の延長や費用納入が必要となります。
 また、同発覚により、社会福祉士国家試験受験後に合格が取り消される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご了承ください。
4. 入学後に、実務経験によるソーシャルワーク実習の免除申請及び判定を行うことは一切できませんので、同実習の免除判定を希望される方は、必ず出願時に免除判定申請（「実務経験証明書」及び「実務経験自己申告書」の提出）を行ってください。
5. 入学後の免除適用の変更はできませんのでご注意ください。
6. 本制度により免除を受けた場合でも、高等学校教諭一種免許状〔福祉〕取得のために必要となるソーシャルワーク実習は免除されません。

実務経験は下記の実務経験区分の概略を参考にしてください。

※この実務経験範囲一覧は、2024年5月現在の状況です。なお、法律の改正により施設（事業）等種類と職種の例は変更になる場合があります。

指定施設における実務経験の範囲は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年12月15日厚生省令第49号）」ならびに「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社庶第29号厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知）」（令和6年7月3日改正）により定められていますので、ご自分でよくご確認ください（**参考ホームページ：関東信越厚生局・社会福祉士・関係法令通知一覧**）。

指定施設における相談援助の業務の範囲（平成30年5月23日一部改正）

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に1年以上従事した者は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められる可能性があります。**なお、下記一覧表中の「相談援助業務の実務経験として認められる職種」欄の「専任の相談員（または職員）」に該当する方は、当該施設の常勤者で専らその職種に従事している方、または以下①・②両方の要件を満たす方ですのでご注意ください。**

①当該施設設置者と雇用関係を有していること。

②労働時間が当該施設の常勤者の約4分の3以上であること。

【業務従事機関の計算方法】

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、下記に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。

〈一覧表〉

児童分野

児童福祉法	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
	児童相談所	児童福祉司	1361
		児童心理司	1362
		受付相談員	1363
		相談員	1364
		電話相談員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員（少年を指導する職員）	1372
		個別対応職員	1373
		自立支援担当職員	1374
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
		自立支援担当職員	1387
	障害児入所施設 児童発達支援センター （障害児通所支援事業）	★児童指導員（※2）	1561
		★保育士（※3）	1562
		児童発達支援管理責任者	1563
		心理担当職員	1564
	知的障害児施設 知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）	★児童指導員（※2）	1391
		★保育士（※3）	1392
	知的障害児通園施設	★児童指導員（※2）	1401
		★保育士（※3）	1402
	盲ろうあ児施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設	★児童指導員（※2）	1411
		★保育士（※3）	1412
	肢体不自由児施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設	★児童指導員（※2）	1421
		★保育士（※3）	1422
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員	1431
		保育士	1432
		個別対応職員	1433
		家庭支援専門相談員	1434
		自立支援担当職員	1435
	重症心身障害児施設	★児童指導員（※2）	1441
		★保育士（※3）	1442
		心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1451
		児童生活支援員	1452
		個別対応職員	1453
		家庭支援専門相談員	1454
		職業指導員	1455
		自立支援担当職員	1456
	児童家庭支援センター	相談員 （児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）	1461
	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者	1641
		里親等支援員	1642
		里親研修等担当者	1643
		家庭支援専門相談員	1644
		自立支援担当職員	1645
		養親等相談支援員	1646

児童福祉法	施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	児童発達支援事業を行う施設	★指導員（※1）	1571
			★児童指導員（※2）	1572
			★保育士（※3）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			機能訓練担当職員 （心理担当職員に限る）	1575
			★障害福祉サービス経験者（※4）	1576
		放課後等デイサービス事業を行う施設	★指導員（※1）	1571
			★児童指導員（※2）	1572
			★保育士（※3）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			機能訓練担当職員 （心理担当職員に限る）	1575
			★障害福祉サービス経験者（※4）	1576
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）	1577
			児童発達支援管理責任者	1574
		保育所等訪問支援事業を行う施設	★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）	1577
			児童発達支援管理責任者	1574
	障害児相談支援事業		相談支援専門員	1581
			相談支援員	1582
	乳児院		児童指導員	2511
			保育士	2512
			個別対応職員	2513
			家庭支援専門相談員	2514
			里親支援専門相談員	2515
	医療型児童発達支援を行う施設		★児童指導員（※2）	5211
			★保育士（※3）	5212
			児童発達支援管理責任者	5213
			機能訓練担当職員 （心理指導担当職員に限る）	5214
	指定発達支援医療機関 肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの		★児童指導員（※2）	2451
			★保育士（※3）	2452
	児童自立生活援助事業を行っている施設		相談援助業務を行っている指導員	2531
			個別対応職員	2352
			自立支援担当職員	2353
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員	2561
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所		小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081
	若年被害女性等支援事業を行っている事業所		相談援助業務又は自立支援を行う職員	5221
	養育支援訪問事業を行っている事業所		訪問支援者	5231
	児童厚生施設（児童遊園を除く）		職員のうち相談援助業務を行っている者	5241
	親子再統合支援事業を行っている事業所		相談援助業務を行っている職員	5251
	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所		支援コーディネーター	5261
			生活相談支援員	5262
			就労相談支援員	5263
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所		支援コーディネーター	5271
			母子支援員	5272
	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所		訪問支援員	5281

（次ページに続きます）

	施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
児童福祉法	児童育成支援拠点事業を行っている事業所		相談援助業務を行っている職員	5291
	こども家庭センター		児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	5301
			母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5302
			統括支援員	5303
	地域子育て相談機関		相談支援業務を行っている職員	5311
その他	利用者支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業（障害児通園事業）		相談援助業務を行っている職員（相談員）	2291
	地域相談支援事業	障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2441

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
その他	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	2541
	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	★児童指導員（※2）	2581
		★保育士（※3）	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員	5091
	「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター	5111

注意事項

（※1）「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（※2）「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（※3）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（※4）「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

高齢者分野

	施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
介護保険法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員	1011
			介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1012
		介護老人保健施設	支援相談員	1021
			相談指導員	1023
			介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1022
		介護医療院	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1611
		指定介護療養型医療施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1031
	地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行う職員（※5）（保健師、主任介護支援専門員等）	1041
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設〔指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む〕		生活相談員	2221
			計画作成担当者	2222
	指定通所介護を行う施設〔基準該当通所介護を行う施設、指定地域密着型通所介護を行う施設、指定介護予防通所介護を行う施設、基準該当介護予防通所介護を行う施設、第一号通所事業を行う施設（※6）、指定認知症対応型通所介護を行う施設、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む〕		生活相談員	2011

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
介護保険法	指定短期入所生活介護を行う施設〔基準該当短期入所生活介護を行う施設、指定介護予防短期入所生活介護を行う施設、基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む〕	生活相談員	2051
	指定通所リハビリテーションを行う施設〔指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む〕※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2091
	指定短期入所療養介護を行う施設〔指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む〕※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従事者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む〕	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む〕	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2171
	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員	2191
		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2192

（次ページに続きます）

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
介護保険法	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2201
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2211
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2911
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員	1051
	特別養護老人ホーム （地域密着型特別養護老人ホームを含む）	生活相談員	1061
	軽費老人ホーム 都市型軽費老人ホーム 軽費老人ホーム（A型・B型）、ケアハウスを含む	生活相談員	1071
		主任生活相談員	1072
	老人福祉センター （特A型、A型、B型）	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設	生活相談員	1091

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
老人福祉法	老人デイサービスセンター	生活相談員	1101
	老人介護支援センター （在宅介護支援センター）	相談援助業務を行っている職員	1111
	有料老人ホーム	生活相談員	2271
その他	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス （高齢者生活福祉センター）	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	2801

注意事項

（※5）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

（※6）「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

障害者分野

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） 障害者更生センター〕	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字図書館	相談援助業務を行っている職員	2321
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1341
		精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1342
		精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1343
		心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1344
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354
障害者総合支援法	障害者支援施設	★生活支援員（※7）	1121
		就労支援員	1122
		サービス管理責任者	1123
	地域活動支援センター	★指導員（※7）	1131
	福祉ホーム	管理人	1141
	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員	5121

		施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
障害者総合支援法	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 〔肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕	★生活支援員（※7）	2831
		身体障害者療護施設	★生活支援員（※7）	2841
		身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（※7）	2851
		身体障害者福祉工場	★指導員（※7）	2861
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	1191
			精神障害者社会復帰指導員	1192
		精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士	1201
			精神障害者社会復帰指導員	1202
		精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	1211
			精神障害者社会復帰指導員	1212
		精神障害者福祉ホーム	管理人	1221
	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設 （入所、通所）	★生活支援員（※7）	1231
		知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（※7）	1241
		知的障害者通勤寮	★生活支援員（※7）	1251
	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	★生活支援員（※7）	1271
			サービス管理責任者	1272
		自立訓練を行う施設 （機能訓練、生活訓練）	★生活支援員（※7）	1281
			サービス管理責任者	1282
		就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む）	★生活支援員（※7）	1291
			就労支援員	1292
			サービス管理責任者	1293
			職業指導員 （相談援助を行う場合に限る）	1294
		就労継続支援を行う施設 （A型、B型）	★生活支援員（※7）	1301
			サービス管理責任者	1302
			職業指導員 （相談援助を行う場合に限る）	1303
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	1621
			サービス管理責任者	1622

（次ページに続きます）

	施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	自立生活援助を行う施設	地域生活支援員	1631
			サービス管理責任者	1632
		療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	1261
		短期入所を行う施設〔身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	2341
		重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2351
		共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2361
		共同生活援助を行う施設〔精神障害者グループホーム、知的障害者グループホームを含む〕	相談援助業務を行っている職員	2371
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2391
		障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2431
	一般相談支援事業所		相談支援専門員	1591
	特定相談支援事業所		相談支援専門員	1601
			相談支援員	1602
	相談支援事業を行う施設		相談支援専門員	2871
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」		相談援助業務を行っている指導員	2301
			相談援助業務を行っているケースワーカー	2302
発達障害者支援法	発達障害者支援センター		相談支援を担当する職員	2461
			就労支援を担当する職員	2462
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター		障害者職業カウンセラー	2471
	地域障害者職業センター		障害者職業カウンセラー	2481
			職場適応援助者	2482
	障害者雇用支援センター		改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター		主任就業支援担当者	2501
			就業支援担当者	2502
			主任職場定着支援担当者	2503
			生活支援担当職員	2504

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
職業安定法	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター	2981
		障害学生等雇用サポーター	2982
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2731
		地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援特別事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2811
		地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員〔医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く〕	2821
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員〔医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く〕	2881
	第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2921

注意事項

（※7）「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

その他の分野

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1511
		精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1512
		精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1513
		心理判定員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1514
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア　患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ　患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ　患者の社会復帰に係る相談援助 エ　以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
		退院後生活環境相談員	1522
生活保護法	救護施設	生活指導員	1491
	更生施設	生活指導員	1501
	授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿所提供施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	2931
	日常生活支援住居施設	生活支援員	5181
		生活支援提供責任者	5182
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員	2941
		相談支援員	2942
		就労支援員	2943
		就労準備支援担当者	2944
		家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2945
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474
		現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		女性相談支援員	1485
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添１の３（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487
		生活保護法第 55 条の７第１項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488
	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員	2611

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
社会福祉法	都道府県社会福祉協議会	専門員	2621
		相談援助業務を行っている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）	2622
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）	2631
		福祉活動専門員	2632
		相談援助業務を行っている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）	2633
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター	相談支援員	1531
		心理支援員	1532
		女性相談支援員	1533
	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員	1541
母子保健法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	5191
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員	5201
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員	1551
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官 (心理)	5013
		福祉専門官	5014
少年院法	少年院	法務教官	5021
		法務技官 (心理)	5022
		福祉専門官	5023
少年鑑別法	少年鑑別所	法務教官	5031
		法務技官 (心理)	5032
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	2641
		社会復帰調整官	2642
	保護観察所	保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2652
更生保護事業法	更生保護施設	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
裁判所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官	5131
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	2671
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員	5061
成年後見制度の利用の促進に関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員	5141
その他	母子家庭等就業・自立センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	2681

その他	就労支援事業を行っている事業所（自立支援プログラム策定実施推進事業／実施要領に規定する事業）	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2751
		その他相談援助業務を行っている職員	2752
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2971

その他	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業をおこなっている事業所	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
		就労支援員	2893
		家計相談支援員	2894
	地域居住支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員	5321
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	5071
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員	5151
	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員	5161
	厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員	9999

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）［平成18年10月～19年3月］	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業）（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業） 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業）（知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	3061
障害者デイサービスを行う施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業）（身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む）	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）［平成18年10月～19年3月］	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業（知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業）	相談援助業務を行っている職員	3091

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
高齢者住宅等安心確保事業（高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業） 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業（高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員	3101
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業（中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴィエトナム難民収容施設（日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業（児童センター、市に設置された児童館において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業（保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業（青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業（都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

実務経験による精神保健福祉実習の免除制度について

1. 精神保健福祉士受験資格取得希望者で、入学前までに（4月入学の場合には2026年3月31日時点、9月入学の場合は2026年8月31日時点）、厚生労働省令で定められた施設における、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務に1年以上従事された経験があり、精神保健福祉実習及び実習指導の履修免除を希望する方は、本学所定の「精神保健福祉実習実務経験（見込）証明書」と「精神保健福祉実習実務経験（見込）自己申告書」をご提出ください。実習免除の判定を行い、合格通知と同時に免除の可否をお知らせいたします。なお、4月入学の場合、2026年3月31日、9月入学の場合、2026年8月31日までに、1年以上の実務経験となる見込みの方は、入学後、改めて「実務経験証明書」をご提出ください。
 ※同一期間の実務経験でソーシャルワーク実習及び精神保健福祉実習の両方を免除申請することはできません（それぞれ1年以上の実務経験が必要です）。
2. **医療関係施設（精神科病院、病院、診療所等）における、精神障害者に関する相談援助業務の実務経験が1年以上ない方は、たとえ福祉施設等における実習（120時間）が免除になった場合でも、医療機関における実習（90時間）は必ず行う必要がありますのでご注意ください。**
3. 「精神保健福祉実習」の履修免除は、入学希望者より提出された「実務経験自己申告書」及び「実務経験証明書」に基づいて本学が履修免除を判定しますが、精神保健福祉士受験資格取得にあたっては、精神保健福祉士国家試験受験申込み時に、「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」にて実務経験者として該当するかの再判定が行われます。
4. 実習及び実習指導科目の本学での免除確定後に、提出された「精神保健福祉実習実務経験証明書」「精神保健福祉実習実務経験自己申告書」の記載内容が事実と相違していること（錯誤・虚偽等）が発覚した場合、免除は取り消され、実習や実習指導科目の履修、これに伴う学修期間の延長や費用納入が必要となります。また、同発覚により、精神保健福祉士国家試験受験後に合格が取り消される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご了承ください。
5. 入学後に、実務経験による精神保健福祉実習の免除申請及び判定を行うことは一切できませんので、同実習の免除判定を希望される方は、必ず出願時に免除判定申請（「実務経験証明書」及び「実務経験自己申告書」の提出）を行ってください。
6. 入学後の免除適用の変更はできませんのでご注意ください。

実務経験は下記の実務経験区分の概略を参考にしてください。

※この実務経験範囲一覧は、2024年7月現在の状況です。なお、法律の改正により施設（事業）等種類と職種の例は変更になる場合があります。

「精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）」に基づく指定施設における、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験の範囲は、「「指定施設における業務の範囲等について」の一部改正について」（令和6年7月3日障発0703第1号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長・各関係団体の長・各地方厚生（支）局長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知」により定められています。ご自身でも同省令・通知等をよくご確認ください（**参考ホームページ：厚生労働省・精神保健福祉士・精神保健福祉士の養成に係る関連通知について［4］**）。**なお、医療機関等において看護師が、看護業務の傍らで、精神障害者の相談を行っていたというような場合は、実務経験として認定されませんので十分ご注意ください。**

【対象となる職種】

○精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている方

（1）精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①から⑤の全てに該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。

①精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

②精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけさせるための訓練

④精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤援助を行うための関係者との連絡、調整等

・ケースカンファレンス等の会議への出席

・ケース記録等の関係書類の整理

・職員間の申し送り、連絡、調整

・関係機関との連絡、調整

(2) 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

(3) 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

〈一覧表〉

施設（事業）等種類（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			施設コード	職種の例・職種コード
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神科病院		01	・精神科ソーシャルワーカー［01］ ・医療ソーシャルワーカー［01］ ・その他（職種名を記入［02］）
	精神保健福祉センター		02	・精神保健福祉相談員［01］ ・社会福祉士［01］ ・精神科ソーシャルワーカー［01］ ・心理判定員［01］ ・その他（職種名を記入［02］）
児童福祉法	障害児通所支援事業を行う施設（児童デイサービスであった期間を含む）	児童発達支援	03	・相談援助業務に従事する職員［01］ ・その他（職種名を記入）［02］
		放課後等デイサービス	04	
		居宅訪問型児童発達支援	52	
		保育所等訪問支援	53	
	乳児院		05	・個別対応職員［01］ ・家庭支援専門相談員［01］ ・児童指導員［01］ ・保育士［01］ ・里親支援専門相談員［01］ ・その他（職種名を記入）［02］
	児童養護施設		06	・児童指導員［01］ ・保育士［01］ ・個別対応職員［01］ ・家庭支援専門相談員［01］ ・心理療法担当職員［01］ ・職業指導員［01］ ・自立支援担当職員［01］ ・里親支援専門相談員［01］ ・その他（職種名を記入）［02］
	福祉型障害児入所施設（知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む）		07	・児童指導員［01］ ・保育士［01］ ・児童発達支援管理責任者［01］ ・心理担当職員［01］ ・職業指導員［01］ ・その他（職種名を記入［02］）
	児童心理治療施設（旧：情緒障害児短期治療施設）		08	・心理療法担当職員［01］ ・児童指導員［01］ ・保育士［01］ ・個別対応職員［01］ ・家庭支援専門相談員［01］ ・その他（職種名を記入）［02］
	児童相談所		09	・児童福祉司［01］ ・児童心理司［01］ ・受付相談員［01］ ・相談員［01］ ・電話相談員［01］ ・児童指導員［01］ ・保育士［01］ ・その他（職種名を記入［02］）
	母子生活支援施設		10	・母子支援員［01］ ・少年を指導する職員［01］ ・心理療法担当職員［01］ ・自立支援担当職員［01］ ・個別対応職員［01］ ・その他（職種名を記入）［02］
	障害児相談支援事業を行う施設		11	・相談支援専門員［01］ ・相談支援員［01］ ・その他（職種名を記入［02］）
	児童自立支援施設		12	・児童自立支援専門員［01］ ・児童生活支援員［01］ ・個別対応職員［01］ ・家庭支援専門相談員［01］ ・心理療法担当職員［01］ ・職業指導員［01］ ・自立支援担当職員［01］ ・その他（職種名を記入）［02］
	児童家庭支援センター		13	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員［01］ ・その他（職種名を記入［02］）
	児童自立生活援助事業を行う施設		56	・相談援助業務を行う指導員［01］ ・自立支援担当職員［01］ ・個別対応職員［01］ ・その他（職種名を記入）［02］
児童福祉法	里親支援センター		84	・里親制度等普及促進担当者［01］ ・里親等支援員［01］ ・里親研修等担当者［01］ ・養親等相談支援員［01］ ・自立支援担当職員［01］ ・家庭支援専門相談員［01］ ・その他（職種名を記入）［02］
	社会的養護自立支援拠点事業を行う施設		85	・支援コーディネーター［01］ ・生活相談支援員［01］ ・就労相談支援員［01］
	妊産婦等生活援助事業を行う施設		86	・支援コーディネーター［01］ ・母子支援員［01］
地域保健法	保健所		14	・精神保健福祉相談員［01］ ・社会福祉士［01］ ・精神科ソーシャルワーカー［01］ ・心理判定員［01］ ・その他（職種名を記入［02］）
	市町村保健センター		15	
医療法	病院（精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）		16	・精神科ソーシャルワーカー［01］ ・医療ソーシャルワーカー［01］ ・その他（職種名を記入［02］）
	診療所（精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）		17	
生活保護法	救護施設		18	・生活指導員［01］ ・その他（職種名を記入［02］）
	更生施設		19	
	被保護者就労支援事業を行う事業所		57	・就労支援員［01］
	被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所		58	・就労支援員［01］ ・被保護者就労準備支援担当者［01］ ・相談支援に従事する者［01］
	就労支援事業を行う事業所「自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業」		78	・就労支援員［01］
	日常生活支援住居施設		83	・生活支援員［01］ ・生活支援提供責任者［01］
地方自治体	市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署		20	・精神保健福祉相談員［01］ ・社会福祉士［01］ ・精神科ソーシャルワーカー［01］ ・心理判定員［01］ ・その他（職種名を記入［02］）
	区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署		21	
	町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署		22	
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関		59	・主任相談支援員［01］ ・相談支援員［01］ ・就労支援員［01］ ・家計改善支援員［01］ ・就労準備支援担当者［01］
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所		60	
	生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所		61	
社会福祉法	福祉事務所		23	・査察指導員［01］ ・身体障害者福祉司［01］ ・知的障害者福祉司［01］ ・老人福祉指導主事［01］ ・現業員［01］ ・家庭児童福祉主事［01］ ・家庭相談員［01］ ・面接員に相当する職員［01］ ・女性相談支援員［01］ ・母子・父子自立支援員［01］ ・母子・父子自立支援プログラム策定員［01］ ・就業支援専門員［01］ ・生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員［01］ ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員［01］ ・その他（職種名を記入［02］）

（次ページに続きます）

施設（事業）等種類（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			施設コード	職種の例・職種コード
社会福祉法	都道府県社会福祉協議会日常生活自立支援事業		62	・専門員 [01]
	市町村社会福祉協議会		24	・福祉活動専門員 [01] ・相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）に従事する職員 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所		25	・知的障害者福祉司 [01] ・心理判定員 [01] ・職能判定員 [01] ・ケース・ワーカー [01] ・その他（職種名を記入［02］）
法務省設置法	保護観察所		26	・社会復帰調整官 [01] ・保護観察官 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター		27	・障害者職業カウンセラー [01] ・その他（職種名を記入［02］）
	地域障害者職業センター		28	・障害者職業カウンセラー [01] ・職場適応援助者 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
	障害者就業・生活支援センター		29	・主任就業支援担当者 [01] ・就業支援担当者 [01] ・主任職場定着支援担当者 [01] ・生活支援担当職員 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター		63	・相談指導員 [01] ・心理支援員 [01] ・女性相談支援員 [01]
	女性自立支援施設		64	・入所者の自立支援を行う職員 [01]
刑事収容施設法	刑事施設		65	・刑務官 [01] ・法務教官 [01] ・法務技官（心理）[01] ・福祉専門官 [01]
少年院法	少年院		66	・法務教官 [01] ・法務技官（心理）[01] ・福祉専門官 [01]
少年鑑別所法	少年鑑別所		67	・法務教官 [01] ・法務技官（心理）[01]
更生保護事業法	更生保護施設		30	・補導に当たる職員 [01] ・福祉職員 [01] ・薬物専門職員 [01] ・訪問支援職員 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
発達障害者支援法	発達障害者支援センター		31	・相談支援を担当する職員 [01] ・就労支援を担当する職員 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	32	・生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・その他 (職種名を記入)[02]
		自立訓練を行う施設	33	
		就労移行支援を行う施設	34	・職業指導員 [01] ・生活支援員 [01] ・就労支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・その他 (職種名を記入)[02]
		就労継続支援を行う施設	35	・職業指導員 [01] ・生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・その他 (職種名を記入)[02]
		就労定着支援を行う施設	54	・就労定着支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・相談援助業務に従事する職員 [01] ・その他 (職種名を記入)[02]
		自立生活援助を行う施設	55	・地域生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・相談援助業務に従事する職員 [01] ・その他 (職種名を記入)[02]
		短期入所を行う施設	36	・相談援助業務に従事する職員 [01] ・その他 (職種名を記入)[02]
		重度障害者等包括支援を行う施設	37	
		共同生活援助を行う施設（共同生活介護であった期間を含む）	38	

施設（事業）等種類（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			施設コード	職種の例・職種コード
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	68	・相談援助業務に従事する職員 [01]
		障害者相談支援事業を行っている施設	69	
		障害児等療育支援事業を行っている施設	70	
	一般相談支援事業を行う施設（相談支援事業を行う施設であった期間を含む）		39	・相談支援専門員 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
	特定相談支援事業を行う施設（相談支援事業を行う施設であった期間を含む）		40	・相談支援専門員 [01] ・相談支援員 [01] ・その他（職種名を記入）[02]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	障害者支援施設		41	・生活支援員 [01] ・就労支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
	地域活動支援センター		42	・指導員 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
	福祉ホーム		43	・管理人 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
	基幹相談支援センター		71	・相談援助業務に従事する職員 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
介護保険法	地域包括支援センター		72	・包括的支援事業に係る業務を行う職員（※1）（介護保険法第 115 条の 45 第２項第４号から第５号までに掲げる事業を除く）[01] ・その他（職種名を記入［02］）
職業安定法	公共職業安定所		73	・精神・発達障害者雇用サポーター [01] ・障害学生等雇用サポーター [01]
改正前の法律	精神障害者地域生活援助事業を行う施設		44	・世話人 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
	精神障害者社会復帰施設		45	・精神障害者社会復帰指導員 [01] ・管理人 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
	知的障害者援護施設		46	・生活支援員 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
	児童デイサービス		47	・相談援助業務に従事する職員 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
その他	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設		49	・地域体制整備コーディネーター [01] ・地域移行推進員 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行う施設		74	・相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）[01]
	第１号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人		75	・第１号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 [01]
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人		76	・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 [01]
	スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設		50	・スクールソーシャルワーカー [01] ・その他（職種名を記入［02］）
	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行う施設		77	・相談員 [01]
	ひきこもり地域支援センター		79	・ひきこもり支援コーディネーター [01]
	地域生活定着支援センター		80	・相談援助業務に従事する職員 [01]
	ホームレス自立支援事業を行う施設		51	・生活相談指導員 [01] ・その他（職種名を記入［02］）
	地域若者サポートステーション		81	・相談援助業務に従事する職員 [01]
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関		82	・支援コーディネーター [01]
	その他厚生労働大臣が個別に認めた施設【要確認】		99	・精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

注意事項（※1）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。

東京福祉大学

通信教育課程募集要項

大学通信教育の受講方法や出願方法を個別に相談できます！

大学学部通信教育・大学院 WEB 説明会

●大学公式サイトで受講方法・出願方法の説明動画を自由に閲覧できます
●本学担当者に WEB で個別相談ができます（要予約）

公式サイト通信教育ページ

毎月 1 回程度開催

お問合わせ・申し込みは本学公式サイトから

お問合わせ・出願先

伊勢崎キャンパス
〒372-0831　群馬県伊勢崎市山王町 2020-1
通信教育課 TEL.0270-20-3674

池袋キャンパス
〒171-0022　東京都豊島区南池袋 2-14-7
入学課　TEL.03-3987-6602

◎出願書類送付先
東京福祉大学願書センター
〒209-8790 日本郵便株式会社東京多摩郵便局私書箱等 35 号 TOPPAN エッジ（株）
※お問い合わせは通信教育課へご連絡ください。
火曜～土曜 10:00～15:00
（日・月・祝日は受付を行っておりません。）